

平成 29 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

平成 29 年 3 月 7 日 開会

平成 29 年 3 月 22 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成29年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月7日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
平成29年度の施政方針について	4
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	8
同意第1号から議案第20号まで21件一括提案説明	9
散 会	17

3月9日（木曜日）第2号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	20
町政に対する一般質問	20
○7番 横田貴次君	20

1 巨大地震発生時の対応について

- (1) 巨大地震発生時における職員の初期行動及び被災状況調査は。
- (2) 災害対策本部、ボランティアセンターの設置場所及び現地避難所等との情報通信手法は。
- (3) 津波発生に伴う大型船による防波堤の破壊、重油の流出及びそれに伴う火災発生について、第4管区海上保安本部との連携は。

2 緊急輸送道路や緊急輸送基地の想定について

- (1) 緊急輸送道路である国道247号線は津波の恐れがあり、知多東部線・知多西部線の整備に向け、国・県との調整、予算確保が必要では。
- (2) 緊急輸送基地は野間中学校付近に1箇所設置する計画だが、増設・分散などの見直しが必要では。

3 減災に向けた各学区との連携について

- (1) 学校・病院・町内各区の防災訓練は個々に主催・実施されているが、災害時の連携・

協力体制確立のため、町全体で実践的に実施する必要があるのでは。

(2) 情報通信技術（ＩＣＴ）スマートタウン実現に向けた取り組みが必要と考えるが、町の考え方は。

(3) 「災害ハザードマップ」、「地震・風水害ハザードマップ」、「防災マップ」の違いと活用法は。また、津波に関して町地域防災計画との数値の差異について、正しい認識の周知が必要と考えるが、町の見解は。

○ 9 番 大岩 靖君 2 9

1 美浜町における空き家対策について

(1) 美浜町内の空き家について、調査の進捗状況は。また特定空き家の件数は。

(2) 空き家のデータベースは完成したか。

(3) 空き家等対策計画に基づく今後の実施事業、スケジュールは。

2 町道・県道沿いに繁茂する樹木等の処理・行政対応は

(1) 通行の支障となっている樹木等に関して、安全管理上どのように考えているか。

(2) 伐採・草刈り等協力していただけない地権者と、地域ボランティアとの調整をする考えはあるか。

3 美浜町のごみ処理対応について

(1) 事業系ごみの受け入れについて、平成29年10月からどのように変更されるのか。

(2) 受け入れ日変更に伴う、町内事業所への周知、問い合わせへの対応はどのように計画しているか。

○ 8 番 荒井勝彦君 3 8

1 美浜町における子どもの貧困対策としての学習支援について

2 買い物難民対策について

3 民生・児童委員の状況及び消防団との連携について

(1) 本町の民生・児童委員の受け持ち件数及び平均年齢は。

(2) 大規模災害発生時における民生・児童委員と消防団の連携、独居老人など個人情報の共有は。

○ 3 番 鈴木美代子君 4 4

1 少子化対策としての「小中一貫校」は本町にとって妥当な施策か

2 高齢者・障がい者福祉施策の充実について

(1) 福祉施策として、ひとり暮らしの方や高齢者夫婦などの安否確認、買い物支援など多様な生活支援施策が必要と考えるが、どのような事業を検討・計画しているか。

(2) 高齢者や障がい者などの外出を支援する施策を充実させるために何を実施するか。

(3) 高齢者世帯が安心して暮らせる、高齢者住宅を公営で整備することはできないか。

3 全小学校での「フッ素洗口」実施を

4 おたふくかぜ・ロタウイルスなどの任意予防接種に対する助成を

5 ミハマ・フェス会場の自衛隊車両の展示について

○ 2 番 山本辰見君 5 4

1 知多奥田駅東部地区開発（美浜町運動公園）整備計画に関連して

- (1) 町民全体に説明会を開き事業費を含む資料を提示すべきと考えるがいかがか。
- (2) 知多奥田駅東部地区開発（美浜町運動公園）整備計画と総合公園グランド拡張事業について、全体事業費、資金計画、返済計画の詳細を。
- (3) パブリックコメントを求める資料には財政計画が示されていないが、これで説明した、意見を求めたといえるのか。
- (4) 総合公園のサッカー場・野球場の利用人口の見通しは。
- (5) 知多奥田駅東部の美浜町運動公園の利用人口の見通しとその内訳は。
- (6) 美浜町運動公園の利用料金の見通しと、施設維持費の関係はどのように試算したか。
また、歳入不足となった場合は、一般財源で補てんするのか。
- (7) 知多奥田駅東部地区開発に利用する総合公園グランド拡張工事から排出される土砂について、総量・延べ運搬日数等の運行計画とそれに伴う安全対策などの対応は。

○10番 横田全博君 6 4

1 今後の財政計画と事業計画について

- (1) 財政力指数の推移の予測及び歳出抑制・歳入確保のための施策は。
- (2) 経常収支比率に対する認識と今後の予測は。
- (3) 家庭排水による水質汚濁を防止する新たな手段にどう取り組み、その総予算規模及び完了までの期間をどれくらいと想定しているか。
- (4) 知多奥田駅東部地区開発（美浜町運動公園）における平成30年度以降の財政計画及び総合公園グランド拡張工事完了までの財源見込みは。
- (5) 「美浜の里構想」について、事業内容、総事業費、完了までの期間など具体的に説明を。

○ 5 番 杉浦 剛君 7 3

1 市街地再編整備について

2 遊休農地解消に向けた各地区の取り組みに対する支援について

3 太陽光発電等の開発行為について

- (1) 法令等に違反する開発行為の監視・指導について。
- (2) 太陽光発電施設の設置状況について。

散 会 8 1

3月14日（火曜日）第3号

議事日程 8 3

会議に付した事件 8 3

会議に出欠席した議員 8 3

説明のため出席した者の職、氏名 8 4

職務のため出席した者の職、氏名 8 4

開議の宣告 8 4

同意第1号（質疑・討論・採決） 8 5

同意第2号（質疑・討論・採決） 8 5

議案第 2 号（質疑・討論・採決）	8 6
議案第 3 号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第 4 号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第 5 号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第 6 号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第 7 号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第 8 号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第 9 号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第10号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第11号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第12号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第13号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第14号から議案第20号まで 7 件一括（質疑・委員会付託）	9 0
散 会	1 0 9

3 月 22 日（水曜日）第 4 号

議事日程	1 1 1
会議に付した事件	1 1 1
会議に出欠席した議員	1 1 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 1 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 1 2
開議の宣告	1 1 2
議案第 3 号から議案第 6 号まで 4 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第 7 号から議案第 8 号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 6
議案第 9 号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 8
議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 8
議案第11号から議案第12号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 0
議案第13号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 1
議案第14号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 2
議案第15号から議案第17号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第18号から議案第20号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議会閉会中の継続調査事件について	1 3 5
閉 会	1 3 6

平成29年 3 月 7 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成29年 3 月 7 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成29年度の施政方針について

日程第 4 発議第 1 号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 5 同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について

同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 2 号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結について

議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算

議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第19号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 江 元 梅 彦 君

7 番 横 田 貴 次 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

9番 大 岩 靖 君
11番 野 田 増 男 君
13番 丸 田 博 雅 君

10番 横 田 全 博 君
12番 大 崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２７名）

町 長 神 谷 信 行 君
教 育 長 山 本 敬 君
総 務 部 長 本 多 孝 行 君
厚 生 部 長 坂 本 順 一 君
建 設 部 長 斎 藤 功 君
総 務 課 長 杉 本 康 寿 君
税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君
秘書広報課長 谷 川 徳 寿 君
福 祉 課 長 西 田 林 治 君
健康推進課長 齋 藤 孝 茂 君
環境保全課長 岩 本 健 市 君
都市整備課長 石 川 喜 次 君
学校教育課長 日 比 郁 夫 君
学 校 給 食
センター所長 夏 目 明 房 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君
会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君
企 画 部 長 沼 田 治 義 君
経済環境部長 竹 内 康 雄 君
教 育 部 長 牧 守 君
防災安全課長 石 濱 克 彦 君
企画政策課長 磯 貝 尚 美 君
住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
子育て支援課長 山 下 幸 子 君
産業振興課長 天 木 孝 利 君
建 設 課 長 鈴 木 学 君
水道課業務係長 中 川 徹 君
生涯学習課長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前９時００分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

平成29年第１回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

先日の３月３日は、美浜町の２つの中学校で卒業式が行われました。河和中が140名、野間中87名が母校を巣立ちました。最近、私もじじいになったのか、涙もろくなりまして、大変感動した卒業式でありました。

私も議長として最後の定例会となりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日は、平成29年第１回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただき、

まずもって御礼申し上げる次第でございます。

先ほども議長さんから卒業式のお話でしたが、私も高校の卒業式、地元の日本福祉大学付属高校、こちらの高校の卒業式に出席させていただき、ことしは181名の卒業者を送ることができたということでございまして、また、内海高校にも出席をさせていただき、内海高校では108名の卒業生を送ることができたということでございます。どちらの卒業式も本当に厳粛な中で、生徒の皆様方も自分たちの卒業式ということを感じ、しっかりとした態度で臨まれておったと思っております。

また、1月28日から3月12日までの間におきまして、春の国際音楽祭が開催されております。今度の日曜日が閉会式でございますが、これにおきましても美浜町の各地区で――7地区かと思っておりましたが、この春の国際音楽祭が先ほど申し上げました各地区で開催されているところでございまして、また町の職員もこの音楽祭に参加し、この国際音楽祭で音楽を演奏していただいて参加していただいております。町民の皆さん方も非常に多く参加していただき、本当にこの春の国際音楽祭を盛り上げていただくことができましたことを厚く御礼申し上げる次第でございます。また、議員の皆様方も各箇所でも音楽の奏でる音を耳にいただいたところではないかなと思っております。

さて、暦も3月を迎えまして、日差しにも春の気配を感じることもふえてまいりました。季節の移ろいにも気持ちちは弾みがちではありますが、新たな年度を迎える今、何をすべきかを考えたときには、身も心も引き締まる思いであります。

今定例会には、新年度当初予算を初め、住民の皆様暮らしに直結する多くの議案を提出しております。いずれも住みよいまちづくりをしたいという強い気持ちを込めたものばかりでございます。議員の皆様方には、慎重審議をお願いするとともに、美浜町が暮らしやすい町であり続けられるよう、御意見、御提言をくださるようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成28年11月分、12月分及び平成29年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから、御確認を願います。

なお、鈴木水道課長でございますが、病氣療養のため欠席させていただき、代理として中川水道課業務係長が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議に、美浜町広報紙用写真の撮影のためのカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 鈴木美代子君、12番 大崎卓夫君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決しました。

日程第 3 平成29年度の施政方針について

○議長（森川元晴君）

日程第 3、平成29年度の施政方針についてであります。

町長、登壇をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成29年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し述べ、議会並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、一昨年、町長に就任以来、住民の皆様に喜んでいただき、活力に満ち、安心・安全に暮らしていける町にするため、町政運営に当たってまいりました。一例を申し上げますと、私の選挙公約であった公共下水道整備計画の見直しを踏まえ、家庭排水による水質汚濁を防止するための新たな手段の検討、総合公園グランド拡張工事縮小の具体化、美浜の里構想事業計画策定への着手、名鉄知多奥田駅東地区整備計画の推進、そして買い物弱者対策として巡回バスの充実等の実施をしてまいりました。

さて、本町では、中長期的視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を進めるため「ひと・まち・自然、健康に輝くまち美浜」を将来像とする新たなまちづくりを目指しております。その目的を達成するために、平成25年に作成した第5次美浜町総合計画及び平成27年度に作成した美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるように、平成27年度、28年度に引き続き、町民のためのまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、新年度における主要事業につきまして、美浜町総合計画に定めた6本の柱ごとに順次御説明申し上げます。

初めに、1本目の柱、「自然を活かし、快適に住み続けられるまちづくり」としては、町の発展の基礎となる道路、交通、港湾及び公園緑地などの整備並びに暮らしを支える上水道、排水処理などの維持及び整備推進を図り、住みやすく快適なまちづくりに取り組んでまいります。

まず、市街地の整備への取り組みとして、既成市街地の整備改善を推進するため、地域住民の合意をもとにした既成市街地整備計画案の策定を、また町内の空き家の実態調査結果等を踏まえ、今後の有効活用を促進するため、空き家等対策計画策定業務を実施してまいります。

交通ネットワークの充実への取り組みとして、地域の道路網の安全性と信頼性を維持するため、橋梁の耐震化・長寿命化及び町道の道路舗装等を引き続き進めてまいります。

上水道の維持への取り組みとして、安定した上水の供給に役立てるため、各地区において整備並びに布設がえ工事を行ってまいります。また、災害時における上水の確保のため、町総合公園から上野間配水池への連絡管布設工事に着手いたします。なお、この連絡管が整備された場合には、私の美浜の里構想の推進においても大変有効であると考えております。

排水処理についての取り組みとして、浄化槽を用いた適正な排水処理を推進するに当たり、あらゆる可能性を検討するため、浄化槽整備事業調査業務を実施いたします。また、浄化槽設置に係る費用負担の軽減を図るため、専用住宅はもとより商店や事業所を含めた浄化槽設置整備事業費補助金を引き続き実施してまいります。補助の対象を専用住宅以外へも拡充したこと、また、それを継続したことで、商業施設等の町内への進出増に着実に結びついているものと考えており、地域の活性化のためにも、今後も鋭意努力してまいります。

公園・緑地の整備についての取り組みとして、本町西部地区の地域活性化、防災機能の強化及びレクリエーション施設の提供を目指して、地域住民と日本福祉大学と連携を図りながら、名鉄知多奥田駅東地区に陸上競技場を中心とした運動公園を整備する事業に着手します。また、美浜インター周辺のスポーツ交流拠点充実のため、新たな見直し計画に基づく総合公園グランド整備事業の実施に必要な各種調査、設計業務を実施いたします。

2本目の柱、「安心・安全なくらしができるまちづくり」として、巨大地震などの大規模災害から暮らしを守り、全ての住民が安心して生活することができるように、防災・防犯、そして安全対策などの充実を図り、身の回りの生活環境の保全等に努めてまいります。

内容を申し上げますと、まず、循環型社会の推進への取り組みとして、家庭系可燃ごみのうち、紙類を別のゴミ袋に分別する搬出方法を導入することにより資源回収を行い、循環型社会の構築を推進いたします。

生活環境の保全への取り組みとして、海岸漂着物清掃委託事業を行うとともに、地震・津波・崖崩れなどへの対策として家具転倒防止対策事業及び建築物耐震改修促進事業を継続して進めるとともに、大規模災害時における災害廃棄物処理計画を策定し、1日でも早い復旧復興に備えてまいります。

また、消防・救急体制の充実への取り組みとして、野間地区の消防団再編に伴い、消防詰所を新築し消防体制の強化を図ります。なお、本年4月1日から野間公民館の敷地及び建物を利用して、知多南部消防組合消防署美浜分遣所が正式に運用開始となります。住民の皆様の安全で安心な生活に役立てるため、関係機関への要請のみならず、可能な限りの協力はもちろんのこと、今回の分遣所設置を契機として、より一層体制の充実を目指し、努力いたします。

消費者の保護と育成への取り組みでは、半田市と郡内5町による広域連携事業として、消費生活センターを引き続き支援し、消費者の安全な生活を確保いたします。

3本目の柱、「産業経済に活力のあるまちづくり」として、町の基幹産業である農業、水産業及び観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の創造、そして都市との結びつきの強化などを通じて産業としての基盤整備を推進いたします。

まず、農業振興への取り組みとして、意欲ある農家の経営規模拡大及び経営の多角化などを応援するための経営体育成支援事業を実施するとともに、新規就農者の経営安定を図るための農業人材力強化総合支援事業並びに

所得向上と地域活性化を図るため都市農村交流事業をさらに推し進めてまいりたいと考えています。

水産振興への取り組みとして、漁場改良事業への補助を行うことにより、ノリ養殖における環境の改善を図ります。そのほか、水産物の安定供給のため、有害動植物の駆除を実施し、漁場環境の維持及び向上を図るための水産多面的機能発揮対策事業を実施するとともに、水産資源の維持及び繁殖の推進により経営の安定を図るための放流種育苗成事業並びに地域ブランド商品の研究及び開発と情報発信等に取り組むことにより、地域産業の活性化を推進する事業への補助を実施いたします。

魅力ある地域商業の振興への取り組みとして、町内での消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、引き続きプレミアム付商品券発行事業を実施いたします。

また、子育て支援対策とあわせて観光産業の振興に寄与するため、子育て世帯を対象として町内観光施設の年間パスポートを交付するレジャー施設利用券交付事業を引き続き行います。

4本目の柱、「支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり」については、全ての住民が尊厳と生きがいを持って健やかに暮らし、元気で活躍できるよう、保健、福祉、そして医療の連携と整備充実を図り、人に優しい町を目指します。

まず、健康づくりについての取り組みとして、特定健診等の受診率の向上を図るため、美浜健康マイレージ事業を導入し、生活習慣病の早期発見、早期指導ができる体制づくりの推進を図ります。

地域医療の確保についての取り組みとして、安定した救急医療体制の確保等のため、法令において公的病院に定義される知多厚生病院に対して、運営への補助を引き続き実施いたします。なお、当該補助に係る経費は特別交付税にて措置されることとなっております。

地域福祉の充実についての取り組みとして、今後の人口減少や少子高齢化の進行などを見据え、本町の福祉行政を推進するに当たっての方針を定める地域福祉計画、障害者計画、障害者福祉・障害児福祉計画を策定し、地域福祉の充実を図ります。

高齢者の福祉・健康への取り組みとして、高齢者タクシー助成券の配付、ダイヤモンド婚・金婚を祝う会の開催、敬老会の開催、保養施設利用助成事業、高齢者サロン活動支援等の事業を引き続き実施してまいります。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を目指します。

子供の福祉・健康への取り組みとしては、奥田小学校内で開設している放課後児童クラブの利用児童の増加が見込まれることから新たに増設整備を行うとともに、保育所園児の熱中症対策として3保育所へのエアコン設置工事を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

加えて、町内の私立幼稚園が国の許可を受け、幼稚園と保育所の機能を持つ幼保連携型認定こども園へ移行したことに伴い、運営の支援を行います。また、少子化が懸念される中、単なる人口減少による保育所の統廃合ではなく、保育環境、保護者の負担、施設の老朽化等を考慮し、長期的な視点から検討する保育所再編計画を策定し、スケールメリットを生かした保育サービスに取り組みます。

そのほか、家庭での保育等が困難な状況にある児童等を対象に、育児の援助を受けたい人と援助を行うことを希望する人をつなげ、お互いが助け合うことができるようにするファミリーサポートセンター事業や、児童相談員を配置し、児童虐待等に対する迅速な対応を行う事業を継続してまいります。

また、乳児を養育する保護者に対しておむつ等の費用を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供の健やかな成長とあわせて地域の活性化を目指して子育て世帯応援事業を実施する一方、心身の発達に支援を要する児童及びその保護者を対象に、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、美浜町

立わかば園による児童発達支援事業を行います。

5本目の柱、「人が学び合い、育ちあうまちづくり」については、子育てにかかわる総合的な環境整備や施策の連携を図り、次の地域社会を支えることができる人づくりを積極的に進めます。

まず、学校教育の充実への取り組みとして、本町の未来を担う子供たちを見据え、単なる統廃合ではなく、教科指導などにも特色を持たせ、本町学校教育の新たな構築のための小中学校再編計画を策定し、最適な配置を目指します。また、小学校における英語教育の必修化に伴い、外国語活動指導員を増員して外国の生活や文化になれる親しむ等、小学校段階においてふさわしい学習が行われるような体制づくりを推進いたします。

加えて、あいち森と緑づくり税を活用し、愛知県産材木を用いた児童生徒用机及び椅子の更新を進める木の香る学校づくり推進事業を実施するとともに、フレンドシップ草の根国際交流ホームステイ事業を引き続き実施します。

6本目の柱、「参画と協働によるまちづくり」については、自立した住民みずからが主体的にまちづくりを担っていくことができるよう、住民参画やボランティア風土を育て、参画と協働を基軸とした町を目指します。具体的には、地域が一丸となって活力を生み出すためとして、花火大会応援対策事業を継続して実施いたします。

地域主権に対応した行財政運営への取り組みとして、昨年度にリニューアルしたふるさと納税制度を一層推進し、財源の確保と本町特産品の販路拡大に努めます。

また、これまでの決算書を補完する諸表を、現金主義・単式簿記によるものから発生主義・複式簿記といった企業会計的要素を取り込むものにより、資産・債務の適正管理を行い、財政状況等をわかりやすく公表し、自治体経営の強化を図ります。加えて、納税者の利便性を高めるためのコンビニ収納対応事業を引き続き実施いたします。

住民の参画と協働については、行政区や地区組織の活動を支援するため、宝くじ自治総合センターの補助金を利用したコミュニティ事業への補助を実施いたします。

広報・情報発信への取り組みとして、シティプロモーションプロジェクトを昨年度に引き続き実施いたします。これは、まちの地域資源を知り、気づき、利活用する行動に移すプロジェクトとして、「住みたくなる、町外から訪れたくなる、魅力あるまちづくり・ひとづくり」を多様な主体が協働で調査分析し、本町の魅力ある情報を発信するものであります。

また、住民主体と協働のまちづくりを推進するためのまちづくりエンジョイぷらん交付金事業及び地域社会を担うことができる人材育成の場としてのみはま地域大学の開講等を継続いたします。

さらに、地域資源を生かして出会いの場をつくる婚活支援事業においては、結婚を望む独身者を応援する出会いサポーター制度や美浜町まちおこし実行委員会が開催するカップリングパーティーなどの事業をより一層積極的に支援してまいります。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆さんが生涯安心して暮らせる活力ある町、魅力ある町を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよい町であり続けられるよう、そして「明るく・健康で・笑顔の絶えないまち美浜」を目指し、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに住民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成29年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、平成29年度施政方針についてを終わります。

日程第4 発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（森川元晴君）

日程第4、発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番 野田増男君、説明をお願いします。

〔11番 野田増男君 登壇〕

○11番（野田増男君）

発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則について。

美浜町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出、提出者、美浜町議会議員 野田増男、賛成者、美浜町議会議員 山本辰見、荒井勝彦、横田全博、江元梅彦。

提案理由。

本町議会は、請願の提出に際して、会議規則で、請願者には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所、氏名、法人の場合には、その名称及び代表者の氏名を記載し押印しなければならないと定めていることから、これまで請願者に押印を求めてきたところであります。

今回の改正は、請願者の提出要件を緩和し、請願者の署名がある場合は押印を要しないとするため、所要の改正を行うものであります。

なお、規則改正に当たっては、議会運営委員会で十分に協議をして合意に至ったもので、議会運営委員会全員による提出となりましたことを申し添えさせていただきます。

以上、慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第5 同意第1号 美浜町監査委員の選任についてから

議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで21件一括提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第5、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてから議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで、以上21件を一括議題とします。

以上21件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案申し上げますのは、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを初めとして21件でございます。全案お認めくださいますようお願いを申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてでございますが、現在、識見を有する監査委員としてお願いしております河和字北屋敷在住の横田和弘氏は、3月31日をもちまして任期満了となります。

横田和弘氏は経営管理、財政運営に関しすぐれた識見を有し、知識経験とも豊かで監査委員としてふさわしい方でございます。

引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間でございます。

次に、同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在委員をお願いしております奥村賢一氏が3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き住民の代表として奥村賢一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、同条第6項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第2号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結についてでございますが、現在建設中の河和第二団地建設工事に係る工事請負契約について、設計変更に伴い契約金額の変更を行う必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限における子の範囲の拡大を行うものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第4号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、育児休業等の対象となる子の範囲の者の規定、効力を失った育児休業等が再度有効となる特別の事情の規定の改正、部分休業の承認に関する規定の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第5号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、知識・経験が豊かな60歳以上の人材を活用するため、高年齢防災専門官を新たに設置することに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、新たに高年齢防災専門官に係る規定を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日でございます。

次に、議案第6号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正、グリーン化特例の延長及び法人町民税における法人税割の税率改正等でございます。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日でございます。ただし、附則第7条の3の2の改正規定は公布の日とし、法人町民税、環境性能割及び種別割に係る改正規定は平成31年10月1日とするものでございます。

次に、議案第7号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円に引き上げるものでございます。

また、限度額の変更につきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、平成29年2月2日付で「限度額を引き上げることが適当である」との答申をいただいております。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日でございます。

次に、議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、引用条文の追加と地域密着型通所介護の字句を新たに追加するものでございます。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日でございます。

次に、議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜柿谷特定土地区画整理事業において換地処分が昨年10月7日付で行われ、所在地表記の変更が必要となったことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日とするものでございます。

次に、議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条は、歳入歳出それぞれ1億5,104万3,000円を減額し、補正後の予算総額を79億9,950万4,000円とするものでございます。

第2条は、今回の補正予算に係る事業のうち、平成29年度に繰り越すものについて、地方自治法の規定に基づき繰越明許費とするものでございます。

なお、この繰越明許に係る事業は、主に国の経済対策臨時福祉給付金事業、畜産クラスター事業及び学校施設環境改善交付金等を活用するものでございます。

歳出予算の主な内容についてでございますが、各款にわたり、実績に基づき所要額の減を計上いたしました。

初めに、1款議会費、1項議会費、1目議会費では、旅費の減を、2款総務費、1項総務管理費では、一般管理費において秘書広報課の時間外勤務手当に係る経費を、人事管理費では、事業実績に基づく委託料の減を、企画費では、地方創生加速化交付金事業への移行によるシティプロモーション委託料及び報償費の減を、交通安全対策費では、実績に基づき光熱水費、燃料費及び委託料の減を、防犯対策費では、実績に基づき光熱水費の減を、諸費では、行政協力特別交付金として奥田南区へ区有地処分に伴う交付金に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

2項徴税费、2目賦課徴収費においては、固定資産鑑定評価業務委託の入札残に係る減を計上しております。

4項選挙費においては、3目参議院議員通常選挙費において、選挙の執行に伴う執行残を、4目愛知海区漁業調整委員会委員一般選挙費及び5目愛知用水土地改良区総代会総代総選挙費においては、選挙の未執行に伴う執行残をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費では、2目老人福祉費においては、実績に基づき扶助費及び介護保険特別会計繰出金を減額計上するとともに、地方創生加速化交付金事業として予定していたコミュニティ拠点整備事業の不採択に伴う減を計上いたしました。

同項6目国民健康保険費においては、実績に基づき保険基盤安定繰出金、出産育児一時金等繰出金及び財政安定化支援事業繰出金の減を計上するとともに、8目福祉医療費において、実績に基づき臨時福祉給付金及び年金生活者等臨時福祉給付金に係る費用を減額計上いたしました。

また、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、事業費の確定に基づき認定こども園に係る補助金の減を、3目児童福祉施設費においては、地方創生拠点整備交付金事業として予定していた多世代交流施設整備事業の不採択に伴う減を、5目特定教育保育施設給付事業費においては、給付額確定に係る減をそれぞれ計上いたしました。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費では、1目保健衛生総務費において、臨時職員の賃金支払実績に基づく減を、2目予防費においては、各種健康診査事業及び各種予防接種事業の実績に基づき減をそれぞれ計上しております。

2項清掃費においては、指定ごみ袋に係る入札残に係る減額を計上しております。

3項知多南部衛生組合分担金においては、ごみ処理施設及びし尿処理施設における燃料費の減少等に伴い、分担金を減額計上いたしました。

4項知多南部広域環境組合分担金においては、実績に基づき減額計上しております。

次に、5款労働費、1項労働諸費では、パートタイム労働者福祉対策事業に係る補助金を実績に基づき増額計上いたしました。

続いて、6款農林水産業費、1項農業費では、3目農業振興費において、経営体育成支援事業及び新規就農総合支援事業に係る補助金を実績に基づき減を、4目畜産業費において、畜産クラスター事業の入札残に係る補助金の減をそれぞれ計上いたしました。

5目農地費において、県営老朽ため池等整備事業に係る町負担金が全額国事業となるための減を計上するとと

もに、多面的機能支払事業において実績に基づき減額計上しております。

3 項水産業費、3 目漁港管理費において、委託料を実績に基づき減額計上しております。

次に、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費では、時間外勤務手当の実績に基づく減を計上するとともに、2 目商工振興費及び3 目観光費において、実績に基づき補助金を減額計上しております。

次に、8 款土木費、2 項道路橋梁費では、2 目道路維持費におきまして、後退買収用地整備の実績に基づき減額計上するとともに、3 目道路新設改良費においては、実績に基づく委託料の減及び土地取得特別会計で支出した道路用地の購入費に係る金額を増額計上いたしました。

3 項河川費においては、事業実施に向け県と協議を継続中であることに伴い、事業着手を次年度以降に実施するための減額でございます。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費においては、民間木造住宅耐震改修に係る補助金を実績に基づき、また5 目公園管理費においては、借地料及び委託料の実績に基づきそれぞれ減額計上いたしました。

6 項住宅費、1 目住宅管理費においては、町営住宅施設整備事業について、工事の完了に伴い減額計上しております。

次に、9 款消防費、1 項消防費では、1 目常備消防費において、実績による分担金の減を、また2 目非常備消防費においては、退団者の確定に伴う減をそれぞれ計上いたしました。

次に、10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費では、学校施設環境改善交付金を活用した体育館天井落下防止対策事業に係る費用を計上いたしました。

4 項社会教育費、2 目公民館費及び5 項保健体育費、2 目体育施設費では、地方創生拠点整備交付金事業として予定していた施設改修事業の不採択に伴う減を計上いたしました。

以上、歳出について御説明いたしましたが、このうち平成29年度に繰り越すものについては、第2表繰越明許費を御参照くださいますようお願いをいたします。

次に、歳入予算の主な内容について御説明をいたします。

まず、12 款分担金及び負担金においては、愛知海区漁業調整委員会委員一般選挙及び愛知用水土地改良区総代会総代総選挙の未執行に伴う減を計上いたしました。

次に、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金において、国からの交付決定に基づき、子どものための教育・保育給付費負担金及び保険基盤安定負担金の所要額を計上いたしました。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金において、ひと・まち・しごと創生交付金として、地方創生拠点整備交付金をそれぞれ減額計上いたしました。

同じく国庫補助金、2 目民生費国庫補助金において、臨時福祉給付金、年金生活者等臨時福祉給付金、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の事業完了に伴う減を計上いたしました。

4 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金、2 節都市計画費補助金及び3 節住宅費補助金においては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額計上でございます。

5 目教育費国庫補助金、3 節中学校費補助金においては、中学校体育館の天井落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金を計上いたしました。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金においては、交付決定に基づきそれぞれの所要額を計上いたしました。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金、3 目衛生費県補助金、5 目農林水産業費県補助金及び6 目土木費県補助金においては、それぞれの事業費の確定に伴い所要額を計上いたしました。

3 項委託金、1 目総務費委託金、3 節選挙費委託金においては、参議院議員通常選挙執行委託金を実績に基づき、所要額を減額計上いたしました。

16 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入においては、町有地及び区有地の売却収入を増額計上いたしました。

また、18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金において、本補正による剰余金が発生したことにより、基金からの繰入額を減額計上いたしました。

20 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入においては、がん検診料及び骨密度測定に係る検診料、消防団員退職報償金並びにコミュニティ助成事業をそれぞれ実績等に基づき減額計上いたしました。

21 款町債、1 項町債、4 目教育債、2 節中学校債においては、中学校体育館の天井落下防止対策事業に係る校舎等大規模改修事業債の増の計上をいたしました。

一方、同目 3 節社会教育施設債及び 7 目民生債においては、地方創生拠点整備交付金事業として予定していた施設改修事業の不採択に伴う減を計上いたしております。

次に、議案第 11 号 平成 28 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 5,773 万 8,000 円を減額し、補正後の予算総額を 26 億 8,369 万 1,000 円とするものでございます。

歳出については、2 款保険給付費において、退職被保険者等高額療養費及び出産育児一時金の見込み額に伴い減を計上し、3 款後期高齢者支援金等においては、支援金額確定に伴い減を計上し、6 款介護納付金においては、納付金額確定に伴い減を計上いたしました。

次に、7 款共同事業拠出金においては、拠出金額確定に伴い減を計上し、8 款保健事業費においては、特定健康診査等事業費及び疾病予防費の見込み額に伴い減を計上いたしました。

また、10 款諸支出金においては、平成 27 年度の療養給付費等負担金の精算に伴う国庫支出金等過年度返還金を計上いたしました。

歳入については、1 款国民健康保険税において、退職被保険者の減少に伴い国民健康保険税の減を計上し、3 款国庫支出金において、療養給付費等負担金額確定に伴い減を計上し、9 款繰入金において、一般会計繰入金及び基金繰入金の見込み額に伴い減額計上いたしました。

また、10 款繰越金においては、前年度繰越金額の確定による計上でございます。

次に、議案第 12 号 平成 28 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 410 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 19 億 2,746 万 3,000 円とするものでございます。

歳出については、1 款総務費、1 項総務管理費、3 項介護認定審査会費及び 3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費において、事業費の確定見込みに伴う減を計上いたしました。

歳入については、2 款国庫補助金、3 款支払基金交付金及び 4 款県支出金において、交付額の確定したことに伴い減額計上いたしました。

また、6 款繰入金においては、事業費の確定見込みに伴う減を計上いたしました。

次に、議案第 13 号 平成 28 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 187 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 3,515 万 1,000 円とするものでございます。

歳出については、1 款土地取得費において、事業費の確定に伴う減を、また 3 款諸支出金、1 項土地開発基金償還金においては、償還金の増を計上いたしました。

歳入については、1 款財産収入において、一般会計からの土地売却収入の増を、また 2 款諸収入においては、事業費の確定に伴う土地開発基金借入金の減を計上いたしました。

次に、議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条は、予算総額を72億9,500万円、前年度当初予算に対し4億3,800万円、率にして5.7%の減とするものでございます。

第2条は、道路整備事業債を初め3事業債において、計3億9,450万円の起債を予定するものでございます。

第3条は、一時借入金において、借り入れ限度額を前年度と同額の2億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、歳出予算の主な内容について、款別に御説明をいたします。

1款議会費では、議会運営に要する経費を計上いたしました。

2款総務費では、総務管理、徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計及び監査に要する経費を計上いたしました。

このうち財政管理費においては、新地方公会計制度の導入に基づき平成28年度決算から普通会計分において決算書を補完する財務諸表を作成するための経費を計上いたしました。

また、住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の4税について、コンビニエンスストアで収納を可能にするための経費を引き続き計上いたしました。

3款民生費では、社会福祉事業委託、敬老事業、障害者福祉サービス事業、障害者・子ども母子家庭医療事業のほか、国民健康保険・後期高齢者・介護保険など、各特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上いたしました。

また、放課後児童クラブの運営・整備には、奥田児童クラブの利用児童の増加が見込まれることから、増設整備に係る経費を新たに計上しております。

加えて、町内の私立幼稚園が就学前の子供に幼児教育・保育を提供する施設である認定こども園へ給付する経費を新規に計上いたしました。

4款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合・知多南部広域環境組合に係る経費を計上いたしました。

一部を申し上げますと、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費を初め、環境対策費として、浄化槽を用いた適正な排水処理を推進するに当たり、あらゆる可能性を検討する調査業務等の経費を計上しております。

また、清掃費として、家庭ごみにおいて新たに紙類を分別する経費及び大規模災害時に対応する災害廃棄物処理計画策定に要する経費並びにごみ減量化に関する経費を計上いたしました。

なお、知多厚生病院への施設整備事業に対する補助金及び地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金を引き続き計上いたしました。

また、合併処理浄化槽普及促進整備事業につきましては、前年度と同じく専用住宅に加え、商店・事業所に対しても補助を行い、生活環境保全に努めてまいります。

5款労働費では、勤労者住宅資金融資制度預託金及び知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を計上いたしました。

6款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費を計上いたしました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、各種農畜産水産団体への補助、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。

ほかに、ノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業及び地域ブランド商品の調査研究開発等に取り組む事業への補助金に係る経費を計上いたしました。

7款商工費では、商工振興、観光及び消費者行政に要する経費を計上いたしました。

また、町内での消費を喚起し、地域経済活性化を推進するため、商工会のプレミアム商品券発行に対する補助に係る経費を前年度に引き続き計上いたしました。

8款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上いたしました。

また、既成市街地の整備を推進するため、現状把握や課題等の整理を行い、今後の方針を検討するための業務委託料を計上しております。

なお、町内における空き家等の実態調査結果に基づき、空き家の活用等についての今後の方針を定める計画策定に係る経費を新たに計上しております。

さらに、奥田駅東地区の運動公園整備事業及び総合公園グランド整備事業の設計業務に要する経費を計上したほか、老朽化が進んだ町営住宅の取り壊しに係る経費を計上しております。

9款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上しております。その中で、野間地区における消防団再編に伴い、消防詰所を集約、新築する経費を計上いたしました。

10款教育費では、小中学校を初め公民館、図書館、町民グランド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。そのうち小学校での英語教育の必修化に伴い、全小学校の全学年で英語教育を実施するため、外国語活動指導員を充実するための経費を計上しております。

また、県の木の香る学校づくり事業交付金を活用し、県産木材を使用した机及び椅子を購入する経費を昨年に引き続き計上いたしました。

11款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

13款諸支出金では、上水道事業経営戦略策定に要する経費を計上いたしました。

次に、歳入予算について御説明いたします。

まず、1款町税では、決算の状況等を踏まえ、対前年比0.1%増の30億1,645万3,000円を計上いたしました。

地方譲与税及び各種交付金については、前年度までの収入実績、景気の動向などを勘案して計上しております。

具体的には、2款地方譲与税、5款株式等譲渡所得割交付金及び9款地方特例交付金においては前年同額、3款利子割交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、10款地方交付税及び11款交通安全対策特別交付金においては減額として、4款配当割交付金、6款地方消費税交付金及び8款自動車取得税交付金においては増額として計上いたしました。

地方交付税においては、地方財政計画の見直しなどを考慮しつつ、昨年度の実績等を踏まえ、対前年比4.7%減の11億円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金が減額となったのは、保育所運営費における保育所入園児童の減によるものでございます。

13款使用料及び手数料が増額となった主な要因は、自由契約児保育使用料の増によるものでございます。

14款国庫支出金においては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金が増額となる一方、障害者自立支援給付費及び臨時福祉給付金の事業終了により、全体として減となっております。

15款県支出金は、畜産クラスター事業の補助金が終了したことに伴い減となっております。

16款財産収入では、基金利子及び株配当金の減を計上しております。

17款寄附金の増については、ふるさと納税寄附金制度の見直しにより、より多くの方々から寄附金を見込み、増額計上いたしました。

18款繰入金では、財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰り入れが増となっておりますが、新年度予算の執行においても精査を重ね、繰入額の減額を実現できるよう努力してまいります。

19款繰越金においては、同額を計上いたしました。

20款諸収入では、児童・生徒数の減により学校給食費の収入減及び長寿社会づくりソフト事業の終了による減などが生じた一方で、勤労者住宅融資資金貸付金元利収入、ごみの分別方法変更に伴うごみ袋売却金、派遣職員の増員による負担金及び放課後児童クラブ利用料において増額を見込むなど、昨年度で増を計上いたしております。

21款町債では、道路整備事業、また消防団詰所新築事業等に係る経費について、借り入れをすることによるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

町政を取り巻く環境は、人口減少、地価の下落等、依然として大変厳しい状況に変わりありませんが、住民の皆様が「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指し、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

議会を初めとする住民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げ、平成29年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ26億3,772万6,000円とするものでございます。その主な内容は、歳出において、2款保険給付費15億3,338万5,000円、3款後期高齢者支援金等3億1,217万9,000円、6款介護納付金1億1,532万6,000円、7款共同事業拠出金6億1,344万5,000円、8款保健事業費1,808万4,000円を計上いたしました。

歳入においては、1款国民健康保険税5億5,667万9,000円、3款国庫支出金4億824万1,000円、4款療養給付費等交付金7,542万2,000円、5款前期高齢者交付金6億3,632万9,000円、6款県支出金1億4,051万8,000円、7款共同事業交付金5億9,842万円、9款一般会計からの繰入金1億8,392万4,000円、国民健康保険財政調整基金からの繰入金3,200万円、10款繰越金153万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第16号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,186万6,000円とするものでございます。その主な内容は、歳出において、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億7,896万8,000円、3款保健事業費840万8,000円を計上いたしました。

歳入においては、1款後期高齢者医療保険料2億1,841万7,000円、2款一般会計からの繰入金7,309万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ18億3,083万6,000円とするものでございます。その主な内容は、歳出において、2款保険給付費で介護度1から5までに認定された方への介護サービス給付費15億7,722万6,000円、要支援1・2と認定された方への介護予防サービス給付費5,721万9,000円、3款地域支援事業費6,067万3,000円を計上いたしました。

歳入においては、1款介護保険料4億777万4,000円、2款国庫支出金3億8,323万8,000円、3款支払基金交付金4億9,264万3,000円、4款県支出金2億6,597万6,000円、6款一般会計からの繰入金2億6,039万9,000円、介護給付費準備基金からの繰入金2,065万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ5億2,237万4,000円とするものでございます。その主な内容は、歳出において、1款土地取得費5億2,217万円、2款土地開発基金費20万3,000円を計上し、公共用地取得の円滑を図るものでございます。

歳入において、1款財産運用収入20万円、2款諸収入、1項土地開発基金借入金1億8,617万円、5款町債3億3,600万円を計上いたしました。

第2条の地方債は、都市公園整備事業債3億3,600万円の起債を予定するものでございます。

次に、議案第19号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ3,431万7,000円とするものでございます。その主な内容は、歳出において、1款総務費867万8,000円、2款事業費では、施設整備費で処理施設更新工事等に係る経費を、施設維持管理費で施設の保守点検、清掃委託等に係る経費をそれぞれ計上いたしました。3款公債費では、償還元金、利子を合わせて1,324万2,000円を計上いたしました。

歳入においては、2款使用料及び手数料において、排水施設使用料240万円、3款一般会計からの繰入金2,578万2,000円、5款諸収入において、水道会計負担金432万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、業務量といたしまして、給水戸数8,716戸、年間総給水量277万4,000立方メートル、1日平均給水量7,600立方メートルでございます。

3条の収益的収支でございますが、収入に5億2,002万3,000円、支出には5億2,105万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、4条の資本的収支は、収入3,260万9,000円、支出1億9,268万6,000円となり、収支不足額1億6,007万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金1億4,896万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110万8,000円で補填をいたします。主な事業は、県費補助事業による緊急時給水拠点確保等事業、石坂地区配水管布設工事、森越橋水管橋架設替事業及び漏水管修繕事業でございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、全議案お認めくださいますようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす3月8日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす3月8日は休会とすることに決しました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前10時35分 散会〕

平成29年 3 月 9 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成29年 3 月 9 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君	経 済 環 境 部 長	竹 内 康 雄 君
建 設 部 長	斎 藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	西 田 林 治 君	子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君
健康推進課長	齋 藤 孝 茂 君	産 業 振 興 課 長	天 木 孝 利 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	石 川 喜 次 君	水 道 課 業 務 係 長	中 川 徹 君
学校教育課長	日 比 郁 夫 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

また、傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度予算を迎えるに当たり大変重要な議会となります。

また、本日は7名の議員から質問の通告をいただいております。どれも、町民皆様の声、また美浜の将来を見据えたさまざまな角度、思いでの質問であります。どうか忌憚のない御意見、御感想をお寄せいただきまして、皆様とともに町行財政、美浜の将来を考えていきたいと考えておりますので、お時間の許す限りおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

また、楽しい春は目の前まで来ていますが、寒暖の差が激しいです。どうか体調管理には十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

お手持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

なお、鈴木水道課長でございますが、病気療養のため欠席させていただき、代理として中川水道課業務係長が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

7番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君は質問をしてください。

〔7番 横田貴次君 登席〕

○7番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。

2月の臨時議会から議席番号1番から7番に変更をされ、1期目議員としての活動も2年目、ちょうど中間地点に差しかってまいりました。後半残す2年の活動に向けて、いま一度、気合いを入れ直し、気持ちを新たに

している横田貴次です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

明後日、3月11日は本町文化協会主催の春の文教まつりが盛大に開催されようとする一方で、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から6年を迎える日でもあります。

政府は、来る3月11日午後2時30分から、東日本大震災6周年追悼式を東京国立劇場において行い、この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、追悼式の当日午後2時46分に1分間の黙禱を捧げ、御冥福をお祈りすることとしております。

また、これにあわせて、それぞれの場において黙禱を捧げられますようにと広く国民に呼びかけています。

「政府は、今なお多くの方々が避難され、不自由な生活を送られている現実を心に刻み、被災地の復興・創生に向けた取組を更に加速するとともに、大きな犠牲の上に得られた教訓を常に顧みながら、防災対策を不断に見直し、国民の生命・財産を守るため、災害に強い強靱な国づくりを進めてまいります。」と、平成29年2月21日に官邸よりコメントが発表されています。

日本各地で発生する災害からいろんなことを学び、本町の防災対策を常に見直し、町民の生命と財産を守るのは、行政の責任はもとより、本議会においても重要な責務を担っていると認識しています。

そのようなことから、本日は、巨大地震発生時の対応について、また、緊急輸送道路や緊急輸送基地の想定について、減災に向けた各学区との連携についての3つの項目に分け、8つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目めの質問です。

巨大地震発生時の対応について伺います。

平成26年3月に製作された本町の災害ハザードマップでは、南海トラフの巨大地震が発生したときの最大予想震度を7とし、想定される津波の高さは7メートルに達すると予想しています。巨大地震発生時、本町の対応について以下3つの質問をさせていただきます。

1つ目、巨大地震発生時、本町職員の初期行動をどのように定めていますか。

また、町民の安否確認を初め、町内の家屋、道路や橋梁などの被災状況をどのような手法で調査、情報収集するのですか、お聞かせください。

2つ目、災害対策本部やボランティアセンターの設置場所をどのように想定し、町内各地の避難所などとの情報通信の手法はどのように行うのでしょうか。

3つ目、本町は伊勢湾を抱えております、巨大地震による津波発生時、伊勢湾において大型船による防波堤破壊のおそれや大型タンカーから流出する重油への対応、それに伴う火災発生の対応について、本町と第四管区海上保安本部において災害時の対策は構築できていますでしょうか。

次に、2項目めの質問をさせていただきます。

緊急輸送道路や緊急輸送基地の想定についてお伺いをしたいと思います。

表示パネル1に示すように、本日何と57歳の誕生日を迎えられた大村知事が率いる愛知県では、南知多道路を災害時第1次緊急輸送道路とし、本町を東西に走る海岸線、国道247号線と役場周辺の小鈴谷河和線、奥田河和線の一部を第2次緊急輸送道路としており、本町の地域防災計画では、町内各地の避難所に向け人の派遣や物資を輸送する緊急輸送道路を定め、緊急輸送基地には野間中学校付近を想定していることから、以下2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。第2次緊急輸送道路の本町東西の海岸線、国道247号線は津波により通行できなくなる可能性があります。災害時のときに町民の生命を守る道路として必要な知多東部線、知多西部線の都市計画道路の整備促進が必要不可欠だと考えています。今後、県・国との調整や財源確保を確実に実施し、早期事業化に向け、徹底した進捗管理と継続的な予算確保を確実に実施することが必要だと考えています。町当局の見解をお聞かせください。

2つ目の質問です。緊急輸送基地を町内に1カ所設置する予定ですが、交通渋滞などにより救援物資が搬送できない、支障を来すおそれがあります。輸送基地を増設し、分散させるなどの見直しが必要だと考えていますが、町当局の見解をお聞かせください。

最後の3項目めの質問でございます。

減災に向けた各学区との連携についてお伺いをしたいと思います。

減災に向けた取り組みを推進するのに、消防署員・町職員・消防団員・各学区会、また自主防災組織の連携体制を強化するのはとても重要なことだと考えています。減災に向けた取り組みについて、以下3つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。本町で行われる防災訓練は、学校・病院・町内各区が主体となり開催し、個々に行われています。災害時の連携・協力体制を確立するために、本町全体で行えるような実践的な防災訓練の実施が必要だと考えていますが、町当局の見解をお聞かせください。

ちょっとパネルを用意してきましたが、この表示パネル2に示すように、ほかの市町村では、情報通信技術いわゆるICTを活用し、減災への取り組みを始めています。情報通信技術は、災害状況の把握や安否確認など情報収集能力が飛躍的に高まると同時に、平常時においても高齢者の見守りや教育の現場にも活用しているなど、多岐にわたり効果的で利便性も高いことから全国で活用する自治体がふえています。このパネルの例は、愛知県豊田市が取り組んでいる例を1つ挙げさせていただきましたが、本町も、このようなイメージのICTスマートタウン実現に向け、取り組みを始める必要があると私は考えています。町当局の皆様の見解をお聞かせください。

ちょっとパネルが多くて申しわけないです。

3つ目の質問です。表示パネル3に示す、これ皆さんお目にかかったこともあろうかと思いますが、こちらが冒頭申し上げました平成26年3月に作成された災害ハザードマップでございます。本町には、このハザードマップを初めとする、平成25年に改定された地震・風水害ハザードマップ、また平成27年2月に各学区別に作成された防災マップと、多く混在しているように思います。この3つのマップの違いや使い方について教えていただけるとありがたいです。

また、津波の到達時間や津波の高さの表示について、本町の地域防災計画等と比較すると数値表示に若干誤差があるように感じています。町民の皆様にも正しく認識していただける工夫が必要だと考えていますが、町当局の皆様の見解をお聞かせください。

以上、3つの項目に分けて8つの質問をさせていただきまして、壇上からの質問を終わります。町当局の皆様の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

今回も議員7名の皆様から町政に関する一般質問をいただいております。どの質問に対しましても、執行部といたしまして、誠意を持ち、また皆様方にわかりやすく御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

それでは、横田貴次議員の御質問にお答えする前に、議員も触れられました想定される津波の高さ7メートルに関して、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

この津波の高さ7メートルは、平成26年3月作成の美浜町の災害ハザードマップを作成した時点で愛知県から示された数値でありまして、波の高さの小数点以下を切り上げたものでございます。後日発表された詳細なデータによりますと、最大の津波の高さは6.6メートルでありまして、しかもその数値が予測される地区は美浜町内のごく一部のみとなっており、それ以外の地区では5メートル以下でございます。つまり、美浜町の大部分の地区における津波の高さは5メートル以下であり、町全体に7メートルの津波が想定されるのではないことを、御理解をまずいただきたいというふうに思っております。

では初めに、巨大地震発生時の対応についての御質問の1点目、巨大地震発生時における職員の初期行動及び被災状況調査はについての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、巨大地震発生時に備えて大規模地震発生直後職員初動体制マニュアルを定めております。

概要を申し上げますと、まず震度5強以上の地震が発生したときは、全ての職員は直ちに災害対策本部または現地災害対策本部に参集をし、町内住民等の安否確認、消火活動、救助活動、津波情報の広報、避難所の設置、給水・給食の実施、他機関との連絡等の対策に当たります。現地災害対策本部は各学区計7カ所に設置することになっております。布土学区は布土小学校、河和学区は河和小学校、河和南部学区は河和南部小学校、野間学区は野間中学校及び愛知県美浜少年自然の家、奥田学区は日本福祉大学、上野間学区は上野間小学校でございます。

なお、震度が5弱の場合には現地災害対策本部等は設置いたしません、役場に災害対策本部を設置し、本部要員等が参集し対策に当たることとなっております。

町民の安否確認等の手法についてでございますが、先ほど申し上げた現地災害対策本部には現地調査員を置くこととなっておりますので、その調査員が調査区域内の住民の安否等を調査いたします。また、調査員以外の職員においても、現地災害対策本部等に向かう途中には情報収集をしつつ参集をいたします。

なお、調査に当たっては、区・自主防災会の方初め、地域の皆さんと協力して行うことも想定され、その連携した中での情報も重要なものとなると考えております。

次に、御質問の2点目、災害対策本部・ボランティアセンターの設置場所及び現地避難所等との情報通信手法はについてでございますが、災害対策本部につきましては、美浜町役場2階、防災安全課・総務課事務室内に設置をされます。

ボランティアセンターにつきましては、昨年度、美浜町と美浜町社会福祉協議会との間において美浜町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結しており、その中で、センターの設置に関すること及び運営に関すること、個人情報の取り扱い並びに平常時の協力体制などについて定めております。設置場所につきましては、協議の上確保するものとなっておりますが、諸条件を考慮した上で総合公園体育館を想定しております。

なお、町内各地の避難所とは同報無線を利用して通信することが可能であり、また、MCA無線の移動子局並びに消防団で導入しているデジタル簡易無線機と連携できる設備もございますので、これらを複合的に活用し、通信手段を確保する考えでございます。

次に、御質問の3点目、津波発生に伴う大型船による防波堤の破壊、重油の流出及びそれに伴う火災発生について、第四管区海上保安本部との連携はについてでございますが、名古屋港を中心とした愛知県の港湾はタンカーが頻繁に航行しており、衝突・座礁によるタンクの破壊や、栈橋等に係留された船舶からの荷揚げ作業中の事故により、危険物・高圧ガス等が海上に流出することが考えられる一方、衝突による火花等により引火し、海面

火災の起きる可能性がございます。

これらの対応策として、愛知県では、愛知県地域防災計画により防災体制及び組織が整備され、海上等における避難救出活動として、第四管区海上保安本部における措置として、排出油等の対策を行うとあります。

また、南海トラフ地震における愛知県広域受援計画の中でも、救助・救急・消火活動に係る計画の中で、「知事は、海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、第四管区海上保安本部長に対し、応急措置の実施要請を行う。」となっております。

このように、県内で海に接する団体を対象として、愛知県により海上保安庁との間で災害時における対策は構築できていると考えられます。よって、別途本町独自に第四管区海上保安本部との間で対策を講ずることはしておりません。

なお、先ほど触れた愛知県の南海トラフ地震における愛知県広域受援計画には、緊急を要する場合、市町村が愛知県を通すことなく、直接、海上保安署を通じ第四管区海上保安本部長に対して応急措置の実施を要請することができる旨が規定されておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、緊急輸送道路や緊急輸送基地の想定についての御質問の1点目、緊急輸送道路である国道247号線は津波のおそれがあり、知多東部線・知多西部線の整備に向け、国・県との調整、予算確保が必要ではについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、都市計画道路は、巨大地震の発生など大規模災害が発生した際、住民の命を守るとても重要な道路であると認識しております。

都市計画道路は、愛知県により整備されるものですが、住民の安心・安全な生活環境の確保、地域経済の活性化、交流人口の増加、流出人口の減少につながるものと期待されるものであります。本町にとって必要不可欠なものと考えております。この重要な都市計画道路の促進については、私も、県の関係部署や県議会議員並びに上京した際には国会議員及び関係機関に対して、機会あるごとに事業促進のお願いをしております。

また、知多西部線においては、農村活性化住環境整備事業はま地区や知多奥田駅東部の美浜町運動公園整備事業は、都市計画道路知多西部線に隣接する地域の開発であるため、現在、上野間地区で事業を実施中の知多西部線常滑美浜バイパスの延長整備の促進につながる事業で、早期実現に寄与するものと考えております。知多東部線については、現在、上前田信号交差点より南、古布信号交差点までの区間、美浜古布バイパスの交差点協議等を行っているとお伺いしております。いずれの路線も徐々にではありますが進んできていると思っています。

本地域では、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されており、避難路、緊急輸送道路など命の道となることから、都市計画道路整備事業予算の確保のために今後も引き続き積極的に国・県に要望活動を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、緊急輸送基地は野間中学校付近に1カ所設置する計画だが、増設・分散などの見直しが必要ではについてでございますが、町外からの支援物資を受け入れる地域内輸送拠点は、議員が言われるとおり計画上は1カ所となっております。しかし、災害発生時の混乱、処理する能力を考えますと、地域内輸送拠点を補完する施設の必要性を感じておりました。そのため、あいち知多農業協同組合と協議を重ねた結果、平成28年8月に災害時における施設利用に関する協定を締結することができました。その協定により、物資集配拠点として美浜町農産物集出荷場の一部を利用できることとなったため、地域内輸送の拠点は複数化できたものと考えております。

なお、緊急輸送基地として示されている野間中学校については避難所に指定しましたので、現時点では美浜町総合公園が地域内輸送拠点としての位置づけとなっております。このため、議員が示された地域防災計画付属資料も修正する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、減災に向けた各学区との連携についての御質問の１点目、学校・病院・町内各区の防災訓練は個々に主催・実施されているが、災害時の連携・協力体制確立のため、町全体で実践的に実施する必要があるのではについてでございますが、本町では一時、各区・自主防災組織単位の訓練を推奨してまいりましたが、平成25年度の愛知県津波防災訓練を本町において実施したことを受け、平成26年度より町の防災訓練として各学区との合同により防災訓練を行っております。平成26年度は布土学区で、平成27年度は上野間学区で、そして平成28年度は河和学区でそれぞれ実施をいたしました。今後も引き続き、奥田、野間、南部の各学区との合同防災訓練を行う考えでございます。

議員御質問の本町全体での合同防災訓練の実施については、まだ学区単位の合同訓練を行っていない地区もございますので、その点を考慮し検討してまいります。

ところで、通常の防災訓練では限られた方しか参加していただかず、各自主防災組織とも頭を痛めているとお聞きしておりますが、町と学区との合同訓練には初めて参加される方も多く見受けられるとの声もございます。この点が学区単位での合同訓練のよさであるとも考えております。もちろん、学区との合同訓練の日時に合わせて、別学区の区・自主防災組織の訓練を実施していただければ、町全体で通信訓練を行えるなどの効果が期待できますが、その一方で各地域の特性を生かした訓練ができなくなる心配もあろうかと思えます。大規模な訓練、小規模な訓練、それぞれに長所と短所がございますので、その点も踏まえて合同訓練のあり方を考えてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の２点目、情報通信技術（ＩＣＴ）は、防災教育、災害情報の収集・発信等、効果的で利便性も高く、本町も取り組みが必要と考えるのがいかにかについてでございますが、ＩＣＴ、日本語訳では情報通信技術となるそうですが、総務省が、社会のさまざまな分野、例えば農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災等における利活用を促進しております。

議員が提示された愛知県豊田市における平常時の利便性と急病・災害時の安全性を提供する市民参加型ＩＣＴスマートタウンがこれに該当をしますし、お隣三重県玉城町でも安心・元気な町づくりにＩＣＴを活用しているとお聞きしております。どのような活用方法があるのか、既に導入している先進地の状況を踏まえまして、町としても調査研究することが必要であると考えております。

なお、導入及び維持管理に関しては、費用面での兼ね合いもございますので近々での導入は難しいとも思われますが、技術革新と社会全体の設備充実等により費用対効果面での環境が大きく変われば、導入への論議が高まるものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の３点目、災害ハザードマップ、地震・風水害ハザードマップ、防災マップの違いと活用方法、及び津波に関し町地域防災計画と数値の差異が生じていることについて町の見解をについてでございますが、最初に現在使用している防災に関する地図についての違い等を御説明いたします。

まず、平成25年度において、防災に関する情報を網羅した災害ハザードマップを作成し、全世帯に配布をいたしました。

今回、このような機会をいただきましたので、ケーブルテレビも入っておるという関係上、このカメラの向こうの住民の皆様方にもぜひ地図の関係について知っていただきたいということで、このように掲示させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、私の隣でお示ししている図面１でございます。この図面１の表面には、大津波が押し寄せてきた場合に避難場所となりうる標高５メートル以上の地域等を示した津波ハザードマップが掲載をされております。名称のごとく、大津波が襲来した場合にどの程度の浸水が発生するのか、どこに避難すればよいのかの情報を提供する

とともに、ふだんから津波に関する知識を深めるための情報等が掲載をされております。

また、図面1の裏面でございますが、隣でお示ししている図面2でございます、こちらには風水害発生時等を念頭に避難所や危険箇所等を記載した地図、風水害ハザードマップが掲載をされております。こちらは、台風接近時の大雨等による崖崩れなど土砂災害の発生する危険がある区域や、消防団施設、避難所、防火水槽等の位置情報とともに、地震に関する情報等も掲載をされております。

このように、1つの災害ハザードマップの表と裏では対象とする災害が異なり、それぞれ必要な情報が載っている点が相違点であり、活用していただきたい点でございます。

また、これとは別に、小学校区ごとに津波の浸水予想区域、崖崩れによる危険区域等を掲載した美浜町防災マップ——隣でお示ししている図面3でございます。今、カメラは全てこちらをアップにさせていただいておりますので。住民の皆さんが理解をしやすいようにということでお示しさせていただいております。こちらは先ほど申し上げた災害ハザードマップと内容は同様ですが、小学校区ごとに作成したため地図を大きく表示することができるようになり、2種類の地図に分けていた情報を1種類の地図に集約したことで、その地域の防災面での情報がわかりやすく、ふだんからの活用を考慮したものでございます。

なお、議員の御指摘の津波に関する数値に差があることについてでございますが、データは県を通して取得することが多く、その取得時点におけるデータの更新状況によって差が生ずることがございます。この点につきましては、印刷物の作成は最新の情報に更新の上実施するとともに、防災計画等との間における整合性にも留意してまいりますので、御理解をくださいますようお願いをいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○7番（横田貴次君）

それでは、時間が残り13分ということでございますが、美浜町執行部のほうでどのような防災に対する準備が整えられているかということをお聞きできましたので、非常に安心しております。その中でも、順次聞けるところだけ聞いていきたいなと思います。

1項目、一番目の質問で、地震発生時、職員の初期行動についてお伺いいたしました。職員の皆様の中でマニュアルを定められているということも初めて知りましたし、非常に安心しておるところでございます。現地で情報収集する、また避難活動を手伝ったり消火活動をするということで、美浜町消防団とのかかわりも恐らく出てくるんだろうなというふうに思います。その辺の役割分担ですとか消防組織との連携もきっちり、ここには出てきませんが、とられているという理解でよろしいでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

団とのかかわりということでございますので。

まず、大規模な地震が発生した場合というのは、津波の心配がございますから、消防団のほうにつきましては、まず津波対策といいますか、樋門を操作するということが第一になっております。そういった意味で、発生直後というのは、連携というよりも個々の仕事を進めていくという段階になるかと思います。議員がおっしゃりますのは、恐らく数時間たって落ちついてきたときというふうに解釈をさせていただきます。そういたしますと、消防団というのは、美浜町である意味、最大規模の組織されたものでございますので、団の活動といたしましては、よく考えられるのは、やはり迅速な救助、それから捜索、そういったものがメインになるかと思います。その辺

を踏まえまして、団の活動により得られた情報というのは、当然のことながら町全体としても把握したいと思っております。そういった意味では、当初につきましてはおのおの別々の行動になろうかとは思いますが、目的はやはり同一でございますので、その辺は十分情報共有を果たしていかなければならないというふうに考えております。ですので、落ちついた段階では、逆に言うと消防団についてこういう活動をお願いしたいという具体的なことをお願いするということは、当然考えられるものと思っております。

よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

昨今、同僚議員もよく質問されている消防団の団員減少につきましては、こういった災害時についても我々の首を絞めてくるのかなというふうに思います。私の子供も来年2人目が高校を卒業しますので、卒業後はすぐに家族から2人目の団員を今進めておるところでございますが、はい、消防団との連携も理解いたしました。

1項目め、2番目の質問でお伺いをしました、対策本部、ボランティアセンターの設置に関して伺いました。その中で情報通信の手段について伺いましたが、各避難所との連絡を防災無線でということでございますが、もちろん電気がとまることも想定されておりますので、この防災無線というのは電気がなくてもバッテリーで交信ができるのだらうなというふうには感じております。先日、布土で行われた防災講習会におきまして、水道の復旧が6週間、電気の復旧は1週間程度を要するということを防災監から伺いました。このバッテリーはどれぐらい持って交信が可能なのでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

同報無線のバッテリーにつきましては、いわゆる拡声子局、ラッパの部分、あちらの機械につきましては、導入したときの機能という形で説明をいたします。1時間のうち5分間通信をして55分間を休憩するという状態で72時間、連続した使用といいますか、対応できるものを載せております。ですが、実際に5分使うだけで済むのかということを考えますと、ずっと使いつ放しになった場合に72時間使えるかということになりますと、その辺はやや心もとない部分は正直言ってございます。

あと、あわせて申し上げるのであれば、各公民館に設置してあります地域放送用の地域放送卓、あちらのほうにもバッテリーが積んでありまして、あれも同様に72時間、条件はつきましますが72時間使用が可能なものを設置いたしております。

以上です。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

先ほど実践的な防災訓練の実施についてはよく理解しましたが、先日も布土区事務所で話をしていたんですが、あることは知っておると、鍵もどこにあるかは知っておる、だけど使ったことがないということで、ぜひ町主催の防災訓練の中でも、多くの人の目の前でこういう使い方をするんだよというようなことを、やはり町民の皆さん、我々にも教えていただきたいなと思います。間違いなくしゃべり続けてすぐ電池が切れるというようなことが安易に予想できますので。これ、発電機とかで充電できるとか、防災倉庫のほうによく発電機が置いてあるんですが、発電機を利用して外部電源で充電したりはできないんですかね。

○総務部長（本多孝行君）

まず、訓練等で使い方というお話がございました。毎年――新しい区長さんが変わられる区もございますので――うちのほうから各区のほうへ、区長さんだけではなくて、地域放送卓の使い方、それから拡声子局、ラッパ

の部分、あれのマイクの使い方、あるいは無線の使い方等も、講習といえますか、それをやるようなことは毎年実施いたしております。それは、別に役場といたしましては、一般の方をお断りするつもりは全くございません。逆に言えば、区の役員さんが大勢知の方がふえてみえれば、一般の方で御希望する方に出ていただくこと、全く問題はございません。また、防災訓練等でそういうことをお披露目する時間があるのであれば、私どもも積極的に、講習といえますか、こういったものだということはお知らせしてまいりたいと考えております。

あと、発電機が使えるかということでございますが、これは以前、設置した業者に確認したことがございます。まず、子局の中のバッテリーというのは、100ボルトの商用電源を変圧して24ボルトに蓄電するというふうにお聞きしております。そういうふうを考えますと、電気の知識がある方であれば、発電機のコードというんですか、あれをそこへ持つて行くことによって物理的にできないことはないけれども、公的な立場とするといろんな制限があるものでお勧めはできませんが、とにかく知識がある方であれば緊急の場合はできないことはないということをお伺っております。ただ、インバーターでしたっけ、そういったものが必要なことも考えられるというお話がございました。この点につきましては、私どももちょっと考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございました。

ちょっと聞きたいことがたくさんあったんですけど、あと5分ですので、はい、理解しました。

2項目め、1番目の質問でお伺いをしました知多東部線、西部線ですが、知多西部線につきましては奥田駅東部開発に伴い希望が持てるのかなというふうに思っていますが、東部に関しましては全く兆しも私自身感じておりません。本町自慢の知多厚生病院というすばらしい病院があるにもかかわらず、富貴からこの先、なぜ河和までが繋がらないのかなというふうに思っている次第でございます。先ほど町長からの答弁で、いろんなところに要望は出されているということでございますが、今、国も防災に関する取り組みに関しては間口を広げていると聞きましたので、要望の中にやはり我々美浜町民の命をつなぐ道路なのだとすることを強調していただいて、引き続き事業着手に向けた調整をお願いしたいなと思います。

2項目め、2番目に質問させていただいた緊急輸送道路や緊急輸送基地の想定について伺いました。これが防災計画という、非常に分厚くて、読めなくて、事あるごとに読んでおるわけでございますが、年々更新していただけるということで、物資の基地もふえてくるということで、来年の変更に期待したいと思います。

2月3日の日に各市町村防災担当者を対象にした防災講習会というのが開かれたということで、私、新聞目にしました。熊本の副市長が講演された中で、我々の美浜というのはやはり土地がたくさんあるということで、物資の救援、また町民の避難どころも確保できるだろうというところでございますが、田んぼや畑があったってそこに避難することはできないということで、広い運動場、そういったところがたくさんある地域は恐らく強いだろうというような内容も伺いました。

本町29年度の予算につきまして、総合公園体育館、グラウンドの拡張工事、また今、奥田駅東部開発、陸上競技場の建設等も予定されております。今そんな莫大な予算をとということでいろいろ賛否出ておりますけれども、この2つのグラウンドについてはやはり防災の拠点としても相当なるウエートを占めて計画されているのかなというふうに私は感じておりますが、なかなか今、この議会場でもそういったところが出てきません。この2つの公園の拡張、また新規グラウンドの建設について、どのような防犯的な展望を持っているかを聞かせてください。

○建設部長（斎藤 功君）

今、総合公園の拡張並びに奥田駅東部開発について防災面でどうかという御質問でございます。総合公園グラウンド、こちらについては仮設住宅の建設予定地として対応していく予定でございます。奥田東につきましては、現在、耐震性の貯水槽設置と、もう一カ所防災倉庫、これの設置も今検討している段階でございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

これから訪れるであろうアジア大会に向けてもそうでございますし、何せ我々町民からしてみますと子供たちには、30年には必ず来ると言われる大震災に備える準備も整えていきたいなというところで、2つの事業、大変期待しておるところでございます。

最後に1点、ハザードマップの御説明をありがとうございました。きょう、ちょっと議運のほうに申請する後に来たんですけども、これ、布土小学校のほうで子供たちがつくった防災マップみたいな、震災になったら私たちはこうするんだというのをつくって、先月、回覧板にて全世帯に配布されております。布土というのは、日本福祉大学の皆さんにも協力いただいて、区の行う防災訓練、また布土小学校で行う防災教育というのが一致しているんですね。そういった意味では、先ほど、広範囲な防災訓練を開かなくとも、区の中で大変いい状態で防災に対する取り組みができていうふうに思います。これをつくるのに非常に予算的に困ったということを知っていますので、今後、このマップのつくり方に関しても、各区と町とのやりとりの中でこういったマップが自由に各区もつくれるような、そのような取り組みも美浜町としてもぜひ支援をしていくべきだと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

今の御意見につきましては非常にいいことだというふうに率直に考えておりますので、まさに前向きに考えてまいりたいと思いますので、具体的なことはある程度詰めることは出るかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。横田貴次君は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、9番 大岩靖君の質問を許可します。大岩靖君は質問をしてください。

〔9番 大岩靖君 登席〕

○9番（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

本日、私は3項目について質問いたします。そのうち2項目は、以前もこちらのほうで一般質問させていただいたものについて、その進捗状況についてお聞きしたいと思います。

それでは、早速質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問の1番目、美浜町における空き家対策についてお聞きいたします。

平成27年4月より空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、同年6月議会において美浜町内の空き家等対策について一般質問しました。その後の進捗状況について、以下3点質問いたします。

1、現在、美浜町内の空き家について、どの程度、調査は進みましたか。また、そのうち特定空き家は何件ありますか。

2、昨年度、空き家のデータベースを作成するとの説明を受けましたが、完成しましたか、お聞きします。

3、空き家等対策計画に基づいて、今後、どのようなスケジュールで、どのような事業を実施する予定ですか、お聞きいたします。

項目2番目です。町道・県道沿いに繁茂する樹木などの処理について行政の対応をお聞きいたします。

県道・町道を安全に走行するため、両側に繁茂している樹木等の処理について行政対応をどのように考えているのか、以下2点質問いたします。

1、県道・町道沿いに繁茂し、通行の支障となっている樹木等に関して、安全管理上、どのように考えていますか。

2番、伐採・草刈り等、依頼しても対応していただけない沿線地権者について、地域ボランティアの協力意向がある場合、伐採等の同意・許可などを得るために町が地権者との調整をする考えはありますか。

3項目め、美浜町のごみ処理対応についてお聞きいたします。

1、平成29年10月から事業系ごみの受け入れ日が変更されます。どのように変更されるのかを内容についてお聞かせください。

2、受け入れ日の変更に伴い、町内事業所に対する周知や問い合わせ等などの対応は、どのような計画で行いますか。

以上、3項目、7つの質問について御質問いたします。よろしくお願いいたします。

壇上での質問は以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、大岩靖議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町における空き家対策についての御質問の1点目、美浜町内の空き家について、調査の進捗状況は、また特定空き家の件数にはついてでございますが、現在までの水道料金データ等の情報により対象を絞り込んだ上で現地調査を行いました結果、311件を空き家とみなしております。

なお、これまで本町の空き家は1,760戸ほどと申し上げておりましたが、これは抽出された国勢調査区における住宅の数と空き家の割合から推計されたものでございます。今回の現地調査により空き家と判定した311戸と大きく相違しておりますが、御理解をいただきたく、よろしくお願いいたします。

また、ことし1月には、空き家と判定した建物の所有者に対しましてアンケート調査を実施しましたところ、回収率は約60.4%でございました。アンケートは、空き家の状態や維持管理の状況、今後の活用に対する考え、困っていることなどを回答していただきました。

また、特定空き家の件数についてでございますが、この特定空き家は平成29年度に設置する空き家等対策協議会の御意見を参考に認定することとなります。国の示す4つの基準、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そして著しく衛生上有害となるおそれのある状態、また著しく景観を損なっている状態、そして生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態に基づけば、10件前後の見込みとなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の2点目、空き家のデータベースは完成したかについてでございますが、このデータベースは、現地調査の結果に基づく空き家の位置、家屋図形、外観写真データなどが都市計画基本図上で閲覧可能となるも

ので、平成29年3月末までに完成する予定でございます。

次に、御質問の3点目、空き家等対策計画に基づく今後の実施事業、スケジュールはについてでございますが、平成29年度当初予算をお認めいただければ、空き家等対策協議会の設置と空き家等対策基本計画の策定を予定しており、この計画の中で計画の趣旨、空き家の現状や課題、空き家の発生抑制、適正管理及び活用などの対策の基本的な考え方をまとめてまいります。あわせて特定空き家等に係る判断基準や措置を検討いたしますが、これらは空き家等対策協議会の意見や協力を得て進める必要がございます。よって、現時点において空き家等対策協議会が設置されていないこと及び同計画が未策定であることから、今後の実施事業やスケジュールは今現在ではお答えすることができませんので、御理解くださるようお願いいたします。

なお、協議会設置後、スピード感を持って空き家等対策計画を策定し、空き家の解消に向けた取り組みに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町道・県道沿いに繁茂する樹木等の処理・行政対応はの御質問の1点目、通行の支障となっている樹木等に関して、安全管理上どのように考えているかについてでございますが、生け垣や防風林などの枝や雑草が道路まで伸びてきておりますと、車両との接触や視界の妨げになるなど安全な通行に支障となり、定期的に樹木の剪定、草刈りなど適切な管理が必要だと考えております。町といたしましては、地権者が剪定など適正な管理に努めるよう広報等にて随時呼びかけを行っております。

次に、御質問の2点目、伐採・草刈り等協力していただけない地権者と、地域ボランティアとの調整をする考えはあるかについてでございますが、本来、地権者が伐採・草刈りを行うべきですが、地権者にかわり地域ボランティアの方々が伐採等を実施する場合には、道路管理者として地権者への周知、了解等の調整を行ってまいります。

また、国道・県道につきましては、愛知県の事業等もございますので、県と協議してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、美浜町のごみ処理対応についての御質問の1点目、事業系ごみの受け入れについて、平成29年10月からどのように変更されるのかについてでございますが、議員も御承知のように、ごみ処理につきましては本町と南知多町で組織する知多南部衛生組合の事業でございますが、知多南部衛生組合より伺っている範囲の中でお答えをさせていただきます。

事業系ごみは、月曜日から金曜日までは祝祭日を含めて全ての日で受け入れをいたします。また、土曜日につきましては、祝祭日を含めて第2、第4土曜日の午前中に受け入れをし、ほかの土曜日は休業といたします。ただし、年末年始はこれまでと同様の休業日を設定いたします。

次に、御質問の2点目、受け入れ日変更に伴う、町内事業所への周知、問い合わせへの対応はどのように計画しているかについてでございますが、議員御質問の町内事業所につきましては、商店、飲食店及び旅館等、事業系ごみを出す事業所が該当するかと思います。周知の方法といたしましては、町広報紙やホームページへの掲載、ケーブルテレビでの放送など、あらゆる機会を捉え進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの町長の答弁お聞きしまして、少し再質問させていただきます。

まず、この空き家対策につきましては、簡単に1年、2年の単年度でできるようなことはありません。先ほども町長の答弁の中でありましたが、私は以前、上野間地区だったと思うんですが、台風の影響でいわゆる特定空き家が周辺に影響を及ぼしたという事例を耳にしております。この特定空き家も今10件前後というおおよその数字が出てきたわけですが、特にこの特定空き家に関してはデータベースも含めまして早急な対応をしていかなければ、当然、景観上いろんな問題も出てきますし、周辺の被害ということも考えられると思います。

一つお聞きしたいんですが、先日、3月3日の中日新聞だと思うんですが、この空き家等に関しまして県の条例のことが少し書いてありました。その中で、5年前に愛知県54市町村で構成されている空き家対策担当連絡会議というものがありますが、それについて、我々も勉強不足で申しわけないんですが、町の担当部署と会議の内容がもしわかれば簡単に説明していただきたい。

○建設部長（斎藤 功君）

空き家対策担当者会議ということでよろしかったと思います。これは平成12年当時からスタートしたとお聞きしております。本町におきましても、空き家対策ということで、この会議の内容につきましては空き家の対応、利活用、この2点を重点的に検討してまいりました。ただ、まだその当時につきましては、空き家に関する条例等をどこの市町も設置しておりませんでした。一番、愛知県で早かったのがたしか蒲郡市と記憶しております。その中で、メンバーの中にも蒲郡市さんも参加していただいておりますので、そういった状況を聞きながら各市町の情報交換等を行っていたのが実情、現状だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

ただいまの答弁で、現状としましては、今のほかの市町村の協議を一応参考にしながら美浜町に当てはめていくという理解でよろしいですね。

それでは、今、答弁のほうでもありましたが、本年度より愛知県では、周囲に安全や衛生、景観上、悪影響を及ぼす可能性がある空き家を所有者が撤去する際、市町村を通じて費用の5分の1を補助する、空き家の跡地に防災倉庫や公園などを設置する際も5分の1、空き家を改修して交流施設などとして利用する場合は6分の1を補助するという県の条例が提案されておりますが、美浜町としても独自の考えはありますか、それについてお聞きします。

○建設部長（斎藤 功君）

確かに県のほうは空き家対策の補助の創設ということで今回の県議会に上程してございます。ということで、まだ確定はしておりませんが、もしこれが補助が認められれば当然県からも説明会等がございます。そういった中で、この補助制度、総額約360万円とお聞きしておりますが、こういった制度も活用していきたいと。また、これ以外でも、町の単独補助、これにつきましても、来年度設置される協議会等で検討していく案件だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

それでは、美浜町としても、県の考えが決まればこちらも対応していくということでよろしいですか。

近隣の町村では南知多町が空き家に対しては割と早くから動き出しておるということで、南知多町では空き家の所有者に撤去などを促すために管理条例を設定していると聞いております。美浜町はどのように考えていますか、お聞きしたい。

○建設部長（斎藤 功君）

確かに、空き家に関する条例をつくっておる市町もございます。ただ、空き家に関する特別措置法、これが制

定されました。これによりまして特定空き家に対応することも可能となっておりますので、条例制定していなくてもこちらのほうの法令で対応できると考えています。ということで、今現在では町単独での条例制定は今考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

それでは、例えば、先ほど町長の答弁でもありましたが、本年度中にデータベースを作成するということをお聞きしたんですが、そのデータベースを作成した時点で町独自の条例をつくる予定はありますか。

○建設部長（斎藤 功君）

現在のところは考えておりません。先ほど申しましたとおり、空き家の措置法が平成27年2月に制定されております。この法令に基づきまして今後空き家対策を進めていくと現段階では考えておりますので、お願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。この空き家の問題につきましては、これからも随時、行政サイド、我々議員のほうも進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問について再質問させていただきます。

県道に対する安全管理上の要領を説明していただきたい。要領に対する町の対応もお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○建設部長（斎藤 功君）

県道・国道の安全に関する要領ということでございますが、実はそこまでの細かい資料は今はいたいたはおりません。通常の道路、例えば道路陥没、そういったところがあれば、国道・県道に関しては道路パトロール、もちろん町道でもそうでございます。そういったふうで、これといった、例えば草、はみ出ている木々等々のどこまでがその対象になるのかという要領等は特には聞いておりません。ただ、通行上支障となる、これが大原則でございますので、そういった場合に対応していくと考えております。

○9番（大岩 靖君）

前回の答弁の中で、県道に関しては、県道路管理上、なかなか難しいということを聞いたんですが、町道に関しましては町独自の判断で今の対応をしていくと聞いておるんですが、そういうふうに捉えてよろしいですね。

○建設部長（斎藤 功君）

国道、県道、町道、全て道路ということで、通行される方に支障があれば、当然その管理者で対応していくと考えております。

○9番（大岩 靖君）

わかりました。それでは、本年度の県道に対する業務委託はどのような範囲を予定しているかお聞きします。

○建設部長（斎藤 功君）

本町から国・県に業務委託というのはございません、例えば道路管理に関する。全て県のほうで管理していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

以前答弁していただいた中で、例えば県道に関しましては業務委託をして、範囲内で申請を出して草刈り等を実施していただくと答弁していただいたんですが。

○建設部長（斎藤 功君）

今、大岩議員が言われるのは、多分県からボランティア団体に委託しているという意味でよろしかったでしょ

うか、草刈り等の。これが、国県道については9路線を、県のほうから地域のボランティア団体に委託しております。町道については、町管理の道路については4路線をボランティアの方に委託しておるのが現状でございます。

○9番（大岩 靖君）

今、私の質問は来年度の予定を聞いたんですが、それについてどういうふうに考えていますか。

○建設部長（斎藤 功君）

先ほど申しました路線数、これは28年度の実績でございます。29年度につきましては、またボランティア団体さんからそういった申請があれば実施していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

これ、県道も町道もそうなんですが、ボランティア団体からの意向がなければ、要請がなければしないというのは、たまたま私、今、野間河和線をよく通行するんですが、確かに去年この質問をしたときに比べると、両サイド、きれいに草刈りをやっていただいております。ただ、ちょうど、通行するとわかると思うんですが、芋沢の交差点から野間のほうへ入っていくところ、今、竹やぶの竹がかなり上のほうが垂れ下がってきて、現状、1本枯れ木がぶら下がっている状態だと思います。一度、町の行政の方も通行されるとわかると思うんですが、あれいつ落ちるかわからないような状態で、放置するのもとても危険なことだと思います。

今の質問に関してですが、では両サイドの地権者に対して、先ほど、地権者が草刈りできない場合はどういうふうな働きかけをするのか、もう一度お聞きます。

○建設部長（斎藤 功君）

そういった草刈り等、もちろん原則は地権者の方をお願いするというのが大前提でございます。ただ、どうしても地権者の方ができないといった場合には、町の場合ですと例えば業者さんを紹介するという方法もございます。ただ、そういうふうをお願いしてもできない場合は、最終的にはやはり道路管理者である町のほうで施工することになるかと思っております。

○9番（大岩 靖君）

現実なかなか難しいなという思いがします。これ、確かに地権者の方がなかなか御高齢であったり、自分のところで草刈りできないという場合は当然出てくるとは思います。いざ、県道・町道も含めまして、何か起きてからではとても遅いと思います。やはりこれ、随時注意しながら地権者に直接働きかけて、もしできれば地権者に対して、このような条件で町のほうがやらせていただきますけれどもという許可書みたいなものをもらっていただければ、逆に地域ボランティアの方たちにも進めやすいと思うんですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○建設部長（斎藤 功君）

そういったボランティア団体の方のかわりに町のほうが仲介をとって、ボランティア団体の方に草刈り等を実施していただくということにつきましては、当然、町のほうも地権者との調整に入って実施していただくというふうになるかと思えます。この辺につきましては先ほど町長も壇上から答弁したとおりでございます。町としてもボランティアの方々には協力をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

今の県道・町道に関しましては、また随時、進捗状況を聞いていきたいと思えます。

時間が余りないので、3番目の美浜町のごみ対策についてお聞きます。

本年度10月から事業系のごみの受け入れが変更されると先ほど町長のほうの答弁もありましたが、近隣の南知

多町ではどのような対応をとるのか説明していただきたい。

○経済環境部長（竹内康雄君）

お答えいたします。

議員も御承知のとおり、ごみの受け入れ及び処理につきましては、本町と南知多町とで構成いたします知多南部衛生組合で行っております。ということで本町と同じ扱いになりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

今、答弁の中で本町と同じようなと言いましたが、南知多町は僕が知る限り事業系の生ごみは美浜町よりはるかに多いと思います。これ、本町と同じ方法と捉えてよろしいですね。

○経済環境部長（竹内康雄君）

先ほど申し上げましたように、ごみの受け入れというのは知多南部衛生組合で一元的に行っております。ですから、美浜町と南知多町を分けて考えるということはございませんので、同じ扱いとなります。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

それでは、町内の事業所から収集方法の見直しを強く要望を受けた場合、その見直しを行うチャンスはあるのかお聞きます。

○経済環境部長（竹内康雄君）

大岩議員からの御質問でございますけれども、この10月からのごみ収集方法の見直しということにつきましては、ごみの減量化の一環でもございます。家庭系ごみの中からミックスペーパー、これいわゆる紙類というふうにご理解をいただきたいと思いますが、この紙類を分別収集するために、これまで週3回集めておりました可燃ごみの収集回数を週2回といたします。残りの1回をこの紙類の収集日に充てるという方式に変更をすることといたしております。この場合、家庭系可燃ごみの収集日が週2日となることから、現在と変わらず祝祭日の収集を行わないというままでは、可燃ごみの収集が週1回ということにもなる可能性もございますので、これを避けるためにも祝祭日についても平日は毎日収集を行うということでございます。このことから、土曜日の受け入れについては毎週午前中にこれまでは行ってまいりましたが、やはり衛生組合の職員の勤務体制、勤務条件、それからジョブローテーション等々も考慮しなくてはなりませんものですから、受け入れについては第2、第4の午前中のみということになりまして、第1、第3の土曜日については隔週でお休みとさせていただきますということでございます。今申し上げましたことにつきましては、平成34年4月から武豊町に建設されます新しいごみ焼却場、これの供用開始前に、事業系、家庭系に限らず、とにかく美浜町から出るごみを減量していきませんと、これは本当に本町にとりまして非常に重要な課題でございます。要するに、ごみの排出量に伴って分担金も変わってくるわけですので、これは非常に大きな問題でございます。何でもかんでも焼却場に持ち込んで燃やしてしまえばいいんだという、そういう発想を変えていかななくてはなりません。そういうことから、まず第一にごみの発生量を抑えていかなくちやいかなだろうということでございます。それに続いて、今度は資源化できるものはどんどん資源化をしていかなくてもはいけませんということでございます。特にまた、事業系のごみについては、ごみ焼却場以外の処分場も今後考えていかなくてもはならないだろうということもございます。これについては大岩議員も以前からおっしゃっておられますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

何で私はごみに関して、前回もそうですが、言っているかというのは、以前、家庭系のごみの焼却費用は、2億5,000万円程度かかるということをお聞きしたときに、できる限り、今答弁でもありましたが、家庭系も事業系のごみもやっぱり減らすことを大前提として、前回も言いましたが、愛知県54市町村で後ろのほうから2番目、3番目という状況で、また、つい最近の新聞のほうにも、今、阿久比町も武豊町もごみの問題につきまして一般質問のほうから出たということで、武豊町でさえごみを平均並みに減らさないかと。美浜町はそれ以上に個人当たりのごみの排出量が愛知県中でも本当にワースト2位、3位という状況の中で、やっぱり少しでも減量化をして、逆に言うと今の分担金の金額を少しでも抑えて、ほかのものに何とか流用できるように考えていきたいと思いますので、この件につきましては、今答弁の中でも受け入れの日が1日減るということで、逆に言うと、勤務体制の関係でと今言われたんですが、受け入れだけですと、例えば今のクリーンセンターの受け入れの勤務体制を4人とか5人とかいう対応ではできないものなのか、それについてちょっとお聞きしたいんですが。

○経済環境部長（竹内康雄君）

クリーンセンターの職員の勤務内容の御質問でございます。まことに申しわけございませんが、そこまで詳細な資料を手元に持っておりません。ただ、これに関しましては、美浜町、それから南知多町、そして知多南部衛生組合で本当にずっと長い間協議をしまいいりました。議員がおっしゃるように、決してパーフェクトな案だとは思っておりませんが、現時点で考え得るベストな案ではないかというふうには思っております。これまでやってこなかったことを初めてやるということもございます。ですから、こういう言い方は失礼かも知れませんが、やってみないとわからないという点もございます。決して衛生組合においても職員に楽をさせようとかそんなことでなくて、目いっぱいぎりぎりのところまでやっております。なおかつ臨時職員も雇用した中でどうやってやっていけるだろうかということで、このような計画を立案いたしました。御理解をいただきたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

なかなかやっぱりこの問題につきましては一長一短ですぐには解決できるものじゃないと思いますが、たまたま、私は、事業所、収集業者の方々からちょっとお話を聞いたんですが、事業所から出るごみにつきましては、今、収集業者をお願いすればいつでも集めていただけると。ただ、逆に収集業者側としましては、例えば今までのように毎週受け入れしていただいたものが週に2日になるということは、例えば魚介類も含めて生ごみを収集業者のほうで受け入れをしない週末に収集車に積んだまま2日、3日保管するということなのか、その辺、逆に言うと、生ごみなどが大量に出るとされる事業所などは、収集車がもし対応できなかった場合はどうするのかというのは町のほうは想定していますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今の御指摘につきましては、これは収集運搬事業者の方の中でいろいろ工夫をされておみえになるんだろうというふうに考えております。私どもといたしまして、具体的にどのように対応されているのかということまでは承知しておりません。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、土曜日が隔週で休業となるということから、どうしても、収集のすき間というんでしょうか、それが長くなるんじゃないかというような印象をお持ちだと思いますけれども、例えばこれまでハッピーマンデーということで月曜日が祝祭日になった場合、その場合は土曜日の午後から日曜日、月曜日と2.5日そういった受け入れがないわけでございます。ところが、この10月から計画をしておりますものにつきましては、平日はもう全て、祝祭日関係ありませんので、長くて2日ということになるんじゃないかというふ

うに考えております。これはあくまでも計算上のことでございますので、実際の現場で収集運搬事業者の方がいかに御苦労されているかということは私どもも想像はできますけれども、今、日数だけということであれば、計算上はそうになるのではないかと考えてございます。御理解を賜りたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

確かに、今もおっしゃいましたが、収集業者のほうも大変苦労していると思いますが、何分、10月から始まるということで、まずは対応を一応その後協議するという形でよろしいですか。

先ほどの答弁の中で、34年度より武豊町と始まる知多広域環境センター、今の美浜町内にある事業所が今度は武豊町に全部搬入ということになるんですが、それに対して町としては、今までとは距離的なものが違ってくると思うんですが、搬入に対する補助等などは考えがあるのですか、お聞きします。

○議長（森川元晴君）

大岩君、広域環境組合のほうはちょっと通告外のほうになると思いますので、よろしくお願いします。

○9番（大岩 靖君）

失礼しました。それではちょっと質問の内容を変えます。

今度武豊町にできる焼却場に搬入する前に、南知多と美浜町で両町共同の中継施設が今度クリーンセンターに多分できると思うんですが、それに対して両町共同のごみ保管所などは考えているのか、その辺をお聞きします。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今、議員御質問の件につきましては、先ほどから申し上げておりますように、今回の収集方法の変更が将来のごみの減量化とか資源化につながっていけば一時保管云々ということは必要なくなるわけですので、収集方法を変更後の、先ほども申し上げましたけれども、10月から新しい方法が始まって、その実績ですとか、具体的にどういう効果があるんだと、その減量効果が出てきたとかいうことで判断すべき施策ではないかなというふうに考えております。また、両町で共同ということになりますれば、当然、南知多町や知多南部衛生組合とも協議を進めていかなくてはなりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございます。

何分、この10月から実施される状況を見まして、今も答弁のほうでもありましたが、その判断をした後、また知多南部衛生組合のほうの協議も含めまして、できれば両町含めて、当然、事業系の生ごみの排出量はほかの地域より多いと思いますので、今後もしできればですが、この両町で中間施設という形で処理施設ができないかなと思うんですが、その辺について将来的な考えがあるのかお聞きしたい。

○経済環境部長（竹内康雄君）

今の大岩議員の御指摘の件につきましては、確かに1つの課題だということは認識はしておりますけれども、現時点でその施設についてどうかということについては、お答えがちょっと難しいかなというふうに言わざるを得ないと思います。いろいろな関係の課題が含まれておりますので、一つ一つ解決をしていながら、どんな方法が一番いいのかということも考えていかなくてはならないというふうに考えております。

○9番（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、この10月以降、そういう協議の場の進捗状況もまた報告していただきたいと思います。

以上で質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大岩靖君の質問を終わります。大岩靖君は自席に戻ってください。

〔 9 番 大岩靖君 降席 〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩にしたいと思います。11時から再開でお願いいたします。

〔午前10時40分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君は質問をしてください。

〔 8 番 荒井勝彦君 登席 〕

○ 8 番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、荒井勝彦でございます。本議会より議席番号 8 番、ラグビーでいうとナンバー 8 という光栄な番号を頂戴いたしました。この番号に恥じないように議員活動に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づき、今回は 3 つの質問をさせていただきます。

1 つ目、美浜町における子供の貧困対策としての学習支援についてお伺いをいたします。

内閣府の発表によれば、こちらのパネルで示すように、子供の相対的貧困率は、1990年代半ばごろからおおむね上昇傾向にあり、2012年には16.3%となっております。子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち大人が 1 人いる世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。この真ん中のグラフがそれを示しております。

平成27年 5 月 1 日現在、本町では、小学生の就学援助事業で給食費の援助を受けている準要保護児童という方が59名、同じく中学生では36名の生徒がおみえになります。

学校での授業時間が短縮をされましたいわゆるゆとり教育後では、それを補う形で進学のために学習塾へ通う児童・生徒も多くなってきたのではないのでしょうか。現在、私も高校生の息子を進学塾に通わせておりますけれども、毎月の月謝は家計に大きな影響を及ぼしております。母子・父子家庭においては、これらの費用を捻出するのは容易なことではございません。

愛知県は、平成29年度、貧困家庭向けの学習支援として、県内 4 カ所に拠点を設けると 1 月14日に中日新聞に報道がなされました。美浜町の子供たちの未来のためにも、美浜町独自の学習支援を推し進めるべきだと考えておりますけれども、いかがでございましょう。

2 つ目の質問に移らせていただきます。

買い物難民対策についてお伺いをいたします。

買い物難民という言葉が一般的に多く聞こえてくるようになってまいりました。本町においても、大手スーパーの進出により、旧来の小売店舗は閉店を余儀なくされてしまった例も見受けられます。少子・高齢化が進み、将来、自家用車での買い物が困難になってしまうであろうと思われる町民がふえていくと予想がされます。町内で買い物難民対策として活動を始めたグループも、採算が合わずに現在は休止をしている状態であります。

そこで、商品供給と販売を分離して一軒一軒を巡回する独自の販売形態で移動スーパーを運営している企業の

仕組みを導入し、個人事業として起業していただける方を募集して、町として支援していく考えはございませんでしょうか。

3つ目、最後の質問でございますけども、民生・児童委員の現状及び消防団との連携について伺いをいたします。

民生委員制度が発足いたしまして本年でちょうど100年になるそうであります。現在は、民生・児童委員としてその活動は広範囲に及ぶようになってまいりました。

本町における民生・児童委員が受け持つ件数は、1人当たり何件ぐらいでございましょうか。また、委員の平均年齢は何歳でしょうか。

大規模災害が発生したときに、民生・児童委員と消防団が連携する仕組みは整っていますでしょうか。

また、独居老人などの個人情報について共有は図られていますでしょうか。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。明快なる回答をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、美浜町における子供の貧困対策としての学習支援についての御質問についてでございますが、愛知県は、平成29年度予算案に生活困窮世帯対策として、生活困窮世帯等の子供を対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や、子供が安心して通える居場所提供等を行う事業を予算化いたしました。

この事業の概略を申し上げますと、新城設楽福祉事務所を除く愛知県の4つの福祉事務所管内で、それぞれ1町村を選定した上で、子供の学習支援が可能なNPO、社会福祉協議会、大学または企業等への委託により実施する事業であり、町村は受託することはできません。

町としては、現在実施中の教育支援等を継続するとともに、県の進めようとする学習支援について、平成29年度の試行から洗い出された課題等をお伺いする考えでございます。これは、子供貧困問題が非常にデリケートなものであるため、慎重に対応する必要があると考えるところからでございます。これらを踏まえ、町独自の子供の貧困対策については、現在のところ実施する考えはございませんので、よろしく願いをいたします。

次に、買い物難民対策についての御質問についてでございますが、買い物難民対策の取り組みは、経済産業省の「買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」によりますと、「家まで商品を届ける」、「近くにお店をつくる」、「家から出かけやすくする」などがあり、これらのほかに、「コミュニティーを形成する」、「物流を改善・効率化する」などが該当するとされております。

「家まで商品を届ける」、「近くにお店をつくる」、「家から出かけやすくする」は、買い物弱者が直接食品を手に入れられるようにするための取り組みであり、家まで商品を届ける取り組みには、配食、買い物代行、宅配等のサービスが、近くにお店をつくる取り組みには、移動販売や買い物場の開設が、家から出かけやすくする取り組みには、コミュニティーバスや乗合タクシー等、買い物のための移動手段がそれぞれ含まれるとされております。

また、「コミュニティーを形成する」は、フードデザート問題——これは食の砂漠と言われ、生鮮食品の入手が困難な地域のことをいう言葉だそうでございます——この要因となっているコミュニティーの希薄化に歯どめをかける取り組みであります。この取り組みは、先ほど申し上げた食品を手に入れられるようにするためのものと比較すると間接的な取り組みであるとされ、コミュニティーを形成する取り組みには、人が集まって食事をする会食が含まれるとされております。

「物流を改善・効率化する」は、「家まで商品を届ける」、「近くにお店をつくる」、「家から出かけやすくする」の基盤となる物流システムに対して影響を及ぼす取り組みであるとされ、物流を改善・効率化する取り組みには、物流におけるＩＴ利用等の取り組みが含まれるとされております。

こうした取り組みが存在する中、本町では、議員御承知のとおり、平成28年11月より、巡回ミニバスを町東西各1カ所のスーパーへ乗り入れを開始いたしました。これも先ほど申しあげました買い物弱者対策の一つである移動手段の提供と考えており、今後、その成果についての推移を見守っていく考えてございます。

今回の買い物弱者対策につきましては、高齢者や障害者に対する日常生活への支援という点で、今後策定する地域福祉計画等の中で検討を進める予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回議員御提言の個人事業の起業に対する支援につきましては、具体的な計画が示された時点で、創業支援事業による資金融資への助成等、現行の制度の範囲内で適切に対応してまいりたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

次に、民生・児童委員の状況及び消防団との連携についての御質問の1点目、本町の民生・児童委員の受け持ち件数及び平均年齢はについてでございますが、民生・児童委員の皆様には、70歳以上の高齢者のひとり暮らしの世帯の見守りをお願いしております。民生・児童委員の方が1人当たり受け持っていていただいている平均件数は10件前後で、委員の平均年齢は65.5歳でございます。

次に、御質問の2点目、大規模災害発生時における民生・児童委員と消防団の連携、独居老人など個人情報の共有はについてでございますが、民生・児童委員と各区、自主防災会とのかかわり方については、その地区によって異なってくると考えております。その各区、自主防災会での活動において、消防団とのつながりはあると思いますが、特段の仕組みは設けておりません。

民生・児童委員の皆様がお持ちの個人情報は、ひとり暮らしの高齢者の方を見守りすることを目的としており、平常時には、個人情報保護の点から、周囲に提供されることはございません。

しかし、緊急事態が発生したときには、民生・児童委員の皆様より、その情報をもとに周りの方に協力要請をすることになりますので、その際には皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

壇上からの御答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初の子供の貧困対策としての学習支援について、再質問をさせていただきます。

これはもちろん子供のことでございますので、慎重に対応をしていく必要がある、このことは私も十分承知しているつもりであります。

この美浜町内にはまちづくりエンジョイぷらんというものがあります。このまちづくりエンジョイぷらんを利用して子供食堂を立ち上げようとしているグループもあると伺っております。美浜町には福祉を専門とする日本福祉大学もございます。これらの方々とうまく連携をとって少しでも前に進むべきだと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

今のお話で、まちづくりエンジョイぷらんで話があるというのは聞いております。ただ、まだ具体的に、29年

度のお話ですので、こういった形で行うのかというのはその経緯を見守っていきたいと思っておりますし、西のほうにおきましても、そうしたことをやりたいというような団体のお話は聞いておりますが、具体的なお話ではありませんので、ここではっきりとしたお答えをすることはできないことは御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○ 8 番（荒井勝彦君）

29年度にそういう話があるということで、まだ具体的に動き出していないという御答弁でした。

美浜町は、一昨年、榊原定征・現経団連会長、それと第12代名古屋大学総長の平野眞一先生、このお二人を名誉町民として表彰されました。子供たちに将来希望を与えるこんな2人の偉い先輩がいるんだということを美浜町の子供たちが誇りに思えるような、そういった子供の教育に力を入れていくべきだと思います。どうか子供たちに夢を与えられるような、そして教育の機会均等、どんな家庭に生まれても、どんな状況であっても学ぶ機会を与えてあげられるような施策をしていっていただきたいと思います。

では、買い物難民についての再質問をさせていただきます。

巡回ミニバスを東西のスーパーに乗り入れたことも対策の一つであるということは私も承知をいたしております。高齢者がタクシー券を利用して最寄りのバス停まで自宅から行って、そこから時刻表に従って回ってくる巡回バスに乗りスーパーまで行って、重い買い物袋を下げてまたバス停まで戻る。そこでまたタクシーを呼んで自宅まで帰る。これが現実にはできるとお考えでしょうか。しかも高齢者の利用するタクシー券というのは、初乗り運賃プラスお迎え料金、これが月に1枚、年間12枚だと伺っておりますが、高齢者のタクシー利用が思ったより少ないのも現実的ではないからではないでしょうか。

私が提案させていただいたシステムは、莫大な利益を上げられるようなものではございません。しかし、自宅の玄関先まで来てくれる、そこでお年寄りと会話を交わす、見守り対策の一つでもあります。もう一步踏み込んで考えていただけませんか。

○ 経済環境部長（竹内康雄君）

荒井議員の御質問にお答えいたします。

今の再質問の中で触れられました個人事業者の起業ということでございますけれども、荒井議員御自身も経営者のお一人でございますのでよくわかりだと思いますけれども、こういうことに関しましては、経営が成り立つのかどうかということが最大の問題でございます。以前にもこの議会で御質問がございました。そのときにどうかということでございましたけれども、私ども行政が個人事業者の経営を直接支援することはできません。というのは、いわゆる民間の経営に直接行政が入っていくということになってしまうからでございます。

その補完ということではありませんが、先ほど町長が壇上でも答弁いたしましたように、創業支援という施策を半田市と知多郡の4町で協働で、経済産業省から指定をいただきまして進めております。これはあくまでも株式会社を立ち上げるときでございますけれども、登録免許税が2分の1になるとか、それから、融資も通常よりも早く受けられるというふうな特典があるとともに、町といたしましても、創業にかかる資金を金融機関から借入れると、そのときに県の信用保証協会に対して保証料をお支払いする。それについて10万円まで補助をしようじゃないかという制度でございます。これはもう数年前から町としても実施しておりますけれども、そういうことで応援をしていけるのかなということでございます。

議員がおっしゃったような高齢者とか、そういう場面での支援ということになると、やはり福祉対策なのかなということも考えるわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

○ 8 番（荒井勝彦君）

直接支援はできない、創業支援のほうは何とかそういうことを利用すればできるということでございます。

私も実際に小さな工務店を経営してまして、確かに利益を上げなければ成り立っていきません。以前、あるグループが買い物難民対策として巡回の移動スーパーのようなことを立ち上げてやっておりましたけれども、これは、自分たちで商品を用意して、旅館のおかみさんたちが格安にお弁当や何かをつくって、そしてそこに乗せて販売していただく、そして売れ残った場合には、このおかみさんたちはやっぱり自分ところへまた持ち帰るといようなシステムで、なかなか利益が上がりなかったということを伺っております。

私が今挙げました分離してやるというのは、大手のスーパーと契約して、その代行で動くようなシステムでございます。そのかわり、やっぱり個人事業としてそれだけで食っていけるかというとなかなか厳しい、本当に年金にちょっとプラスできるぐらいの収入に終わっていくのが実態だそうです。しかしながら、これは全国展開をしておりまして、その方たちもちろん現役ばりばりの若い世代の方がやっているわけではございません。リタイアした方でまだ元気な方が地域のために役に立つ、そして自分を待っていてくれるお年寄りが見える、そこに薄利ではあるけども自分が貢献できる、そういうシステムを導入しているんな地域で活動しているそうです。

何も全て役所のほうでお膳立てをして、全部支援してということをするつもりは全くございません。こういうことで、何かもう少し踏み込んだような形で考えていけないものでしょうか。ちょっと余りにもアバウト過ぎますか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

決してアバウトだと言うつもりはございませんけども、やはり我々行政は、個々具体的なケースに対応していくものでございます。御存じのように、経済産業省ですとか、さまざまなところでも補助メニューがあったりもいたします。ただ、今の補助制度でございますと個人に対する補助というのはなかなか難しいところがございます。例えば商工会ですとか商店会組合ですとか、そういうものでございます。これは、先ほど申し上げましたように、個人の経営に直接税を投入するということはどうなのかということが起因をしているのではないかと思いますけれども、また、今の荒井議員の御提言については、決して私ども、はなから否定するということではございません。

いろいろなお話も議員のお耳に入っているんであれば、また個別に御相談をしていただきながら、我々も、どういうことができるんだろうか、どういうことを果たしてその方たちは求めておみえになるんだろうかということで御相談には乗れるのではないのかなと。ただ、今ここで、こういうことをやる、ああいうことをやるということのメニューをお示しするということではできませんので、御理解を賜りたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

私も商工会のメンバーの一員でございますので、前回やっぱり頑張ったけども、残念ながら休止しているグループに商工会も一部参加しながらやっていたと思います。一回倒れたけれども何かつかんで、雑草でもいいからつかんで起き上がっていく商工会であってほしいと、私、メンバーですので思っております。これから先もどうか行政と一緒に、買い物難民に対してもう少し優しく接していけるような対策と一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、民生・児童委員の状況、それと消防団との連携についての再質問をさせていただきます。

私がこの問題を取り上げさせていただいたのは、先日、消防団河和分団の幹部の方が、2月26日の日曜日に開催されました消防団体験活動説明会の打ち合わせで私のところにお見えになったときに雑談の中で、地域の民生・児童委員の方とは全くもって面識もなく、活動内容も、団員の幹部の方でしたけれども、全く知りません、そういうふうに言われたのがきっかけでした。

また、どなたが民生・児童委員なのか、町民の方々も御存じないのが現状ではないでしょうか。もう少しいろんな形で町民の皆さんと民生・児童委員の方々をつなぐ工夫が必要だと、このように考えますが、いかがでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

今現在は広報などでしかお知らせはしておりませんので、もう少し広く知っていただくような形を努めていきたいと思っております。

それから、荒井議員も御存じだとは思いますが、本年度から地域福祉計画の策定を始めまして、地域福祉計画、それから地域福祉計画に関するアンケート調査も実施をしております。その中で、高齢者の支援が必要だというようなことがキーワードとして上げられておりまして、7割以上の住民の方が高齢者の見守りについて協力できるというような回答をいただいているところでございます。

そうした中で、民生委員さんの補助ができないかということで、高齢者への声かけ・手助け・見守りなど、身近な人間にまず関心を持っていただくことがひとり暮らしの人を一番早く何かあったときに発見できるのではないということから、そういった安全・安心を支える見守りネットワークというようなものをつくっていきたいと考えておりますので、福祉計画は29年度において策定が完了する予定でございますが、そうした中で考えていきたいと思っております。

以上です。

○8番（荒井勝彦君）

地域福祉計画を策定中、私も皆さんと一緒に円卓会議のような形でお話をようさせていただきましたメンバーの一人でございます。もちろん支援、声をかけて手助けができますよといった7割の中にも私自身も入っております。見守りネットワークというのは、これから先、ずっと構築させていくといいと思います。

それと、先ほど申し上げましたどなたが民生委員なのか、私たち議員はホームページなどで顔写真も載っておりますけれども、民生・児童委員の方というのはそういうことはできないものでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

民生・児童委員は昨年の12月に改選をされまして、写真入りで載せさせていただいております。43名の方でございます。

ですので、決して見えないというふうじゃなくて、皆さんに知ってもらわないと活動ができない人たちでございますので、その点は、たまたま認知度が消防団の方に低かったというのはちょっと残念だなとは思いますが、もう少しそういうことを知っていただくような努力を事務局としてもしていかなければいけないというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

済みません、私も勉強不足でございました。ただいま厚生部長様から御答弁いただきましたけれども、43名の方がホームページに載っておるんですか。

○厚生部長（坂本順一君）

済みません。写真はちょっと多過ぎて載ってなくて、名前と住所だそうです。大変失礼しました。

○8番（荒井勝彦君）

やはり名前と住所、恐らく合致がいかない方、例えば消防団員から見れば、ああ、あそこのおじさんなんだ、あのおばちゃんがやってくれとるんだということがわかれば、ふだんの会話、お年寄りがここにおいて困っているんだよということもできると思いますが、顔写真まで載せることに関してまたいろんな制限があるかもしれま

せんけども、どうでしょう。

○厚生部長（坂本順一君）

今まで写真まで載せたことがなかったようですので、それにつきましては民生委員協議会のほうで諮って、それからPRというのか、そういうものも検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

ありがとうございます。

やはりどなたが、恐らく名前だけでは全然親近感が湧かないと言っちゃ失礼ですけども、情報の共有を図っていけるとは到底思えません。どこの人が、どういう方がやってみえて、自分の住んどの地域のあのんだ、あそこのおやじさんなんだ、あそこのおばちゃんなんだということがよくわかるようなシステムがあって、そこで例えば消防団員の幹部の方も民生・児童委員といろんな会合を持つとか、こういったときにはこういうふうに動きましようとか、そういうことをやっていってこそ、これから先、皆さんの見守りにもつながっていくし、緊急事態のときには即座に消防団員も動いていけると思います。ぜひそういうことを構築していただきたいと思います。

それに対して答弁ありましたら、最後に結構ですが。

○厚生部長（坂本順一君）

ありがとうございます。

民生・児童委員につきましては、なかなか、名前を知ってみえたりかかわり合いがある方はよく御存じの方が多と思うんですけど、一般の人にはわからないというようなお話も伺いましたので、民生委員協議会のほうにもよくお話をして検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

私、持ち時間15分も残しちゃいましたけども、お昼も近くなりましたので、ここで質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。荒井君は自席に戻ってください。

〔8番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を午後1時からお願いいたします。

〔午前11時35分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔3番 鈴木美代子君 登席〕

○3番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明解なる答弁を求めるものであります。

少子高齢化社会を迎え、本町も子供の出生率が急速に低下しており、小中学生の数が減少してきました。特に河和南部小学校は深刻な状況にあります。このような状況の中、選択肢の一つに小中一貫校という声が聞かれる

ようになりました。私たちは、飛島村へ視察にも行きました。一貫校としてのすばらしい施設も見てきました。学校だけすばらしくてもだめだと、そのとき思いました。全国には、我がまちの学校を残すために複式学級を選択して頑張っているところもあります。まだ何も決まったわけではありませんが、決まる前に小中一貫校の問題点を取り上げました。

小中一貫校は一つの選択肢であり、究極的な学校統廃合でもあります。一貫校の子供への影響、デメリットは、朝日新聞調査では、小学校高学年の問題に関連して課題ありと答えた86%の学校関係者の記述に、6、7年生の小中接続部の制度的な問題が集中的にあらわれています。6、7年生というのは、小学校6年生と中学校1年生ということですね、小中一貫校は年数が継続していますから。すなわち、小6がリーダーの役割を發揮できない。6、7年生が一番の課題。成長の切れ目がうまく機能していないなど、内容が特定の内容に集中しているのです。特に4・3・2制の小中一貫校は、小中一貫校において奪われる小5・6期といった問題は、研究者や教師たちからかねてから指摘されてきました。小学校で運動会などの学校行事や児童会、さまざまな教育活動のリーダーとして大きく成長する小学校高学年の成長発達が、施設一体校ではうまく保障されないのです。すばらしい施設にとらわれず、子供の成長をしっかりと捉えていくことが大切です。

また、学校を統廃合するとすると、地元から学校が消えて子供の声がなくなる可能性もあり、地元が疲弊してしまいます。現に、かつて古布保育所があったところから子供の姿が減り、寂しくなりました。住民の声を十分聞いて結論は出してほしいと思います。

2点目は、高齢者・障害者福祉施策の充実についてであります。

福祉施策として、ひとり暮らしの方や高齢者夫婦などの安否確認、買い物支援など、どのような事業を検討していますか。以前、買い物難民のアンケートをとりましたが、その結果を私たちは知らされていませんが、どんな内容でしたか。午前中にも一般質問の中で買い物難民の話がありましたので、あえてそこをやゆするような質問はしないつもりですが、よろしくお願いします。

2番、また、障害者や高齢者が安全に外出できるように何が必要ですか。

3番、高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備できませんか。例えば、西海岸には学生アパートが少しずつ余ってきていませんか。そうしたアパートを町が借り上げて、少し手を加えて高齢者アパートにできないでしょうか。

3番、全小学校でフッ素洗口の実施を。現在、町内の保育所では年長児のみ、虫歯予防のため毎食後フッ素洗口を実施しています。年長児のみというのは、6歳前後に6歳臼歯と呼ばれる第1大臼歯が生えてくるのですが、生えたての歯は虫歯になりやすく、虫歯予防のためにフッ素洗口を推奨しています。小学校でやっているところは奥田小と上野間小学校だけと聞いていますが、なぜ全小学校でやらないのですか。全校で行う予定はあるのですか。

4点目は、おたふく風邪、ロタウイルスなど任意予防接種に対する助成はできないでしょうか。おたふく風邪は重症化すると無菌性髄膜炎や重度の難聴、合併症を引き起こすことがあります。また、ロタウイルスは、ウイルスの接種で90%重症化を防ぐことができるということです。WHOは、これらのワクチンを子供が接種すべき最重要ワクチンに位置づけています。町として定期接種化されるのを待たずに、ワクチンで防げる病気はワクチンで防ぐの考えで助成する考えはありませんか。お答えをお願いします。

5点目は、みはまフェスティバルの海上での自衛隊車両の展示についてであります。

総合体育館前の広場で行われましたみはまフェスティバルにおいて、救急車、消防車と並んで自衛隊車両が展示されていましたが、自衛隊車両展示の経緯とその理由について説明してください。

現在、南スーダンPKOに自衛隊が派遣され、駆けつけ警護を付与されて、殺し殺される危険な状況にある。何もわからない子供たちに軍服を着せたり、自衛隊車両に乗せたりしておりました。単に格好いいというだけで、将来、兵隊にあこがれて危険な仕事につきかねないと思うが、心配であります。誰がこういうことをやらせようとしたのか、お聞きいたします。こういう場に自衛隊車両を展示すること自体、間違っていないでしょうか。今後は展示するべきではないと思いますが、お伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

鈴木美代子議員の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、私からは、御質問の２点目、４点目及び５点目をお答えし、御質問の１点目については教育長、３点目につきましては教育部長より答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、高齢者・障害者福祉施策の充実についての御質問の１点目、福祉施策として多様な事業が必要と考えるが、どのような事業を検討・計画しているかと、御質問の２点目、高齢者・障害者などの外出を支援する施策充実のため何を実施するかについてでございますが、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

既に実施しております高齢者や障害者の外出を支援する施策のうち主なものを申し上げますと、まず巡回ミニバスの運行がございます。議員も御存じのとおり、平成28年11月から車椅子対応車両を１台増車し、１日５便であった運行を８便にふやすとともに、買い物支援策としてスーパーへの乗り入れを実施いたしました。

また、高齢者タクシー料金の助成、保養所施設利用助成事業、敬老会、健康づくり講演会、健康教室、高齢者サロン、寿大学の開催、健康づくりとしてのグラウンド・ゴルフ、カローリング等の軽スポーツなど多様な施策を継続実施しております。

これに加えて、本年度は地域福祉の一層の充実を図るために事前アンケートを実施するとともに、各地域において地域懇談会を開催し、地域の課題の抽出と地域でできることの掘り起こしを行ったところ、７割以上の地域住民の方から、高齢者への安否確認、見守り、声かけが協力できるとして挙げられました。このことを踏まえて、地域住民の協力が民生・児童委員による高齢者等の見守りを補助するような仕組みをつくっていきたいと考えております。

なお、町としては、先ほど申し上げたアンケートに先立ち、郵便局や新聞販売店の御理解による町内の見守りに関する協定を締結しておりますが、今後もさらなるこういった見守り活動の充実に向けて各団体との協定を締結してまいり所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の３点目、高齢者世帯のための住宅を公営で整備できないかについてでございますが、本町の町営住宅においては、入居者の世帯主年齢が60歳以上の割合は約44％、70歳以上についても約28％と非常に高く、これら高齢者世帯の占める割合は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりとして、河和団地の３階建て住宅のバリアフリー化とトイレ呼び出しブザーの設置など住まい環境の改善、加えて、今回１階居室32戸について、高齢者世帯の入居を優先的に取り扱う住宅として割り当てをいたしましたことは、議員も御存じのとおりでございます。

また、建てかえに伴う移転においても、入居者の御希望を伺うなど高齢者世帯への配慮は行っておりますので、新たな高齢者住宅の整備を行う考えは持っておりません。

今後、本町の町営住宅においても、高齢化社会の到来に伴う高齢者世帯等の入居希望者もますます多くなると

予想されるため、福祉政策との一層の連携を図り、既存住宅の有効活用を積極的に検討してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、おたふく風邪・ロタウイルスなどの任意予防接種に対する助成をの御質問についてでございますが、市町村が行う予防接種については法令に規定されており、本町においても適切に実施しております。

法令に規定されるもの以外は任意接種となり、知多地域の他市町においては、いずれも助成をしておりません。

これらを踏まえて、本町においても助成する予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、みはまフェス会場の自衛隊車両の展示についての御質問についてでございますが、このみはまフェスは美浜町商工会青年部が主催し、職業体験や働く車の試乗、その他のイベント等を通して、子供たちが地域の魅力を発掘するとともに、さまざまな職業を知る機会をつくる目的で開催されました。

本町がこの事業を後援いたしましたのは、この事業が地域の子供たちに職業体験を通して夢と希望を与え、そして、多様にわたる職業を選択できる大変ありがたいことと考えたからであり、今後もぜひ継続して開催していただきたいと思っております。

自衛隊車両は、職業体験と同時に、働く車の一つとして消防車、救急車、電気・水道等の工事車両と同様に展示したものであり、全く問題はないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

壇上での私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（山本 敬君）

私のほうからは、1点目の御質問、少子化対策としての小中一貫校は本町にとって妥当な施策かという御質問についてお答えいたします。

まず、鈴木議員が何年後の時点を想定しておっしゃっているのかわかりかねますが、中長期的に見た場合、小中一貫校は本町教育の再構築の選択肢の一つであると考えております。

教育委員会としましては、新年度におきまして、小中学校再編計画策定業務委託料を予算計上させていただいたところであり、その中で、本町の将来像を見据えながら十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

なお、児童生徒の減少に伴う本町教育のあり方については、去る6月議会において、別の議員の方の質問に對しまして、このまま児童生徒数の減少が続くのであれば、現状の2中学校6小学校の形を維持し続けることは、学校教育の目的からすれば望ましいことではないこと、そして、今後は、本町学校教育の新たな創造と位置づけ、少なくとも30年先を見据えた大胆な体制をつくり直す必要があるとお答えさせていただきました。

こうした方向性の中で、小中学校再編計画策定については慎重に適切に、なおかつそれにふさわしい時期を逸しないように進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（牧 守君）

次に、全小学校でのフッ素洗口実施をの御質問についてでございますが、議員御指摘のとおり、現在、奥田、上野間小学校の2校のみで行っております。

実施に至りました経過につきましては、愛知県半田保健所の勧めがあったと聞いております。

虫歯予防につきましては、染め出しにより磨き残しの有無を確認させ、歯磨き指導を行う、治癒率100%を目指し粘り強く受診を勧めるなど、それぞれの学校におきましてさまざまな取り組みをいただいているところでございます。

そういった中で、フッ化物洗口につきましても、歯磨き指導の一つとして実施されているものと理解しており、その実施に当たりましては、各学校の判断にお任せしているのが実情であります。

フッ化物洗口は、虫歯を予防するための一つ的手段ではありますが、将来にわたり健康な歯を維持していく上で、口腔ケアの必要性を子供たちによく伝えて理解してもらうこと、歯周病予防も踏まえたブラッシング指導の徹底をしていくことが大切なのではないかと考えております。

従いまして、各学校の判断に基づきまして行われております虫歯予防に向けた取り組みにつきましては、いましばらく見守ってまいりたいと思っております。

各学校には学校保健を専門とする養護教諭も配置されております。必要があれば養護教諭部会で議論していただくことも可能であろうかと考えております。

現時点におきましては、フッ化物洗口を要望する学校がございますので、その学校からの要望に応えるため、予算措置をさせていただいているものでございます。

教育委員会といたしましては、子供たちのためにフッ化物洗口が必要であるとの要望がほかの学校からも出てくるようであれば、財政当局と折衝し、予算措置できるよう努力させていただくつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

1番から、小中一貫校についてお話をしていきたいと思います。

小中一貫校が急な問題ではないことも十分わかっております。だから、小中一貫校という言葉が私たちの耳に聞きなれやすい言葉になっているのが私は怖いんですね。小中一貫校というのが、決してオールバラ色の、私は、言葉には思えないんです。

小中一貫校ということは、たまたまこの前にも教育長の答弁の中に小中一貫校という言葉が出てきたものですから質問に入れたんですが、教育長としては、小中一貫校もほかの選択肢の一つだと。ほかにどんな選択肢があるのでしょうか。

○教育長（山本 敬君）

ほかの選択肢、いろいろありますね。例えば、議員が先ほどの質問の冒頭におっしゃったように、複式で頑張っている地域もあるんだと。それも選択肢の一つであろうと思います。それから、小中一貫校も選択肢であります。小中併設校というのもあります。それから、中学校だけ統合して、小学校はまた別の場所へ統合するという、そういう選択肢もあります。

以上であります。

○3番（鈴木美代子君）

教育長としては、美浜の特性の合った選択肢は、今の現時点でどの辺が美浜に合っているかなと思ってみえますか。

○教育長（山本 敬君）

先ほど申し上げましたように、それをしっかりと考えるために、本年度、策定業務の予算をつけた次第であります。

○3番（鈴木美代子君）

今年度、予算に計上されているということですが、何を、どんな事業をやる予定ですか。

○教育長（山本 敬君）

既に、議員の皆様にはもう議案説明は終わっております。予算書のほうも説明させていただいておりますが、

再度詳しく御説明させていただきます。

本年度、美浜町小中学校再編計画策定業務委託ということで予算を計上させていただきました。その実際にやっていた内容であります、1つ目、小中学校の状況把握ということで、現状の生徒数、それから校舎を含めた実際の現状把握、そして、児童数・生徒数の今後の推移、それから、先ほども少し申し上げました小中学校の施設の状況、例えば、本町、古い校舎は昭和30年代にも建てられております。ほとんどの校舎が昭和の時代であります。そういったことで、状況、これから何年ぐらいもつのかというそのあたり。それから、それを踏まえて、美浜町における適正規模・適正配置の方針を探るために、まず、国、文部科学省における考え方の整理、それから、それを踏まえて、本町が例えば20年後、30年後、こういった形がふさわしいのかということで、学校の適正規模の設定、場所はどうかというこういった適正配置、位置、そういったものを総合的に調査検討するものであります。

以上であります。

○3番（鈴木美代子君）

それは、どこの学校って、まだ全然、別に関係ないですね。

○教育長（山本 敬君）

それは、美浜町全体のことであります。

○3番（鈴木美代子君）

美浜町の6小学校、2つの中学校の中で、やっぱり一番心配なのは河和南部小学校だと思うんですけども、河和南部小学校について、子供の人口の推移だとかそういうのを一度調べたことはありますか、教育委員会で。

○教育長（山本 敬君）

これは、以前何度か答弁させていただきました。もう既に調べております。昨年度までの出生数、過去20年間ずっと推移は調べております。

以上であります。

○3番（鈴木美代子君）

そうすると、河和南部小学校はこのまま人数がどんどん減っていくということですか、一応、推移は。

○教育長（山本 敬君）

これまでの推移は調べております。今後のことは、我々わかりませんので、そういった意味で業務委託をして、専門家にこういう地域はこれからこうなっていくのだというそういうアドバイスをいただく予定になっております。

○3番（鈴木美代子君）

教育委員会で調べてやるんじゃなくて、業務委託をするんですか。どういうところに委託をするんですか。

○教育長（山本 敬君）

これは、予算の議案説明のほうでもやらせていただきました。また本会議のほうでまた質問していただければ結構であります、将来的なことです。今までのことはわかります。将来的なこと、これは我々ではそうはつきりはわかりません。ある程度、ここ5年間の例えばこういう減少しているからこうなるであろう、ここまではわかります、単純な算数の問題であります。ただ、そういったいろいろな地域のことを研究している、それからたくさんのデータを持っているそういった業者が、こういう地域については今後こうなっていくであろうというそういうアドバイスをもらう、それが今回の委託の一部ですけれども、そういうことが、データがきつといただけるということでお願いをしてあります。

○3番（鈴木美代子君）

委託をして詳しいことがわかればいいわけですがけれども、やっぱり私たちの学校だもんですから、本当は、私たちは何もわからない素人ですがけれども、私たちの大勢の地域の人と交えて話し合っ、どうだということを決めていってほしいなと思うもんですから、地域の人にもそういった声かけをしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（山本 敬君）

声かけ、そうですね。そういうことも実際に考えております。例えば、奥田駅東部でグラウンドをつくる。説明会をします。それは同様に考えております。

○3番（鈴木美代子君）

はい、わかりました。

高齢者、障害者のことですが、これについては、福祉施策としてひとり暮らしの方や高齢者夫婦などのことがいろいろ問題いっぱいあるんですが、ひとり暮らしの方や高齢者夫婦などの安否確認をどういう形でやったらいいとお考えでしょうか。

それと、もう一つは、買い物難民のアンケートをしたと思うんですが、そのときに、私たちは余り詳しく、何も聞いていないんですが、そのときにアンケートの中で一番要望が多かった福祉施策は何があったでしょうか。

○議長（森川元晴君）

鈴木君。買い物難民の結果の件は通告にありませんので、執行部が答えられる範囲内ということをお願いします。

○厚生部長（坂本順一君）

まず、買い物のお話からさせていただきますと、前に少しお話ししたように、本年度末が結果が出るようになっておりますので、結果はまだ今年度末ですので、ですから、今の時点ではまだ結論が出ておりませんので、何が多かったかということはお答えはできませんので、また結果のほうが出ましたら、行政報告会でお話をさせていただくということを前にもお話ししたと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、高齢者のひとり暮らしに取り組む考え方なんですが、先ほど新井議員のときにもお話をさせていただいたように、福祉計画の策定に向けて、本年度からアンケート、あるいは地域懇談会、そういったものを行ったときに、アンケートの結果の中から、7割以上の方が、やはりそういう見守りに協力できるといったお話を伺っておりますので、先ほどと同じような話になりますけれども、見守りをサポートして、民生委員さんたちをサポートしながら見ていただくというものをつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

見守り隊を本当に参加者の7割の方が了解したということは、本当に素晴らしいことだと思うんです。私も昔、よくほかのまちでもヤクルトだとか牛乳を販売して安否確認だとかそういう、昔、それをやった所に行ったことがあります、そんなことしなくても、住民のボランティアで安否確認ができるということは本当にいいことだと思うんです。ぜひそういうボランティアの方々を、こういう言い方はいけないかもしれないけれども、上手に使ってというのが——これ善意でとってください、本当に——そういう方のお力をかりて、お年寄り夫婦だとか、ひとり暮らしのお年寄りだとかそういう方の安否確認ができれば最高だと思うんですが、どの程度まで、その7割の方はやれるでしょうか。確認はしていますか。

○厚生部長（坂本順一君）

まだ計画をつくっている段階ですので、そういったアンケート結果が出たということをお話ししました。

今から策定をしていく中で、地域のところで何ができるのか、どういうふうな形なら協力していただけるのか、そういったことお話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（鈴木美代子君）

ぜひうまくいってほしいですね。

それから、高齢者住宅についてですけれども、高齢者住宅は、前にも私、言ったことあるんですけれども、古くなった——古くなったって、そんな古くなったら困るんですけれども——アパートとして居住者がいない場合、そういうところを借り上げて、町でそういうところを高齢者住宅としてやったらどうですかという提案をしたんですが、今のところ、高齢者住宅として困っているところはないわけですね。

○建設部長（斎藤 功君）

高齢者住宅として困っているところというのがちょっとよくわからない部分でございますが、例えば、アパート関係、例えば学生アパートの関係でいきますと、以前、家主組合の関係者の方とお話をさせていただいたときには、学生アパートの場合ですと、家主組合に加入しているアパートについては、学生以外は入居できないと。ただし、家主組合に加入していないアパート経営者、そういった方については、一部老人の方も受け入れているというお話は聞いた記憶がございますので、報告させていただきます。

○3番（鈴木美代子君）

そうすると、学生アパートを本当にお年寄りも使えるようにするには、家主組合に入っているか、入っていないかが問題なんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

以前、関係者の方とお話しさせていただいたときに、そのように伺っております。

○3番（鈴木美代子君）

やっぱり、私、つい最近のことなんですけれども、70を超したおばあちゃんなんですけれども、いろいろやっぱりあって、町営住宅に入りたいという人があって、何も私が書き方だとかそういうのを付き添って教えただけですけれども、やっぱり幾つになっても1人の生活がしたいという希望はあって、そういう人もいろんな事情があって1人で生活、今、してみえますが、そういうこともありますから、全く高齢者住宅は不足はしていないという考えは違うんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○建設部長（斎藤 功君）

建設部といたしましては、町営住宅建設での高齢者住宅というのを考えてございません。ただし、福祉施策、その辺との関係もございますので、そういった福祉の関係での建設等については、ちょっと今の段階でははっきり申し上げることができませんので、よろしく願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

町営住宅も新しいのができて、若者向けというのができたんですが、お年寄り向けというののもあってもいいかなと思うんですよ。また、そういうことも一度考え直してください。お年寄り向けのそういう住宅もいいかなと、あってもいいかなと私は思います。

次に、フッ素洗口ですけれども、今、うちの孫が南部保育所に行っていますが、フッ素洗口を毎日やっています。お母さん方とちょっと話す機会があったけれども、お母さん方もフッ素洗口をやってほしいと、小学校へ行ってもやってほしいという声がいっぱいでしたが、小学校では、校長先生の考え方の意向によって、やる場合

とやらない場合とあるというんで、そうですか。

○教育部長（牧 守君）

議員おっしゃられるように、保育所のほう、フッ素洗口、年長さんだけやってみえるということで、本来、その論法でいくなら、保育所の年少さんから年中さんから年長さんまで全部やればいいのかというような気がします。だから、実際にその保育所のほうで、どういった経過でそのフッ素洗口のほうをやり始めたのかということとを私たちは存じませんけれども、幼児の場合については、歯磨き、予防という意味では、うがいだとかそういったものが適しているんじゃないかなと。小学校に入りますと、やはりいろんなことができるようになってまいりますので、むしろうがいよりは歯磨き指導ということで、歯周病とかそういったものも踏まえた上で、ちゃんとした歯磨き、一生歯はもたせなくちゃいけませんので、そういったものに重点を置くという意味で、フッ素洗口よりは歯磨き指導に重点を置いて学校がやっているということでございますので、たまたまその6校のうちの2校については、いろんな方面からのお勧めもありまして、やらせてはいただいております。そのほかの学校までそれをもって、それじゃ、2校がやっているからやりなさいというようなことは、教育委員会としては全く考えておりませんし、校長さんお見えになりますので、それぞれの学校の判断においてやっていただければ結構かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

フッ素洗口をやるということは、6歳臼歯を大切にすることですよね。6歳臼歯が一番遅くに生えながら、一番虫歯にかかりやすい歯だもんですから、結局、フッ素洗口を6歳前後から始めたのは、その辺のわけがあると思うんですけれども、今、小学校でも2校やっているということですが、その費用なんかはどうしているんですか。

○教育部長（牧 守君）

フッ素洗口用の薬剤購入費として、1校当たり5万8,000円ということで、11万6,000円の予算化させていただいております。それにつきましては、各学校に配当していただいて、学校で薬剤を購入していただいて実施していただいているということでございます。

○3番（鈴木美代子君）

子供たちの歯を守るということが、やっぱり私は、一生物ですから、この歯は。だから、学校の先生たちの考え方一つで変わるというのも、これもおかしい考えではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○教育部長（牧 守君）

議員おっしゃられるフッ化物洗口ですけれども、フッ化物洗口だけやるとればいいという話じゃないんですね。そもそも。ずっとそれやるとれば、それじゃ、ずっと歯は丈夫かという話じゃないんです。ですから、ちゃんと物心ついたというのか、分別がつくそういった小学生、中学生については、当然、歯磨き指導というそちらのほうに重点を置いてケアを進めていくということも本当に必要だというふうに思っておりますので、余りフッ化物洗口には特にはこだわっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

別に私もフッ素洗口がいいというふうには思っていないですよ。ただ、孫たちがやっていて、歯を大事にするということをきちっとあんな小さい子が頭で覚えてくる。母親はちゃんと御飯を食べたらブラッシングの手助けもしているのを見ると、やっぱりいいことなんだと、フッ素洗口一つでいろいろお母さんのやっていることも変わってくるもんだから。だから、私はフッ素洗口をやっぱり多くのところがやるといいなと思っただけです。

また、ぜひそういう機会があれば、私は、フッ素洗口を勧めたいと思います。

次です。予防接種の話ですけれども、ロタやおたふく風邪、私もおたふく風邪、重症になった子を知っているし、ロタも知っているんですけれども、これを助成しないというのは、もう一回聞きますけれども、なぜこの助成しないんでしょうか。

○厚生部長（坂本順一君）

こちらにつきましては、先ほども説明したとおり、やはり定期接種にならない限りは、町の方針として、現在のところは助成をする予定はございませんので、御理解いただきたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

定期接種であれば、もちろん国から費用も来るんですけれども、できれば私は定期接種化になる前からワクチンで治せるものならワクチンの注射を勧めてやったらどうかなと思うんですけれども、やっぱり国の返答待ちですかね。

○厚生部長（坂本順一君）

何回も同じような回答になりますけれども、やはり任意接種のうちにつきましては、助成ということは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

最後になりましたが、自衛隊の問題です。

私は、みはまフェス会場へ行って、自衛隊の車両があるのに驚きました。今、町長は問題ないと言ったんですけれども、私は問題あると思いますよ。自衛隊が今、どんな立場にあるか。自衛隊が今、南スーダンのPKOに行って、今、本当に大変な状況にありますよね。武力を使わないのが日本の自衛隊なんですけど、武力を使っているというそういうものまでもらって、いつ何どき殺し、殺し合うそういう状況に入るかもわからない。そういった自衛隊に、英雄視するような、格好いいように見せるようなそういうものは、私はよくないと思うんですけれども、いかがですか。

○企画部長（沼田治義君）

鈴木議員の御質問でございますが、まずもって、この事業につきましては、主催が商工会青年部さん、私どもがその事業に対して後援をしたという事業でございます。まず、それは1点、御理解を願いたいと思います。

それから、商工会青年部さんのお話を聞きますと、この事業につきましては、美浜の将来を背負う子供たちが、この地域で働くこと、生きていくこと、さまざまな職業体験を通じて活動していくというのか、子供たちに夢と希望を与えていくと、そういうフェスティバルであると、それがこの事業の目的というふうに聞いております。

そして、今回がみはまフェスティバル、第2回目になりますね。去年が第1回、ことしが第2回目になります。そうした中で、昨年、このフェスに対する子供たちのアンケートもとらせていただいております。そうした中で、「美浜フェスティバルは楽しかったですか」と、こういう質問に対しまして、「とても楽しかった」「まあまあ楽しかった」この合計が95%を占めております。そうした中で、「みはまフェスでどんな企画が楽しかったですか」とこういう質問に対しましては、各種職業体験並びに働く車の試乗が楽しかったというアンケートが47%を占めて第1位になっております。

こうした中で、自衛隊車両の展示につきましては、これはあくまでも職業体験と同時に、働く車の一つとして消防車、救急車、それから電気・水道各工事車両とともに展示をさせていただいたものでございますので、私どもとしては、全くこの事業に対しては問題はないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

今、自衛隊が南スーダンPKOで駆けつけ警護を付与されて、そういうことをやっていることも承知の上ですか。

○議長（森川元晴君）

答えられますか。

○企画部長（沼田治義君）

今の鈴木議員の御質問でございますが、今回のこのみはまフェスの自衛隊車両の展示の御質問とは、これ、違う問題でございますので、御答弁することはできませんので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

もう時間ありませんけれども、私は、子供たちにこういう企画が夢を与える企画ではないと思います。もっと子供たちに夢を与える企画はどんなものか、もし職員、そういう時間あれば、きちっと考えてください。自衛隊車両を並べることが夢や希望を与えることか、ちょっと考えてください。

以上で終わります。

○総務部長（本多孝行君）

議員の御意見というのは、個人の意見として承るべきだと思っております。

また、殺し殺されというのは、自衛隊員のことを心配されてというふうに考えておるわけですが、まず、町といたしましては、町の——美浜町ですね——市町村の仕事として法定受託事務というものをしなければならないというふうになっております。その中で、自衛隊員の募集に関する事務をしなければならないとなっております。

そういったことを考えますと、いろんな御意見があることは十分承知しておりますが、市町村といたしましては、ましてや今回のフェスにつきましては、ほかの車両と並んでいるわけでございます。特定の団体を使っているわけでもございません。ましてやそういうところに自衛隊の車両を置くことは、本来やらなければならないという隊員募集の業務の一環という視点もできますので、御心配のことは十分わかりますけれども、それをもって市町村がやらないということとはできないというふうにお考えください。

以上です。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則第53条において、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定されております。自己の意見がないように質疑をお願いいたします。

次に、2番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問をしてください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

皆さん、こんにちは。2番、日本共産党議員団の山本辰見です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出してあります質問通告書に基づいて順次質問していきます。

当局の皆さんの誠意ある答弁を求めるものであります。

きょうは、町民の皆さんから大きな関心を寄せられております知多奥田駅東部地区開発による美浜町運動公園

の整備計画案に関する、この課題について絞って質問をいたします。7点ありますが、よろしくお願いします。

1点目が、名鉄知多奥田駅東側に予定されている美浜町運動公園、この整備計画は、当初の説明ですと27億円を超えるという事業で、美浜町の年間予算の3分の1以上、関連して開発が進められる総合公園グランド拡張事業ほかを合わせると、実に年間の一般会計予算の半分以上にも上るという大型開発事業であります。ところが、この大型開発事業の内容が、ほとんど町民の皆さんに知らされないまま事業が進められようとしております。

以前の山下町長の時代に課題となりました公共下水道事業、これを提起されたときには、多分1年以上、広報等を通じて繰り返し事業内容について、あるいは意義、住民の負担はどうなる、財政の見通しはどうだ、将来の状況、こういうことが詳しく紹介されてきました。もちろんそれに対していろんな意見、賛否両論あったと思いますが、ところが、今回この事業については、昨年の10月に——私たち議員には春先に案内がありましたけれども——町民に対しては10月に、地元の地権者に対して1回、それと地元の奥田地区だけに回覧板として回しただけの案内で、住民のほんの一部の方に説明しただけであります。

また、その次の11月、1カ月間でとったパブリックコメントというのがありますけれども、これで皆さんからの意見は聞いたんだということですが、寄せられた意見は、10名で30件でございました。この事業を、これは、基本的には都市計画税を負担している方たちの事業になるわけですが、都市計画税を支払っている方々を初め、町民全体に対して説明会を開き、事業費等を含む資料をきちんと提示することが求められるんじゃないでしょうか。町民全体に対する説明会開催について、なぜ行わないのでしょうか。

2点目は、知多奥田駅東部地区開発事業、運動公園の整備計画、並びに連動して計画されている総合公園グランド拡張事業についてというのは、借入金についてはこれ一体どういうことであったので、そういう聞き方をしますけれども、全体の事業費の詳細及び資金計画、特に町民の皆さんが心配している都市計画税からの投入の金額の詳細について、あわせて、借入れに対する返済計画についても示してください。前回の質問で、建設部長から答弁がありましたけれども、理解できない数字がありましたので、再度お願いしたいと思います。

3点目はパブリックコメント、先ほど紹介した11月に1カ月間行われましたけれども、これを求める広報の内容については、いわゆる町民に対して全体の工事金額も示されていません。都市計画税の使われ方も示されていません。返済の見通しなど、いわゆる財政計画が示されていませんでした。本当にこういう小さい記事だけで、広報を隅々まで読んだ人も、ああ、そういうものがあるのかという程度で、当局のほうはホームページにありますとかいうことですが、率直に私どもにこの提示の仕方はふざけていると、このパブリックコメントをやったことが認められないという言い方をされて、本当に叱られているところでございます。これで町民に対して説明して、意見を求めたと言えるんでしょうか。

4点目は総合公園、知多奥田駅東部の運動公園も含めてのサッカーの利用人口について問い合わせ、どのような見通しを持っているのか。とりわけグランド拡張事業とあわせると、サッカーをできるところが、旧の第2グランドも含めると、3倍になるわけではありませんけれども、1面だったサッカー場が3倍になるわけですが、今、利用者が会場を、いわゆる利用できなくてキャンセルが重なるとか、受付に困っている状況でしょうか。

5番目は、この運動公園の利用人口をどのように見通して、計画を今立てようとしているのかということでございます。当然町民の方が利用するということでしたけれども、私どもの感覚では、日本福祉大学の関係者、大学付属高校の関係者の利用が多いのかなと思うわけです。そして、一般の町民の方の利用は、具体的にはどのような年代の方が利用していただけるのか。そして、町内の児童生徒の利用見込みについて、また、ほかの地区、市外も含めて、町外も含めて、どういう方が利用する計画を立てて、この計画をつくっているのか。とりわけ、

陸上競技場についての利用見通しについては、いわゆる大会等もあろうかと思いますが、どういうふうな内容になるのか、詳しく説明していただきたいと思います。

あわせて、この5番の利用見通しについて、利用料金の関係から、完成した後、収入の見込みをどのように計算して、試算しているのでしょうか。いわゆる以前の説明では、維持管理費に利用料金をもらってやっていきたいということを言っておられましたけれども、そこで賄えるという言い方をしたと思うんですけれども、果たしてそれで足りていくのか。建設については、全て、いわゆる都市計画税で進めることになりますけれども、この維持管理費については、利用料金で維持管理費を賄えないとしたら、不足する場合は一般財源で補填することになるのか、確認をさせてください。

最後になります。

この奥田駅東部開発事業については、図書館の横に工事を予定しているグランド拡張事業で排出される土砂を運び込むということでございます。総量では8万立米とも、10万立米とも言われておりますけれども、合計では何トンになって、それが大型のダンプに換算したらどのぐらいになるのか。一つ心配するのは、私たちはこの工事、事業そのものに否定でありますけれども、仮に事業が始まった後のいわゆる安全対策などについて、非常に心配しているところでございます。どのような対応を検討しているのか、お願いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。足りない分は、補充質問をさせていただきたいと思います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、この山本辰見議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まず、中の内容に入ります前に申し上げたいのは、議員が言われる美浜町運動公園整備計画の事業費が、町の年間予算の3分の1以上、総合公園グランド拡張事業などと合わせると年間予算の2分の1以上にも上るとの御意見についてでございますが、これらの事業は単年度で全て整備をさせていただくものでもありません。

また、総事業費が全て町の負担ではありませんし、国・県からの補助も含みながら、そうした中で事業計画、または財政計画を立てた上で計画的に進めさせていただくこととなります。

また、総合公園グランドの拡張の関係でございますが、これにつきましては、今現在の第2グランド、こちらのほうが以前より準工業地帯の中での場所的な問題、この利便性の問題、そして、また規模の問題等々の中で、これは総合公園のほうに移転をすることで、代替的な施設としても、この総合公園の拡張事業を考えてきたわけでございます。

そうした中で、当然、今の第2総合公園グランドは準工業地帯の中でもありますので、希望者があれば、他の事業所または法人等々にこれを売却いたしまして、そして、その売却費用をこちらのほうにも充てさせていただくというような考え方もございますので、全てこの総合公園拡張工事の中で、町費を持ち出し、事業を進めていくというものではありませんので、誤解のないように、この関係につきましても御理解をお願いしたいと思っております。

また、こちらにつきましても、後ほど財政的な面でお話をさせていただきますが、国・県の助成も、これもついておりますので、そうした中で、事業費は全てこちらに当てはまるものではないというふうに御理解もいただきたいと思っております。

それとまた、公共下水道事業の展開に際しまして、町広報などに繰り返し事業の内容・意義、住民の負担、将来の状況が詳しく紹介されたとの御意見についてでございますが、この公共下水道事業の関係につきましては、美浜町の住民の全ての皆様方が、直接生活の上において密着した関係でございまして、議員からもお話がありま

すように、この公共下水道の意義だとか、そして、住民の全ての皆様方にも負担が伴っていくお話でもございます。そしてまた、将来にわたってこの公共下水の関係、30年または50年という長期にわたる、こういった償還が伴ってくるという中で、非常にまちづくりの中でしっかりとした検討を重ねていかななくてはならない事業という中で、この町広報紙で約1年にわたり、住民の皆様方にPRをしてきたのではないかなと私は思っております。

さらに、このパブリックコメントに寄せられました意見・質問は、10名で30件だけでしたとの御意見でございますが……

〔「質問に答えてください」と呼ぶ者あり〕

○町長（神谷信行君）

はい、これも質問に今答えさせていただいているつもりでおりますが、この御意見でございますが、こちらにつきましても、担当のほうがかみ細やかに、親切的な、丁寧な対応により、そしてまた、地元の皆様方も、非常にこの事業に、私どもはやはり同意を得た中での、そういった中での御質問であったというふうに私は考えておりますし、他市町の状況から見ましても、寄せられた貴重な御意見等は決して少ないものであるとは考えておりません。また、あわせて、こういった関係につきましても御理解をくださるようお願いをいたしたいと思えます。

では、初めに、知多奥田駅の東部地区の開発、美浜町運動公園整備計画に関連しての御質問の1点目、町民全体に説明会を開き、事業費を含む資料を提示するべきと考えるがいかがかについてでございますが、平成28年10月31日、奥田公民館で開催をいたしました説明会は、全ての住民の皆様を対象とした説明会でございます。この説明会には、地元以外の住民の方にも参加をいただいておりますので、つけ加え申し上げさせていただきます。

また、町民の皆様への説明として、平成28年度の施政方針の広報掲載、パブリックコメント及び法手続に基づき計画案の縦覧などを行っております。その他、地権者の方々や議員の皆様への御説明も随時行っており、必要とされる全ての説明など実施してまいりましたので、その点誤解のないようお願いしたいと思います。

なお、今定例会で、平成29年度当初予算をお認めいただいた後に基本設計を策定する段階で、施設の種類や規模を決め、事業費が算出できましたら、広報等により町民を初め議員の皆様にお知らせする予定でございます。

繰り返しになりますが、資料につきましては、今までも可能なものをお示ししてまいりました。今後においても、提示していく考えに変わりはありませんので、よろしく願いいたします。

次に、御質問の2点目、知多奥田駅東部地区開発美浜町運動公園整備計画と総合公園グランド拡張事業について、全体事業費、資金計画、返済計画の詳細をについてでございますが、まず知多奥田東部地区開発事業については約28億円の事業費を見込んでおり、その内訳は用地費約7億円、造成工事を含む施設整備費等を約21億円としております。

総合公園グランドの拡張事業につきましては、事業費を約7億2,000万円、その内訳は用地費約1億8,000万円、施設整備費等は約5億4,000万円を見込んでおります。

資金計画と返済計画でございますが、両方の事業費を合わせた全体事業費約35億2,000万円について、御説明をいたします。

事業費の財源については、国庫補助金約15億7,000万円、都市計画税約9億5,000万円及び起債約10億円の充当を予定しております。この起債の借入れは、平成29年度から平成32年度までの4カ年で、また起債の償還につきましては、毎年度約1億円の都市計画税の充当を見込んでおり、期間は平成47年までの15年間で予定いたしております。

なお、お答えした金額につきましては、あくまでも現時点の概算事業費でございまして、また、先ほどそう言いました総合公園拡張事業もこちらのほうへ入っておりますので、この販売した金額は、こちらへ充てられると

いうことになりますと、事業費等々、こういった返済計画も大きく変わってまいりますので、お願いしたいと思います。

今後も引き続き、こういった事業費の削減を図るとともに、都市計画税を初め限られた財源の中で、必要な施設だけに絞って進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、御質問の3点目、パブリックコメントを求める資料には財政計画が示されていないが、これで説明した、意見を求めたといえるのかについてでございますが、美浜町パブリックコメント手続に関する規定によれば、パブリックコメントの対象は、町の重要な施策、事業の展開方針等と定められており、必ずしも事業費を公表する必要はないものと考えております。

また、このパブリックコメントは、昨年の11月1日から11月30日の間に意見募集を行っており、施設の種類や規模等に対し皆様の御意見をお聞きしている段階で、事業費が変わることも考え、公表したくても公表できないと判断したものでございますので、その点御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントで、財政計画が示されていないとの御意見をいただきましたので、その回答をする中で、概算工事費を初めとする財政計画等について、町ホームページにより可能な限り公表しておりますが、公表したくても公表できない理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

本事業に対しまして、さまざまな御意見があることは承知しておりますが、議員が御指摘を受けたという、このような提示の仕方はふざけているとの御意見は、私どもとしてみれば、精いっぱい、わかっている現在の形で御説明をさせていただいておるものというふうに理解をお願いしたいと思います。また、そのような御意見も、私どもには現在のところ届いておりませんので、御報告させていただきます。

次に、御質問の4点目、総合公園のサッカー場・野球場の利用人口の見通しはについてでございますが、この施設は、第2町民グラウンドの代替施設として整備するとともに利用者のニーズを考慮し計画したものであり、利用者については、第2町民グラウンドにおける年間約2,800人以上を見込んでおります。その理由として、近隣市町では数が少ない硬式野球の利用が可能となること、美浜町総合公園グラウンドの申し込みをお断りしている状況を考えれば、今以上に多くの利用者が見込めるからであります。現にリトルリーグ野球協会から利用の申し出を受けていることから、非常にニーズの高い施設であると考えております。また、美浜町総合公園は、町民の皆様の交流の場、健康づくりやスポーツを楽しむ施設でございますので、多くの利用者に喜んでいただけるよう整備してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の5点目、知多奥田駅東部の美浜町運動公園の利用人口の見通しとその内訳はについてでございますが、現時点においては、利用者数は7万1,000人ほど見込んでおります。内訳としまして、日本福祉大学及び附属高校の各種スポーツの課外活動で4万1,000人、同じく定期大会で8,000人、美浜スポーツクラブや小中学校の陸上大会及び一般利用等で1万8,000人、その他体験学習や地元行事等で4,000人でございます。この中には、日本福祉大学と附属高校の授業、誘致する大会等の利用は含まれておりません。

なお、この数字は現時点の見込みの概数となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、御質問の6点目、美浜町運動公園の利用料金の見通しと、施設維持費の関係はどのように試算したか。また、歳入不足となった場合は一般財源で補填するのかについてでございますが、施設の種類や規模、各施設の利用料などを決めることができない現時点においては、利用収入や維持費等の試算は行っておりません。ただし、この施設が大学や駅に近いという立地条件を生かし、大学や高校としての利用、スポーツ合宿・大会の誘致による町外からの利用を少しでも高めるよう努めてまいります。維持費等に見合う利用収入の確保は難しいと考えております。歳入不足については、都市計画税の性質上充当することができませんので、総合公園と同様に一般

財源から補填することとなります。

しかしながら、この事業が地域の活性化につながり、災害時の避難場所が確保できることや、子供からお年寄りまでが利用できる公園としての他、施設の利用者と想定されるスポーツ科学部の学生が下宿すること等による地方交付税の増、また町内での消費活動を行うなどで町内の経済活動が活性化されることにつきまして、直接利用料金として表面に出るものではありませんが、町にとって税収等々に大きなメリットになるものと考えております。

次に、御質問の7点目、知多奥田駅東部地区開発に利用する総合公園グランド拡張工事から排出される土砂について、総量・延べ運搬日数等の運行計画とそれに伴う安全対策などの対応はについてでございますが、この土砂の利活用は、両整備の事業費の削減を図ることから進めているもので、基本設計の上では総合公園グランド拡張整備の造成により、約9万立方メートルの土砂排出となっております。

運行計画については、現時点において予測は非常に難しいと考えておりますが、相当数の運搬、日数が必要になることは確かでございます。

また、この運行に伴う安全対策は、土砂の運搬ルートに係る半田警察署との協議は終えておりますが、事業の実施に当たっては、当然のことながら地元関係機関との協議を進めてまいります。

これまでの答弁で申し上げましたとおり、また、これからも必要な説明はしっかりと行ってまいりますので、町民の方からこのような疑問を耳にされた場合には、議員の皆様からも御説明をくだされば幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。

私からの壇上の答弁は以上とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

一番最初に町長が反論みたいな形で言いました27億円、28億円が町の予算の3分の1をとというのは、3分の1を使うという、上手に説明できませんでしたが、3分の1にも上る規模の事業だということで指摘しましたので、決して間違った捉え方をしているつもりはございません。当然それは15年ぐらいの事業ですからね。しかし、工事そのものは5年ぐらいで利用できるようになるわけですから。

それでは、先ほどしっかり説明もしたし、施政方針でも述べたと、町民全体に対する案内だったと言いますが、町民に奥田の説明会の案内はどういう形で配られましたか。私たちが先ほど指摘したように、奥田地区での回覧板だけではないかと。ほかの人、私たちも、奥田の人から聞いて、参加させてもらいました。それで、137人ですけれども、有権者から見たら何%になる。別に数字がおかしいわけじゃないです。それから、パブリックコメント10名、何人の方でしょうか。それから、パブリックコメントの結果を見るのは、町のホームページを見なければわかりません。一定印刷してもらえれば、10円払ってコピーをもらえるかもしれませんが、どの程度の町民の方がホームページを見て、この結果について見ていると判断しているのでしょうか。まず、そこから教えてください。私は、率直に説明会を行わないのであれば、住民投票を行うような内容の規模の事業だと思っていますけれども、その点についてもお伺いします。

○建設部長（斎藤 功君）

この住民説明会の周知方法、これはホームページで実施させていただいております。また、この住民説明会に出席した人数は、既に何度も御報告しておりますとおり137名でございます。これが有権者全体の何%かというの

は済みません、今ちょっとすぐには出てまいりませんけれども、この137名の方、もちろん当日は氏名だけの記入をお願いしてございます。ただ、顔を拝見させていただきますと、いろんな町外の方もお見えになりました。東部の地区の方も結構お見えになりました。そういったことで、やはり私どもが、当初、町長が先ほど申し上げましたとおり、町民全体への説明会を開催したと思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

○2番（山本辰見君）

質問したことに1回ずつ、再質問じゃなくて答えていただきたいと思います。時間が余りないのではしょりますけれども、先ほどホームページで案内をしましたと言うけれども、ホームページでどの程度のパーセントの人が見ると判断しているんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

ホームページ、これはパソコンでの閲覧という形になりますので、そこら辺の数字ははっきり把握できておりませんが現状でございます。

また、あと住民投票というお話もございました。この案件が住民投票に該当するかどうか、その辺につきましては、私ども担当としては、運動公園事業ということでそこまでは考えておりませんが、議員さんを初め皆様からそういった声が上がってくれば、当然検討する必要があるんじゃないかというふうには考えております。

○2番（山本辰見君）

私は、ホームページあるいは広報を否定するものでも何でもありません。当然いろんな形で、各家庭に資料、紙を配れとか、そこまで言っているわけではありませんが、案内については極めて、いわゆるお役所ですから、お役所ですと言われるかもしれません。お役所仕事だと思います。住民のほうを向いていないような気がします。

それで、先ほど町長は全体に案内しました。これは、例えば、これまで区画整理事業というのがあったと思うんです。北方とか、河和とか。それは実際に利用する人たちはその一面の人ですから、町にとってもプラスの内容ですから、例えば、私は野間地域ですけれども、北方のところに、何で俺のところに、野間に説明会が来ないんだと、そういう立場とはちょっと違うと思うんです。この奥田の事業については、グラウンド拡張も含めて、都市計画税を負担している方の財源で行います。ざっとで人口の7割の方だと思います。違っていたら直してください。しかも、利用する方は都市計画税を払っていない人、例えば、地域であれですけれども、美浜緑苑だとか、小野浦地区とか、古布のほうとか、そういう人たちが使わないんじゃないかと、対象としては全町民対象の中身だと思います。そういうことでいくと、案内したという割には、私は聞いていない人が多いということで、私たち議員も叱られています。私たちは共産党の議員団として、私個人としても6月議会、9月議会、12月議会の議会で問い合わせしたことを、美浜民報あるいは町政だよりで、全戸と言いながら、新聞に折り込んでいますから、届いていない方もいると思います。それでも、7,000万円、8,000万円の内容を出させてもらいました。そこで、本当に聞いた中身を出せませんから、詳しいこと、それから、将来の見込みについては、なかなか記述も少ないですけれども、率直に私たちも出したのに、たくさんの方から意見が寄せられました。賛成もありますし、ほかの同僚議員のところにも、おい、これの中身はどうなんだということで、問い合わせもあったことも、私のほうの報告にありました。そういう形で、資料を提示すれば、これはどうだとか、賛成、反対も含めてですね。

それで、先ほどちょっと気になる発言をされたと思います。パブリックコメントに当たっては、その前の説明会で同意を得た事業であったということでしたけれども、それは、町がそういう判断をするのはいいですけども、どういう形で同意を得たという結論を出したのか、教えてください。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、この奥田開発の事業でございます。これ、今年、昨年からスタートした事業ではございません。平成24

年当時、地元の議員さんを中心に奥田駅前を何とかしようということで、検討委員会を立ち上げていただきました。その平成24年度から、いろいろな計画案を練ってまいりました。それで、その都度、議会のほうにもどういった案ができたのかという問い合わせもございましたので、報告はさせていただきまして、昨年度、平成27年度に、陸上競技場というような決定をさせていただいた経緯もございます。それで、今年度、調査業務というふうで、今回のこういった案ができあがったというものでございます。また、都市計画税の使用用途、要は東部の人が西部の運動公園の都市計画税を負担するのかという御指摘もございました。ただ、都市計画税につきましては、例えば東部地区の区画整理事業、これにつきましても当然都市計画税が充当されております。この都市計画税は、当然西部地区の方の都市計画税もそれに含まれておるということでございますので、各地区単体で見るのではなく……

〔「それはいい」と呼ぶ者あり〕

○建設部長（斎藤 功君）

よろしいですか。

あと同意の関係ですか。同意につきましては、地元説明会、地権者説明会において、おおむね同意をいただいたという解釈をしておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

10月30日か、31日の説明会に、私も参加させていただきました。七、八人の方から手が挙がって質問がありましたけれども、だから、反対だという締めはありませんでしたけれども、非常に疑問を投げかけた質問は半分ぐらいあったように、私は受けとめました。ところが、最後のまとめでは、きょうはほとんど反対がなかったということでしたけれども、そこは見解の相違だと思えますけれども、先ほど、次のところへいきますけれども、返済計画についてありました。グラウンドとこの運動公園で35.2億円、都市計画税が9.5億円、起債を10億円、起債の返済が毎年1億円ぐらいで、利子もつきますから15年ぐらいかかるということですが、今、都市計画税の歳入でいくと1億8,000万円が、この事業が始まる35年ぐらいになりますと、1億5,000万円、4,000万円ぐらいになるということもお聞きしております。この町が負担する、いわゆる国の補助金のほかに、返済金に充てられる分からそのほかの分、とりわけこの5年ぐらい、最初は図面を描くだけですから金額は少ないにしても、もう土地の購入も始まります。ということですので、5年間はすごいやる、金が一気に動かなきゃいかんところだと思いますけれども、率直に財政の責任者の総務部長のほうにお聞きします。

都市計画税が足りていくのか、毎年1億4,000万円、5,000万円のうちの返済に1億円充てられて、残った分でほかの事業に展開できるのか、そんな余裕があるんでしょうか。特に5年間のところについては、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○総務部長（本多孝行君）

向こう5年間を中心に都市計画税が返済をして、極端な言い方をすれば足りるのかという御質問でございますが、私どもがいつも説明いたしております土地の下落が継続しておることは否めません。残念なことでありますが、土地の価格が下がる以上は都市計画税も下がる、土地に関してはですね。ですが、きのうもちょっと触れましたが、都市計画税は家屋もございます。そういった相乗効果、あるいは相殺、そういったものもございまして、向こう5年間というふうに言わせていただくのであれば、現在の計画どおりの支出をしても問題はないというふうに考えております。

○2番（山本辰見君）

もう少し詳しく聞きたかったのは、例えば、今から5年ぐらい先のことで、1億5,000万円ぐらいの事業費の

歳入に対して1億円借金を払って、それから、5年間は、工事はどんどん始まるので、最初は、実際に業者に払っていかないかんわけですね。その分は、今持っている都市計画税の基金とか、毎年入ってくるので間に合っていくんですか。借入金は当然15年かけて返済していけばいいわけですがけれども。

○都市整備課長（石川喜次君）

今の御質問にお答えさせていただきます。

一応、今28年度末の基金の見込みが4億8,600万円ほどになります。今、議員の心配されるこの5年間、非常に事業が進むと、財政的には厳しいです。ここを実は起債、先ほど町長のほうから御説明したとおり、ここで起債を借りる予定をしております。この4年間で、今の予定ですと、29年度から32年度までで10億円の起債を予定しております。この起債を充てて事業を進めます。当然そこから償還がかかってきますので、その後に都市計画税を償還に充てるという予定をしております、その金額が1億円ほどになると。あと残りの5,000万円ほどにつきましては、ほかの事業に充てるという計画を予定しておりますので、特に事業に対しては問題ないと思っております。

○2番（山本辰見君）

それじゃ、先ほど説明のあった約1億円の返済については、ざっと5年間ぐらひは余り影響ないということでもよろしかったのかと思いますけれども、私は了解するわけじゃありませんけれども、もう一つ、次の課題に移らせてください。

先ほど町長の答弁の中で、利用者の人口について、ごめんなさい、野球場の利用者についてはありました。サッカーについて、特に奥田の運動公園についてはサッカー場、あれは野球は対応しないと思いますので、サッカー場にありましたけれども、野球は先ほど受け付けが困っているのにちょっと触れましたけれども、サッカーはどうなんですか。

それと、あわせてお聞きします。利用人口を7万1,000人としましたけれども、この方々は、この7万1,000人は、いわゆる利用料というか、入場料を取れる人数だと見ているんでしょうか。どういうぐあいでしょうか。

○都市整備課長（石川喜次君）

まず、利用者のこと、7万1,000人に対しまして、当然小中学生の陸上大会等につきまして、また、町のいろいろ登録しておる団体の使用につきましては、利用料につきましては減免になるというふうに思っております。そういうのもございまして、維持管理に対する使用料は、全てが補填できないんじゃないかというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

○都市整備課長（石川喜次君）

済みません、サッカー利用者の人数のお話でございますけれども、今回整備する公園は、野球場とサッカー場を別につくる予定ではございません。野球場の中にサッカー場をつくる予定をしておりますので。

〔「違う、違う。奥田の駅前話です。奥田のほうです」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（石川喜次君）

奥田ですか。奥田も陸上競技場の中のフィールドの中をサッカー場にできるという形にしてございますので、どれだけということはございませんので、今の予定でございますけれども、ちょっと大学のほうはわかりませんが、町の大会等で使用される方の予定が1,600人ほどを見込んでおります。

○2番（山本辰見君）

この質問をするに当たって、事前に関係者にいろいろ聞きました。半田の運動競技場が、美浜町が計画してい

のと同じぐらいの規模というか、1種、2種、3種とあるようで、3種のようなのです。それから、知多市にあるのが2種と、ちょっと規模の大きいところらしいんですが、その維持管理費とか、また陸上競技場に限っての利用者の集計はないのかという質問をしましたがけれども、調べていますでしょうか。

○都市整備課長（石川喜次君）

まず、半田の運動公園でございます。半田の運動公園の中には、陸上競技場のほかに、テニスコートとか、野球場等ございますので、それぞれの維持管理費というのは出していないそうです。26年度の決算によりますと、事業費、要するに維持管理費が全体で6,800万円かかっております。そのうちの全体の収益が2,100万円だそうです。これも半田市の担当の方にお伺いしたところ、維持管理費だけを陸上競技だけに限って出すこと、算出はできないという状況でございますので、お答えできないということになります。

それと、あとちょっと資料を持っていないんですけれども、知多市の陸上競技場、ここも運動公園なんですけれども、グラウンドも併設してございます。知多市につきましては指定管理をしてございまして、指定管理の費用が、実は年間1億1,000万円だったと記憶しております。反対にそれに対する収益は1,100万円ほど、10分の1という状況になってございます。

○2番（山本辰見君）

知多市は規模がちょっと違うんであれですけれども、半田市は、今お答えいただいたように、いわゆる陸上競技場だけの維持管理費は分けていないんでできないということで、話があったように6,800万円、7,000万円ぐらいかかっているということで確認しました。

先ほど一般の人、それから児童生徒は当然取れない。町民の方からは、大会のときの参加費とかなんかというのはまた別かもしれませんが、一般的には取れないんじゃないかなと思うわけです。そういったときに、もう一点、ちょっと質問には入っていませんけれども、この計画の中に駐車場があります。舗装したところだけで約500台、芝生の駐車場が290台。芝生ですからほかにも使えるということですが、これは有料になるのか、もし無料とした場合、駅前、名鉄の駐車場がありますけれども、その関係はどうなるのか。もう一点は、当初の説明では、ナイター設備は考えていないと、金がかかるから、経費もかかるしということでしたけれども、冬場で5時になったら真っ暗になるときに、3時か、4時でもう終了するような施設で、照明設備なくてやっていけるのでしょうか。

○都市整備課長（石川喜次君）

まず、駐車場の無料か、有料かという御質問ですが、無料の予定をしております。

あとナイター設備につきましては、これから実は29年度、まず基本計画をつくります。30年に実施設計という形になります。その中で、同時に誘致する大会等も検討してまいります。当然そこに必要な施設であれば、ナイター施設が必要になろうかと思っております。また、大学が、先ほど町長の答弁の中で、要するにクラブ活動で使用するということも要望を伺っておりますので、当然そこにはナイターが必要になろうかと思っております。

○2番（山本辰見君）

今、無料だとしたら、名鉄との関係はどうなんですかということが説明ありませんでしたので、後でお答えいただきたいと思います。

もう一点、最後のところ、時間がないので、最後の質問にさせていただきます。

グラウンドの拡張で9万立米ぐらいのことを言いました。多分1メートルぐらいかさ上げになるのかなと思っているわけですが、いわゆるこれが重量にすると何トンになって、それを単純に10トンダンプで割ると何台かというのが言ってもらえると、ああすごい量だなとわかるわけですが、9万立米が1立米何トン換算

になるのか含めて、計算して教えてください。

○都市整備課長（石川喜次君）

実は、土の重量は1立米当たりいろいろございまして、1.2から1.7トンぐらいになろうかと思っています。そういうふうで考えますと、10トンダンプですと7立米から8立米ぐらい積載ができます。それを単純に割れば、1万車ぐらいの運搬が必要になろうかと思っております。

それと、あと駐車場の問題でございますけれども、あれ公共の施設を利用される方には有料だということではできませんので、当然、今、駅のほうで料金を徴収して利用されている方もございますけれども、あくまでも施設を使う方の施設ですので、駐車場は。無料ということを考えております。

○議長（森川元晴君）

短く。

○2番（山本辰見君）

名鉄との協議はいいんですかということです。無料のほうに当然そのとおりですけれども、駅を利用する人は使うことがあると思うんですが、名鉄との協議は必要じゃないですか。

○議長（森川元晴君）

簡明に。

○都市整備課長（石川喜次君）

済みません、当然これから名鉄さんのほうとは、施設が決まりましたら協議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君は、自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩したいと思います。再開を3時5分をお願いいたします。

〔午後2時42分 休憩〕

〔午後3時05分 再開〕

○議長（森川元晴君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 横田全博君の質問を許可します。横田全博君は質問をしてください。

〔10番 横田全博君 登席〕

○10番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。長時間の質問、続いておりますので、もう少し頑張りましょう。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

平成29年第1回美浜町定例会においては、町長の施政方針のほか一般会計予算を初めとして、平成29年度の美浜町の町政運営を決定する各種の案件を審議する重要な議会です。私もその意味を真摯に捉え、心して議案審議に臨みたいと思っております。各予算審議においては、これで各委員会付託になりますので、今後の財政運営と事業計画についてお尋ねいたします。

1番、3年間の平均値で財政の余裕度を見る美浜町の財政力指数についてお尋ねします。平成27年度決算にお

ける財政指数は0.70であり、過去5年間に於いても0.73から0.70となっております。愛知県の市町村平均は0.90前後で、美浜町はこれを大きく下回っております。今後はどのような財政運営を行い、財政力指数はどのくらいの数値で推移すると予想しますか。

また、財政の余裕度を上げるためには、歳出の抑制、歳入の確保が求められますが、どのような施策を目指しますか。

2、自由に使える財源比率を示す経常収支比率についてお尋ねいたします。平成26年度の87.4から平成27年度は89.1と悪化しております。この27年度決算を収入、支出の千万単位を万単位に置きかえ、1年間の家計簿に直すと、年収は577万円となります。一方、支出では、必ず出のお金として食費、これは人件費ですが、143万円でシェア30%、手伝ってくれた仕事の委託料、物件費ですが、これは70万円、シェアとしては15%、親や親戚などへの援助金、これは補助費でございますが、91万円、シェアは19%など472万円となります。

結果、旅行や映画など家庭サービスに使えるお金が58万円であり、前年比で4万円、率で2%ほど減ってきております。新規事業やまちを元気にする施策に使える原資ですので、多く確保するのが望ましいのは言うまでもありません。この指数の状況についてどのようにお考えですか。

また、今後はどの程度維持できると予測しますか。

3番目、町長の選挙公約である家庭排水における水質汚濁を防止する新たな手段にはどのような方法で取り組み、また、その総予算規模と完了までに期間はどのくらいを想定しておりますか。

4番、奥田駅前運動公園事業における平成30年度以降の財政計画では、どのように財源を見込んでいますか。

また、同時期に総合公園グランド拡張工事を予定されておりますが、完了までの財政計画では、どのように財源を見込んでおりますでしょうか。

5番目、美浜の里構想について、事業計画の策定に取り組むと聞いていますが、その事業内容、総事業費及び完了までの期間、年限など具体的に構想概要の説明を求めます。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、今後の財政計画と事業計画についての御質問の1点目、財政力指数の推移の予測及び歳出抑制、歳入確保のための施策はについてでございますが、この財政力指数は地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であります。この財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいこととなり、財源に余裕があると言えるものでございます。

平成27年度の全国市町村平均は0.50であるのに対し、愛知県内の市町村平均は0.93で全国平均を大きく上回っております。

また、本町の財政力指数について申し上げますと、過去5年間、0.73から0.7の間にて推移し、平成27年度は県内54の市町村のうち48番目に位置する一方、全団体1,741のうち418番目に位置しております。いかに愛知県が全国的には裕福であるかがうかがえます。これは、愛知県主要産業である自動車関連企業が好調であることに伴い、当該企業の工場が立地する団体の地方税収入が良好なことが影響していると思われま。

繰り返しになりますが、県内には財政力の高い団体が多いため、市町村平均0.93という数字になっておりますが、先ほど申し上げたとおり0.7という本町の財政力が全国的に著しく低いということではございません。今後、本町においては、人口減少及び地価の下落等により町税は減少する傾向にあると思われま。

せで活力に満ち、安心・安全に暮らしができるような施策を実施するには、財政規律を順守し、自主財源の確保を図る必要がございます。そのためにも、各種事業を実施するに当たり、補助金、交付金等の確保に努め、費用対効果に基づき取捨選択を行い、実効性のある事業を実施いたします。貴重な財源を生かす最も効果的な方法で施策を実行することにより、「明るく・健康で・笑顔の絶えないまち」を目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の２点目、経常収支比率に対する認識と今後の予測はについてでございますが、財政構造の弾力を測定する指標として用いられるこの経常収支率につきましては、平成27年度の全国市町村平均は90.0%、県内の市町村平均は87.6%でありますので、本町の89.1%という数値はほぼ県内平均と思っております。

この指標は、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が、地方税、普通交付税を中心とする毎年経常的に収入される財源に占める割合であり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることをあらわすものでありますが、行政需要の高まり等により、年々増加傾向となっております。

一方で、主要な経常的収入である地方税については、先ほどお答えしたとおり減少傾向にあります。このような状況下でも、毎年必要な施策は実施しなければなりません。今後におきましても、経常的経費である人件費の抑制及び行政運営における経費削減に努めるなど、財政運営の弾力性を高めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の３点目、家庭排水による水質汚濁を防止する新たな手段にどう取り組み、その総予算規模及び完了までの期間をどれくらいと想定しているかについてでございますが、家庭からの生活排水対策といたしましては、これまでの議会でも答弁いたしましたとおり、合併処理浄化槽設置整備事業により推進したいと考えております。

新たな手段及び総予算と完了までの時期につきましては、美浜町汚水適正処理構想において、平成37年までに汚水処理人口普及率約79%を目標に掲げておりますので、これを達成すべく、平成28年度に実施いたしました合併処理浄化槽への移行アンケートの結果を踏まえつつ、平成29年度予算案に計上中の浄化槽整備事業調査等業務の中で、整備方法、財政計画等も考慮しながら調査研究をし、本町にとって最適な方向性を示してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、知多奥田駅東部地区開発美浜町運動公園における平成30年度以降の財政計画及び総合公園グランド拡張工事完了までの財源見込みはについてでございますが、両方の公園事業をあわせてお答えいたします。

ただし、先ほど山本辰見議員にお答えをした金額とこれから御説明する財政計画の金額には違いがございますが、これは平成29年度を含まない平成30年以降の計画における金額であるためでございますので、よろしくお願いいたします。

全体事業費につきましては、知多奥田駅東部地区開発事業は約28億円、総合公園グランド拡張事業は約7億2,000万円で、合わせて35億2,000万円を見込んでおります。そのうち平成30年度以降の事業費は約27億4,000万円になります。財源につきましては、国庫補助金約13億3,000万円、都市計画税約7億7,000万円及び起債約6億4,000万円の充当を予定しております。起債の償還額につきましては多少の変動はありますが、毎年度都市計画税約1億円を充当し、平成47年度で終了する予定でございますが、先ほど山本辰見議員の中でもお話しを申し上げましたとおり、総合公園グランドのほうの関係につきまして、第2グランドが処分された時点におきましては、またこの事業費等の返済計画も変わってまいりますので、お願いしたいと思っております。

私の公約である美浜の里構想や市街地再編整備なども実施してまいりたいと考えておりますので、事業費の削

減を図るとともに、限られた財源の中での財政計画を検討してまいります。御理解くださいますようお願いをいたします。

次に、御質問の5点目、美浜の里構想について、事業内容、総事業費、完了までの期間など具体的に説明をについてでございますが、まず、美浜の里構想の事業内容は、美浜の魅力をアピールできるよう6次産業による特産品加工場、直売所、狩り園などの農業公園等施設や道の駅を町の観光拠点施設として整備するものでございます。

また、本構想は、交流人口をふやし、町の情報発信の場としての位置づけとするとともに、本町全域の資源や地域の特徴を生かして、子供からお年寄りまでが健康で生き生きと活躍できる場としても整備したいと考えております。拠点のエリアといたしましては、総合公園を中心とした、西は美浜緑苑入り口から南は日本福祉大学までとし、県道小鈴谷河和線北側も視野に入れております。

本構想におきましては、現在、若手職員による美浜の里構想ワーキンググループを立ち上げ、構想の実現に向けた課題の洗い出し等の検討を行っております。事業費としては、用地買収、施設整備、施設運営及びインフラ整備等に係る経費が必要となると考えておりますが、施設については、なるべくコストのかからないよう整備し、各種補助金を活用して進めていきたいと考えております。運営については、土地所有者を初め住民の方々の参画と周辺の観光施設との連携のもと、相乗効果が発揮できるようにしていきたいと考えております。

平成29年度予算において、災害対策を念頭に上水道の緊急用連絡管整備事業として総合公園体育館から広域農道付近まで水道管を敷設しますが、当該事業は、本構想を初め沿道サービス事業においても利用できるよう整備をするものでございます。

現在の取り組み状況は、エリア内用地の情報を図面に落とし込む作業をしているほか、本構想の事業に係る国土交通省、農林水産省等の補助メニューの研究を行う一方、国土交通省職員を講師に招いて、道の駅勉強会を実施しております。

いずれにいたしましても、本構想の推進に当たっては、対象エリアとなる土地の所有者の御理解並びに運営主体の仕組みづくりが重要と考えており、今後、これらの課題を調査・研究し、本構想を進めてまいりたいと考えております。

このような状況であるため、総事業費並びに完了までの期間については、現時点ではお答えすることができませんが、可能なところから着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただくようお願いを申し上げます。

私から壇上の答弁は以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○10番（横田全博君）

常識的なお答え、ありがとうございました。再質問いたします。

經常収支比率は75%から80%が妥当と言われておりますが、これが100%を超えるとどうなりますでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

經常収支比率100%ということは、もう使い道が全て決まっておる義務的経費になりますので、そうなりますと、何も自由なことができないという、単純な言い方をすると、そういうことになります。ですが、この100%にいきなりなるものではなく、やはり毎年県のほうには美浜町としてはこういう状態ですということを調査、報

告をいたしております。これが90を超えると、やはり県としても心配をしてくれるわけです。

そういう状況になって、今後の計画、経常収支比率を下げるような計画は何かないのか、そういったような指導とかいただけますので、そういった意味で、無制限に100までいくということは、現実にはなかなかないんですけれども、もしそういうふう近づいてきた場合については、やはりどうしてもお金が足りなくなつては困る部分があります。やらなければならないものがあります。その中でいくのであれば、やはり経常経費の中で一番カットしやすいのは職員の人件費といったことも場合によってはあり得ると考えております。

以上です。

○10番（横田全博君）

民間によってそうなんですけれども、よく会社の経営が悪くなると、人件費をカットしますと得意げに言う重役さんがおるんですけれども、やっぱり町の行政体といえども、やっぱり人が財産なんです。ですから、本当にそういう事態になる前に、もう手を打つのは常識でございますけれども、ぜひ簡単にそういう人件費に手をつけるといようなことはなるべく避けていただきたいというのが私の望みでございます。よろしく願いいたします。

続けて次に行きます。総合計画において取り組む施策として、自主財源の確保を掲げております。読み上げますと、「税の徴収率向上に努め、各種施設使用料の利用者負担のあり方を見直し、未利用地の売却を進め、財源確保を図ります。また、国や県から移譲される事務を積極的に受け入れ、それに見合った財源移譲を要望します。」とあります。これは、どこまで達成されておりますでしょうか。

また、広報やホームページなどに企業広告を掲載されておりますが、そのほかにも行ってきバスのラッピングとか、例えば各イベントのパンフレットへの広告掲載、さらに民間の協賛や共同開催等で多様な収入源を模索してもいいのではないかなと思うんですけれども、どう思われますか。

○総務部長（本多孝行君）

議員おっしゃるのはまことにその通りだというふうに考えています。

順番にお答えをいたしますと、まず、税の収納率の向上でございます。これにつきましては、過去からずっと努力はしてはしておりましたが、なかなか御協力いただけない一部の方もおいでになります。その方にもそれぞれ御事情はあるかと思っておりますけれども、やはり納税の義務ということで、いささか厳しいという御意見も多々ございますけれども、やはり公平性という意味では、しっかり納めていただくものは納めていただくという考えで、滞納整理機構というものを今、行っておるわけでございます。

数年前には滞納額が億という単位ございましたけれども、これが順調に今、減ってきております。これにつきましては、やはり滞納整理機構のおかげではないかと考えております。そういったような税の徴収率については、向上しておるというふうに考えております。

また、施設の利用料等の改定ですけれども、受益者の負担という意味で、適切な、やはり料金はいただくべきだと考えております。

ですが、やはり行政ですので、物価が上がったからすぐ上げるということもなかなかできておりません。やはり消費税を上げるというときには、前回の5%から8%というときには見送っておりますけれども、次の10%に上がるであろう平成30年10月、これについては、やはりここで上げないということも不公平になりますので、そういった面を踏まえまして、使用料条例等の改定は考えていかなければならないと思っております。

あと、未利用地の売却なんかも収入を上げるための一つの手法なんですけれども、こればかりはうちのほうから売って歩くわけにもまいりません。ですが、御要望が、いいお話があれば、町としても適切に売却等して、歳

入につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、国・県からの権限移譲による財源移譲につきましては、うちのほうでできるようなものについては、入ってくるお金にも正直言って、よると思います。仕事ばかりふえて、ほんのちょっとしか入ってこないのでは、また大変なことになりますので、その辺は見きわめながら、移譲は受けて、事務費もいただくと考えております。

今、平成27年4月から、御存じと思いますが、パスポートの発行業務をやっております。これは額的には非常に大きなものでありますし、あと、量目検査等、これも県の業務であります。町でやるというふうでやっております。この辺につきましても、内容を見て、できるもの、あと、先ほど申し上げた費用対効果と申し上げましょうか、そちらのほうを考えながら実施いたしております。

次に、ラッピングですが、パンフレットの宣伝収入ということなんですけれども、これにつきましては、今はホームページのバナーあるいは住民課で証明書を受け取られるときの封筒の広告、そういったところが実施しております。まだ行ってきバスのラッピングですとか公用車に対する広告等は実施しておりません。ですが、近隣の市町でも、そういう公用車に広告を張りつけるという例が見えてきておりますので、その辺はしっかり勉強してやってまいりたいと考えております。

あとは、役場正面入り口の左側に庁内の案内掲示板がございます。あちらについても、年間数十万円の収入がございます。一つ一つは小さなものかもしれませんが、その辺は積み重ねてやってまいりたいと思います。

先ほど議員のほうから望まないといった人件費、私も絶対にやってほしくないと思っております。ですが、その辺につきましては、やはり職員もそれだけの覚悟はするべきだと思います。その覚悟の上で、経費を削減するものは削減していくと、そういった姿勢でやってまいりたいと思います。決して簡単にカットしたいと思っているわけではございませんので、それだけはよろしくお願いいたします。

以上です。

○10番（横田全博君）

職員さん、一安心したかと思えますけれども、ただ、それに甘えることなく一生懸命頑張っていたきたいなと思います。

以前、神戸市が神戸株式会社と言われるぐらいたくさんの事業を自分で考えまして、収入を上げ、それから、税金を下げたという事例もございます。公共団体、地方自治体だから、ただ税金をもらっておればいいということではなくて、それもいろんなことを考えてやっていくというのも、やっぱり住民サービスの一つとなるかと思っておりますので、ぜひこんなことはというようなことも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

次に行きます。限られた財源を最大効果とするために、単年度収支だけでなく、将来を見据えた中長期の財政計画が必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

中長期の計画、確かに必要な部分はあるかと思えます。ですが、これはやはり右肩上がりのときにつきましては、何年か先にはこの財源をこれに充ててとといった計画は、ある意味で現実的といいますか、実のあるものになるかと思えます。ですが、今、税収も下がりつつあるとき、こういったときには、見込んだものが果たして充てられるのかということが、正直問題になるかと思えます。

ましてうちの場合は、企業の業績に左右される法人町民税というのが大きな柱を占めておったりしますし、また、人口減少あるいは高齢化に伴って、住民税のほうの減少も見込まれる。また、先ほどから申し上げておりますように、土地の下落というのもまだ続いていると。これに加えまして、やはり国・県の都合といいますか、時の経済状況によりまして、国の施策も案外すつと変わってしまうことがございます。

特にうちが頼りにしております交付税なんかにつきましても、1億という額に近いものが国の施策において減っていると、ちょっと個人的ではありますが、思っております。国の考え方一つで億単位のものが変わってくるという実情もございます。

そういったことを考えますと、やはり歳入は見通しがちょっとなかなかつきにくいということがございます。ですので、そのことを承知の上で、中長期の財政計画をつくるとしても、毎年毎年その現実との乖離というのは大きく発生するものと考えております。

私どもは、中長期の財政計画に係りまして、今後どういったことをやっていこうかという総合計画を定めて、進行管理計画等もやって、3年というローテーションで組んでおります。その計画からしても、町のためにはこういった計画をやっていきたいなという思いと、それをそのままやっていると、財政的にとても大変だと。足りない分はどうするんだ。じゃ何億も借金をすぐすればいいのかということも言えないと思っております。ですので、この先、町のためにはこういう施策をやっていきたいという進行管理計画、総合計画の中身と、それから、しっかり歳入が見込まれる部分を両方合わせながら、しっかりとやってまいりたいと思っております。

一年一年じゃないかという御批判もあろうかと思いますが、安易に借金に走らない、それから、先ほど言われました経常収支が90を超えて100に近くなるような、そんなようなことを避けるためにも、このような計画でやってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○10番（横田全博君）

部長のおっしゃるとおりだと私も思います。ただし、こういう厳しい状況だからこそ、やっぱり義務的経費含めてですけれども、例えばこの庁舎も建ててから随分と古いですよね。こういうのもやっぱり建てかえなきゃいけないと。そうしたら、どういうふうに取り組んでいくのかということも含めて、やっぱりそういうことも頭に入れて考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

確かに予算を立てるときには、入ってくるお金からまず考えますよね、予算作成のときは。これとこれとこれをしなきゃいけないという部分だと思うんですけれども、ただ、それと並列で、将来的にもこれだけの負担も、当然のことながら建築のほうはみんなそうなんです、土木のほうもそうなんですけれども、それも含めながらの、やっぱり目配りをしていただきたいなと思っております。結構です。

それから、浄化槽にいきます。過日、2回目のアンケート調査を実施いたしました。その中の項目で、個人負担を1対9、つまり1割負担で合併浄化槽への移行をしますかという項目があったんですけれども、これは、つまり市町村設置型への移行を目指すと推測できますが、約4,500軒とお聞きしておりますが、先ほどの町長の回答で、そのうちの78%の移行を目指すということでございましたけれども、このスムーズに移行するための財源及び維持管理費も含め、可能だと考えていらっしゃるのでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

横田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の浄化槽設置に係る負担率1対9、これは確かに市町村設置型を連想させるものではございますけれども、これは私ども補助率と、それから合併処理浄化槽への転換との関連を知りたいというものでございまして、市町村設置型ありきの設問ではないということを申し上げたいと思います。

そして、同じく御指摘の財源及び維持管理費につきましては、来年度の当初予算の中で計上させていただきました浄化槽整備事業調査委託業務という中で、それも含めて精査してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○１０番（横田全博君）

今年度予算でも調査費が計上されておりますが、今後の進め方として、合併浄化槽だけにこだわることなく、公共下水道や農業集落排水等、各地域性に応じて、経済的に最もベストな施策を検討すべきだと思いますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

議員の御質問の御趣旨は理解しておりますけれども、今、申し上げました浄化槽整備事業調査委託業務でございますけれども、これは環境省の循環型社会形成推進交付金というものを受けて実施するものでございます。あくまでも本町が合併処理浄化槽を広く導入するためにはどのような形態が一番適しているのかというものを探るものでございますので、御提言の公共下水道とか農村集落排水事業を含める予定はございません。申しわけありませんが、御理解を頂戴したいと思います。

○１０番（横田全博君）

わかりました。今の国会の審議におきまして、今、言われた交付金ですとか地方創生の汚水処理施設整備推進交付金というのは既に審議されておりますので、それがぜひ受けられるように、御努力をお願いいたします。

次にいきます。運動公園とグラウンド拡張工事について、各年度における町の負担はどのくらいでしょうか。各年度ごとの計画で結構ですので、お願いいたします。

○建設部長（斎藤 功君）

各年度における町の負担額でございます。先ほど町長が御答弁申し上げましたとおり、両方の公園整備に係る概算事業費は、全体で35億2,000万円でございます。このうち30年度以降につきましては約27億4,000万円を予定しております。

それでは、事業費の各年度における町の負担額について御説明をさせていただきます。事業費は全て現時点では概算でございますので、約を省略させていただきますので、お願いいたします。

まず、平成30年度におきましては、事業費4億4,000万円のうち町の負担額は2億6,000万円でございます。31年度は7億8,000万円のうち3億9,000万円になります。同様に32年度は9億6,000万円のうち4億8,000万円でございます。運動公園整備の最終年度となる33年度は4億8,000万円のうち2億4,000万円でございます。また、グラウンド拡張整備が完了する34年度においては、事業費8,000万円のうち4,000万円が町の負担となります。これらの金額を全て合わせますと、町の負担額は14億1,000万円になりますので、よろしくをお願いいたします。

○１０番（横田全博君）

山本議員の御質問の中で詳しく説明をされておりますので、これ以上は質問をしません。

次にいきます。美浜の里構想についてでございますけれども、奥田駅東部の運動公園が平成33年、総合公園グラウンド拡張工事が平成34年完成予定ですね、今、御説明ありました。その総額は35億2,000万円ということを今、聞きましたけれども、その上、さらに美浜の里構想実施となると、多大な負担がのしかかってきます。この今、御説明ありましたように、町の負担、項目は別にしても、それぞれ4億円を超えるような数字が毎年出ていくわけでございます。

町長、公共下水のときに、孫子の代まで負担させることは忍びないとの趣旨の発言をされております。私の今までの質問に対する執行部の答えとしても、この先の町の財政運営は厳しさが続いていくものと理解しております。少子・高齢化が進んで、それに伴い、例えば民生費等の増加は避けられないような状況です。一方、安定した税収に貢献していただいているいわゆる現役世代の減少が、今、実際問題としては毎年起きておるわけです。そのことに非常に危惧を抱いております。

民間ではよく選択と集中と言われますけれども、実際ではむしろ先ほどの総務部長ではございませんけれども、選択とバランスが重要だと私は思っております。しっかりとした中長期の財政計画のもとで、各所に目配りをした財政運営を望んでおりますが、どのような、このことについてのお考えをお持ちでしょうか。町長、お願いいたします。

○町長（神谷信行君）

ただいまの横田議員の御質問でございますけれども、今、私どものほうも先ほどから財政のお話の中で、また、横田議員のほうからもそのお話の中で、各町内の施設、先ほども役場の関係のお話も出ました。確かにこの役場も昭和40年代に建てられた建物ということで、かなり傷みも出てきておりますし、当然こういった庁舎の建てかえ等も今から考えていかざるを得ない状況だと思っております。

また、各区の公民館、こういったところもかなり長い、既に年数がたってきておりまして、また、公民館のみならず、保育園、学校、もうこれ全て考えますと、何も手が出ない、自分は何をやったらいいいのかというのが正直なところでございます。これを全体の中で、皆さんの要求の中で、全てを解消できるような、そういった大きな事業が転がり込んでくることを祈っておるばかりですけれども、そんなことを言っておれませんので、そうした中で、先ほども財政計画、これも今、私が就任してから、即、この庁舎の関係から先ほどの各公民館、また小学校、中学校、保育園、この関係の改修または建て直し、そういったものも今から計画していこうじゃないかと、見ていこうじゃないかということで、何とかそういった積立金もつくっていききたいというようなことを提案させていただいておる中で、やはり財政といたしましては、先ほども横田議員のお話の中にありましたように、歳入はどれだけで歳出はもうこれで決まっておりますね、出ていくのが。そうすると、そうした中で、なかなか積み立てる基金を持っていけるお金もないというのが本当に現状でございます。

そうした中で、でもそれをやっておる。そういった中で、では何もやれないということで手をこまねいていては、今からの人口減少にも、また少子化にもどういった形でとめることができるかということも、これもまた行政の責任として、当然やっていかななくてはいけない問題でございますので、そうした中で、今、私も美浜の里構想、この美浜の里構想の以前の問題として、先ほど美浜町の奥田駅東部の関係、こちらにつきましても、これは緊急課題として今回取り組ませていただき、そうした中で、何とかまず私がいつもそう言っております町の体力をつけていかななくてはいけない。これが今はそういった歳出の関係も出てきますが、これがやはりきのう、きょう、あすで出ることではありませんけれども、そういった税収だとか、それからまた地域の皆様方の活力を得ていただくことによって、町にとっても、また若い方たちがそういった夢や希望を持って、この美浜町に住んでいただけるのではないかなということで、そういった中の将来の経済投資、こういったことも踏まえながら、これは進める事業だということで、考えさせていただいております。

そして、またこの美浜の里構想も、当然雇用の確保、そして産業の活性、そしてまた若い方たちから、子供さんから大人までの、そういった生涯活躍できるまちという、今、地方創生の中でも強くうたわれておる課題でございます。これにつきましても、この美浜の里構想は、必ず進めていかななくてはいけない事業だろうと私は認識しております。

そうした中で、財政上の問題といたしましては、やはり今のこういった直面しておる事業費について、それを精査しながら、まずそういった事業費が伴わないところから整備していこうと。少しでもこういった補助事業だとかそういったことを求めますと、必ずそれにひもつきますので、町としても負担する部分が出てまいります。まずはこういった事業の年次計画を見ながら、そうした中で、一段落する部分の中で、投資する部分は投資して事業を進めていきたいと考えております。

その前の段階として、先ほども申し上げましたように、まずこういった地権者の皆様方の今の土地利用の関係とか、それから将来的な後継者の問題、また今から農業経営等をどういうふうに考えていくかと。先ほどの区域の中に当てはまる方々、対象となる方々の、そういったことも調査をしながら、そうした中で、私は全面的には、基本的に町運営とは考えておりません。これは当然、出資型の、皆さんが自分たちの農業、自分たちの地域をどうしていこうということの中で、こういった出資型の運営を持っていければと考えておりますので、それには皆様方の御理解が最大限必要になってまいります。

そうしたことで、まず皆様方にこういった事業計画を示し、皆様方の御同意をいただき、そうした中で、こういった形で運営していく方法、または事業を進めていく方法が一番いいか、こういったこともしっかりと精査させていただき、町に対する財政負担が大きいかさまないように、この辺も見合わせながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のまた御理解と御協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、私の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○10番（横田全博君）

美浜の里構想を完成するためには、町長も二選、三選しないと完成できませんね。

質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。横田全博君は自席に戻ってください。

〔10番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、5番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君は質問をしてください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

○5番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。3月議会の最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議長の許可を得ましたので、あらかじめ通告しました通告書に従って質問させていただきます。

市街地の再編整備について、かねてより問題化されている人口減少や少子・高齢化の波は、時間とともにあらゆる分野に及んでおりますが、意外と目に見える形になるまで認識できない課題も多々あります。市街地においても空き家が目立ち、広い屋敷にひとり暮らしの世帯や老夫婦の世帯もふえてきています。また、狭い道路は軽自動車がやっと通れるほどで、次世代の若者が定住するには厳しい条件であり、空洞化は必須です。

これは全国的な課題でもあります。現在の都市計画法は、都市の開発整備を前提にして開発が無秩序に進むことを防ぐのが目的でつくられており、開発できる地域を限定し、そこに規制の網をかける手法であります。最近では都市部でも開発どころか空き地が増殖しており、これは今までの都市計画法が想定していなかった事態と言えます。

このため、国交省では、都市のスポンジ化を防止する観点から新たな都市計画のあり方を探ることにし、社会资本整備審議会に都市計画制度の抜本的な見直しを検討する小委員会を設置し、有識者らによる検討作業を始め、ことし半ばにも中間報告をまとめる方針であるそうです。神谷町長の公約でもある市街地再編整備は、まさにこのようなときを経て、より一層の危機感を持った対応が迫られており、今後の基本的な考え方、取り組みについて、その決意を伺います。

質問2、遊休農地解消に向けた各地区の取り組みに対する支援について、本町の基幹産業である農業について、その従事者の平均年齢は67歳であります。この通告書には69歳と書きましたが、これは全国平均であります。昨

年度の農業委員会の現地調査によれば、町内の農地約1,500ヘクタールのうち約200ヘクタールが遊休農地として耕作放棄されております。そして、多くの補助金を投入した基盤整備の補助整備地区にも遊休農地は徐々に拡大してきております。こうした現状に対し、各地区ごとに関係者が集まり、話し合い、将来の展望を描き、推進していくことが重要だと考えますが、そうした各地区の取り組みに対して、町としてどのような支援ができると考えていますか。

質問3、太陽光発電等の開発行為についてお伺いします。法令等に違反する開発行為の監視指導について、もう皆さんも御存じのように、知多半島南部の丘陵地の多くの森や畑が太陽光発電事業のために切り開かれてきました。私のもとにも多くの町民から不安や素朴な疑問の声を聞きます。太陽光発電、風力発電等の開発には、もちろん法制等に基づく所定の届け出が提出されていると考えておりますけれども、届け出のない違法な開発行為について、どのように監視、指導を行っていますか。

(2) 太陽光発電施設の設置状況について、以前の一般質問においても質問したことですけれども、届け出のない小規模な施設は把握できないとの答弁でした。しかし、償却資産並びに税の減免等により把握している現況について、わかるのではないかというようなアドバイスもいただきまして、このたび従前地の地目別面積、規模等の説明を求めます。

壇上での質問は以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日最後の一般質問となりました杉浦剛議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、市街地再編整備についてでございますが、近年、本町の重要課題でもあります少子・高齢化や人口減少に伴い、これまで実施してまいりました土地区画整理事業など新市街地の開発等による市街地の拡散を進めるのではなく、既成市街地の課題を改善し再生することが重要であるとの考えから、私の公約の一つといたしました。

その理由は、町内の既成市街地には狭い道路が多く、地域住民の日常生活上の利便性に欠け、そして、災害時における避難や消防活動等に支障を来すおそれがあり、かつ住宅の建てかえの際、町内にとどまらず町外の利便性の高い地区に転出してしまうケースが多く見受けられるようになったためでもあります。

その結果として、町の人口減少が進むとともに空き家が増加し、防犯上の問題や災害時等の危険性をより高め、地域の活力のさらなる低下を招く事態を生み出しているものと考えております。今後の基本的な考え方について申し上げますと、まず市街地再編整備による目標を設定することが必要ではないかと考えております。

目標の1つ目として、地区の狭い道路を拡幅し、自動車や歩行者も利用できる利便性が高い、安全で安心して住み続けることができるまちを目指すことであります。

2つ目は、未利用地を活用して地域の人々が気軽に集うことができる小公園等を整備し、健康で生き生きとしたふれあいのあるまちを目指すことでもあります。

3つ目は、地域資源を生かした魅力があるまちを目指すことなどがイメージされます。

また、事業の手法について、他市町の事例では市街地再編開発事業等で行われておりますが、地域の合意形成等で事業化まで長い期間を要していることや事業費が大きくなっている現状があります。本町において、事業費や事業の速効性の観点から、土地の有効活用や道路拡幅整備を主な目的とした小規模な整備手法の活用を検討してまいりたいと考えております。

取り組みについて申し上げますと、平成28年度では各地区内の既成市街地における土地建物の利用状況などを

把握する調査、現状から見た課題の抽出を現在行っております。また、平成28年度から29年度にかけて、市街地再編整備を検討するモデル地区の候補地を6学区で18地区程度を抽出し、そのうち実施する1地区を選定し、意見交換会等を行う予定をしております。この事業は、地域の気運なしでは実現が非常に難しいと考えております。まずは地域住民の皆さんの関心を高め、地元からの声としての整備の必要性を示していくことが大切と考えております。

なお、市街地再編整備を進めていくに当たっては、地域ごとにまちづくり協議会などを組織し、地域住民による主体的なまちづくりを展開していくことが重要であると考えております。事業を進める上で多くの課題はありますが、重点事業でもありますので、できることから実施してまいります。議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力をお願いするものでございます。

次に、遊休農地解消に向けた各地区の取り組みに対する支援についてでございますが、議員御指摘のとおり、昨年、農業委員会により、町内の農地の状況調査を実施しましたところ、多くの遊休農地があることが判明いたしました。遊休農地につきましては、今後、今以上にふえていくことが本町のみならず全国的に深刻な問題となっているのは、議員御承知のことと思います。

このような状況の中、この問題を解決するための施策として、人・農地プランと農地中間管理機構の活用を国が提唱し、本町におきましても進めているところでございます。人・農地プランとは、地域の農業の将来の姿を地域で決めるため、担い手や農地の情報を整理した計画でございます。

一方、農地中間管理機構とは、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家、——出し手でございますが——貸したい農家から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家・受け手の農家へ農用地の貸し付けを進めるため、都道府県ごとに設けられる組織でございます。地域内に分散し、複雑に入り組んだ農地を整理するため、愛知県から指定を受けた農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮し、担い手に農地を貸し付ける事業を行うものでございます。本町といたしましても、農地の出し手に対する支援や新規就農者に対する支援等があるこの事業を活用していきたいと考えております。

この2つの施策を中心に、今後は遊休農地調査の結果を踏まえまして遊休農地マップを作成し、その分布を把握するとともに、地域に対し、その情報をお示しするなど、農地の集積・集約化に向けての作業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、遊休農地の解消に向けた取り組みには、個人だけでなく地域の皆さんがこの危機感を共有し、人・農地プランを活用して、地域で徹底した話し合いを行い、国が推奨する農地中間管理機構の利用が重要と考えております。本町といたしましても、農業の将来に向け、農業委員を初めあいち知多農業協同組合、地域の農業関係者とともに重要な課題であることを共通の認識とし、取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても地域の農業の代表として、また担い手の1人といたしましても、事業の推進への御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、太陽光発電等の開発行為についての御質問の1点目、法令等に違反する開発行為の監視・指導についてでございますが、現在、法令等に違反する開発行為は確認しておりませんが、農地パトロール等、町内を巡回する中で届け出等のない違法な開発行為を発見した場合には、その都度指導することとしております。本町といたしましては、太陽光発電施設が設置された場所が各法令等に抵触していないかなど、各担当課の間で情報を共有しながら監視体制をとっているところでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、御質問の2点目、太陽光発電施設の設置状況についてでございますが、償却資産の課税対象となる事業

用太陽光発電については、新規所有者を含め、毎年償却資産申告書を提出していただいております。

申告書で把握する平成29年1月1日現在の設置数は138件で、税額が6,500万円ほどになります。償却資産の課税は法令等の許可や届け出にかかわらず、設置された設備に対し課するもので、償却資産の申告項目は、資産の名称、数量、取得年月、取得額、耐用年数であり、設備規模は必要がないため申告はされておらず、御質問の面積規模の資料はございません。

なお、太陽光発電設備の償却資産を把握するには、償却資産申告書のほか、農地法に基づく転用許可、国土法による届け出等の確認、職員による現地調査及び3年ごとに撮影する航空写真によって確認をしており、また、中部経済産業局に事業用太陽光発電設備の情報提供の依頼も予定しております。これらにより確認できたものについては、雑種地として課税を開始しますが、従前の地目別に面積を集計する等、特段の資料はつくっておりませんので、よろしくお願いいたします。

壇上での私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○5番（杉浦剛君）

それでは、1番目の市街地再編整備についてから順番に再質問させていただきます。

今、町長が答弁されたことは、本当にそのとおりのかなというふうにならずきながら聞いておりました。この再編については、本当に地域がこのまま放っておけばどんどんスポンジ化といいますか、空洞化といいますか、未利用の空き家、空き地がどんどんふえてきているという現状は、もうどなたが見ても認識されていると思いますが、それにいかんともしがたく手がつけられないということが今までありました。そういったことで、6学区18自治区のモデル地区を選定して、一つずつやっていこうという堅実な方法で、このたびまちづくり協議会を通して、そういったいろんな情報を集めていこうということはなるほどと考えております。

もう既にこういったことはいろんな方面で、例えば防災関係、そして地域の福祉計画の面でも、いろんな形で各住民がヒアリングされたり、テーブル囲んでどんなまちづくりにしていきたいというようなことを、もう各方面からなされておりますので、そういったことも十分加味されてやっていかれることだと思いますし、また、そのようにぜひ総合的な視野に立ったまちづくりを住民の方々の意見、協力を得てやっていくべき事業だと思いますが、それにしても道路の拡幅などは、用地買収など本当にさまざまな地権者の同意が要ったりお金もかかるということで、大変困難な事業だと予測されます。そのときに、町長が言われましたように、本当に大切なのは、その住民の協力姿勢です。そういったことが必要となってきます。

それで、1つの例を紹介したいと思うんですけれども、こういったことを18自治区でやっていかれるのはもちろんのことでありましょう。それに対して一つ一つのモデル地区もやっていきたいということですが、今現在、私の住んでいます布土地区におきましても、区の人たちがこの空き家の問題、非常に危惧しておられて、来年度から新しい執行部のもと、区の議員さんたちが草刈りまたはそういった道路に出た樹木の剪定等やっていきたいというような表明を区会のほうでされております。

そんなときに、ぜひこういった取り組みに対しての支援はないだろうかということを私と横田議員が顧問で出ておりますので、区会のほうで要望を受けました。これは長期的に見ると、やはりこういった市街地再編に結びつく大きな各自治区の取り組みの一つであると思います。そういったことに対する町長の考え方もお聞きしたいと思いますし、また、区長会を毎月定期的に開かれておると思います。ぜひこんな場でまちづくり協議会、課題

は一緒なんです。そして、本当にそこの自治区を担ってみえる責任者の方々は何かしたいと思っています。こういった区会に呼びかけて、こういうまちづくり協議会をぜひ設立しながら、総合的な観点から、その地区、地区のメニューをつくって取り組んでいてもらいたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○町長（神谷信行君）

ただいまの御質問の中で、本当に大変私といたしましてもありがたいお話でございます。区等々は皆様方がそういった空き家等の中での草刈り、またはそういった木の枝の払い、いろんな面で防災、防犯を考えた中での空き家の管理を皆様方が一生懸命考えていただけておられるというのは、非常にありがたい話でございますし、また、私どものこういった既成市街地の振興を進めていく中で、こういった地元の皆様方が興味を非常に持っていただけることは、こういった話をいち早く、また皆様方とともに進めていけることにもつながってようかなというふうに考えておりますので。

また、先ほど何かそういった事業等ないだろうかというようなお話もお聞きしましたが、ぜひ一度、そういったお話がありましたら、私どものほうの企画政策課または都市整備課に御相談をしていただき、ついでに今年度というお金が伴うものについてはなかなか即対応というのは非常に難しいところもございますが、そういった制度的な面だとか人為的な面だとか、いろんな面で御協力できるところは御協力し、また予算的な面で必要性のあるものについてはそういった面で計上させていただいていくことも考えて研究させていただきますので、ぜひそういった面がございましたら、御相談をいただければと考えております。

以上です。

○5番（杉浦 剛君）

ありがとうございます。ままとしますと、本当に私ども時々歯がゆく思うことがありますので、ぜひスピード感を持って、こういった事業に取り組んでいかないと、もう時間との戦いです。私の周りでもひとり住まいの方が近所で昨日亡くなりました。本当に私、下町に住んでおりますけれども、もう独居老人、老人世帯が両手にすぐ数えられるぐらいの現状になってきておりますので、本当にスピード感を持って、こういったことを一つ一つ丁寧に取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、2番目の遊休農地に向けた取り組みの支援についてでございますけれども、先ほどの答弁で答えられました人・農地プランまたは中間管理機構のことなんですけれども、なかなか私はそういった農業に携わっていますので、少し聞きかじりもありますし、イメージもつかめますが、こういった言葉は、なかなか他産業の方や町民の方につかめないと思います。

それで、私、町長が施政方針で述べられた3つの取り組みがありますね。これは、要するに経営体育成支援と、それから新規就農者の人材強化支援、そして都市農村交流事業、こういった3つの施策に絡めまして、いま一度町がこれからこの問題を解決するために、こう取り組んでいきたいんだということを具体的に、ちょっと説明願えないでしょうか。

○経済環境部長（竹内康雄君）

杉浦議員の御質問でございますけれども、人・農地プラン、それから中間管理機構、それから3つの代表的な施策の御質問でございます。

美浜町におきましては、各小学校区を単位といたしまして、人・農地プランというものを作成しております。これはどういうものと申しますと、繰り返しになりますけれども、地域の農業の担い手であります農業法人、それから認定農業者、新規就農者、これも役所言葉ではございますけれども、この方々もいずれも人・農地プランの中に位置づけられた方々でございまして、いわゆる地域農業の担い手ということになるわけでございます。

そして、その一方で、農地の貸し手であります農地は持っている非農家ですとか高齢の農家、もう実際に農業経営をする方が非常に高齢になってなかなか難しいという農家も含めまして、農用地利用組合ですとか工区の役員の方など多くの方に御参加をいただいて、そこで徹底して地域の課題を話し合いしていただきまして、地域の農地利用について集積、集約化していこうと、そういういわゆる未来の設計図をつくっていきたいと考えております。

結局小さな農地がばらばらというんでしょうか、そういうことではなくて、やはり集約、集積をしていきませんと、国ももう既にそういう農政がかじを切っております。そういうものの中にやはり乗っていきませんと、いろいろな補助施策も受けられないということにもう既になっております。

そして、今、申し上げたようなまとまった計画を実現するために、いわゆる農地中間管理機構という、さっき町長も壇上で申し上げましたけれども、そういった機構を活用していただきまして、地域ぐるみで農地の集積、集約化を進めてまいりたいと考えております。

本議会の冒頭に町長が施政方針でも申し上げましたですけれども、農業振興への取り組みといたしまして、意欲ある農家の規模拡大及び経営の多角化などを応援するための経営体育成支援事業を実施するとともに、これは1つ目でございますけれども、新規就農者の経営安定を図るための農業人材力強化支援事業、これは2つ目でございますけれども、推し進めるという考え方を示しましたけれども、まさにこれらは地域の担い手への支援策であると考えております。農業を含めた産業経済に活力あるまちづくりを推進していくところでございますので、これらを使ってしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。まずはそのような説明で御理解を頂戴したいと思います。

○5番（杉浦 剛君）

それで、どうでしょう。まずやはりさっきの市街地の再編モデルでないんですけれども、一つ一つの村の人たちをとにかく集めて、徹底的な話し合いをしていこうということですよ。ですから、今年度からそういったことをもちろんやっていかれると思うんですが、どういうふうな手順でやっていこうと考えていますか。

先ほど農業委員会が昨年調査し、まとめた遊休農地マップも夏ごろから皆さんに公表していくんだということです。それをもとにたたき台として、その検討に入ると思うんですが、その辺、ちょっと具体的にお願いします。

○産業振興課長（天木孝利君）

杉浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しました農業委員会で作成しました現地調査、遊休農地マップの件ですが、一応この夏までにはその各地区全て整備をしたいと考えております。

その実態をもちまして、各地区にともかく今はこういう状況ですよということをまずはお示ししたいと考えております。そうしまして、先ほどの市街地再整備ではございませんが、全てを一遍にはできませんので、まずは先ほど申し上げた各学区ごとに一応農地プランをつくっておるということの中で、まず基本的な地区として1カ所を選定いたしまして、そこの地区に重点的にまず入りたいと考えております。地区としてはJAとも相談をしております、今のところ河和地区で入りたいと考えておるところですので、よろしくお願いします。

○5番（杉浦 剛君）

わかりました。それとは別に、私のところの布土の地域は新規就農者の方がすごく多いんです。それで、ぜひ話し合いをしてくれというところの声が多いので、そういう要望があったら、ぜひとも河和と別メニューで入ってきていただいて、これから話し合いにも行政が加わっていただいたらありがたいかなと思っております。

それでは、3番目の質問の再質問に入ります。

国の国策でもある再生エネルギー事業、これは錦の御紋でありますね。本当に大号令で始まったことでありますけれども、ここに来て買電価格が少しずつ下がってきたり、総務部長の説明のときにもありましたけれども、ややもう陰りが見えてきたかなということもお聞きしておりますし、この間、例えばパナソニックの屋根に乘せる太陽光のパネルが物すごく減っているらしいんです。ですから、一つのそういったものはあるにせよ、我々が目にする武豊のインターから下ってきますと、もうはげ山になっちゃうわけですね、突然。そういった風景を見る方が、どうしてこういったことが簡単にできるんだというような声いっぱいあるんです。

私もこういった質問をするときには、いろいろと担当者の方と話していたり、勉強しておりますと、1,000平米以下は届けなくてもいいんだということもお聞きしますけれども、あれだけの大規模なものを開発する場合には、壇上での説明も求めましたが、質問もありますけれども、具体的にどういう、例えばここは国定公園地内ですよね。山林でも美浜町は特に今までなぜ列島改造論のときに守られ、そして、バブルのときにこれだけ何百町歩という山林が守られたかという、保安林と砂防林の網がかぶっていたということがあるんです。それはきっとさわれないだろうと。僕ら工区の事業をやったときに、保安林をさわるときに、物すごい大変だったことを覚えておりますから、さわれないだろうという思いがあるんですけれども、いま一度具体的にどういった法令に基づいて、こういったパネル設置のああいうことがなされているのかということをもっとお聞きしたいと思うんですが、わかりやすくお願いします。

○経済環境部長（竹内康雄君）

杉浦議員の御質問でございます。議員も今、おっしゃったとおり、再生可能エネルギーの買い取り制度が始まってから、一気に太陽光発電が進んだわけでございます。本町におきまして、一番代表的な例を旧都築紡績跡のメガソーラーでございますけれども、あれが一つ象徴的なものかなと思います。

それとは別で、今の御質問の太陽光発電設備に当たって、町に届け出が必要だとかどういうものがあるんだということでございますけれども、自然公園法とか農地法ですとか、さまざまな方法があります。ほかにも砂防法ですとかあるやに聞いておりますけれども、自然公園法においては、1,000平米以上の施設を設置する場合には届け出が必要でございます。国定公園になりますと、いわゆる許可ということになってまいります。

しかし、今申し上げた自然公園法においても、市街化区域は対象外でございます。ということでありますので、町に届け出は必要ないということになります。それから、調整区域であっても、施設の設備の面積の規模が1,000平米未満の場合は、これも届け出が必要ないということになってまいります。各法令にそれぞれいろいろな決まりがあって、先ほど町長が壇上で申し上げましたように、現在、美浜町内にあるものについては、法令違反はないというふうに言わざるを得ません。仮にもし途中でそういうものがあれば、当然それは指導して、改善をしていただくということです。確かに私どもが知多半島道路なんかを走っておっても、「うわ、こんなにでかいのは」というのはあるわけでございますけれども、しかし、それが法令違反かと言われると、そうではないと言わざるを得ないというのが現実でございます。

○5番（杉浦 剛君）

なぜこういった質問を何回もしているかなということで、私の一番の危惧を申し上げますと、こういった事業系の、まず事業系のことなんですけれども、20年ぐらいの償却期間を終えた後に、ああやって山林に放置されてしまうんじゃないかということがいろんな方からも聞きます。あれだけ許可をしておいて、じゃその後の撤去のことに關してはどうなっているんだということの素朴な質問が多くて、ああいう粗大ごみを、ましてや台風やいろんなもので崩れたままで放置されたものが美浜町の山の至るところに、畑の至るところに置かれたままではどうして

も困るじゃないかと、先々。そんなことから質問に及んでいるわけですがけれども、なかなか今、部長が説明したように、どこをどう考えてもグレーな、法律をすり抜けるようなみたいなことで、報告義務もないんでしょう。設置後の報告義務、ないですね。

それで、私はずっと思っていて、これを何とか条例まではいかなくても、いわゆる事業後の撤去に関する取り交わしができないものだろうかと。そういった条例がどこかにあるのかなというふうにも思ったんですが、なかなかないということも聞きました。

それで、ぜひ美浜町の優秀な職員の方たちで検討してもらいたいなということの最後、お願いをして、検討していただくということで、閉じたいと思うんですがけれども、そのときに1つ、天木課長からとても朗報を聞きました。というのは、平成29年度から、4月1日ですよ、減価償却の中に撤去義務が全部入るということを聞いたんですが、もう一度確認します。天木さん、それでよろしかったですか。

○産業振興課長（天木孝利君）

杉浦議員の御発言でございますが、経済産業省のほうの太陽光発電設備の認定の際の認定基準が一応制度改正されるということで、議員おっしゃるとおり、平成29年4月1日から施行されるわけなんですが、申請の段階に当たって、要は将来的な、廃止する際、廃棄するまでの計画についてもちゃんと適正なものにしないよという認定基準に変更はされたということでございます。

なぜされたかというのが、まさに議員おっしゃるとおり、各地域で問題になってきて、国としてもその分を認定基準に見直したということでございます。

○企画部長（沼田治義君）

私どものほうで、この土地開発行為に関する資料、各課を取りまとめしておりますので、先に、全般的な説明をさせていただきますけれども、まず、県の土地開発指導要綱という要綱がございまして、こちらで1ヘクタール以上の土地開発につきましては、開発業者に対して法令に基づく申請前に事前審査という形のもので、適正な指導を行っております。

この事前審査につきましても、この要綱が昨年の12月1日に改正をされまして、先ほど議員が言われるように、太陽光の開発が多いということで、その立地基準というのがございまして、その中に災害の防止だとか地域の自然環境の保全、住民の生活環境等に著しく影響を及ぼす場合は、ここで指導を行いますよというものがございます。

ですから、1ヘクタールを超えるものについては、そういう指導を受けて、業者は行っておるという状況でございますが、1ヘクタール未満の開発につきましては、この要綱の適用の除外になります。そうしますと、あとは個別法の対応になるということで、先ほど来出ているような農地法だとか自然公園法だとか、こういう手続をやってもらって整備をするということです。結論から言いますと、個別法の手続さえクリアができてしまうと、開発のほうは進んでいくというものでございます。

議員が御指摘をされている1ヘクタール未満の開発についても、やっぱり町として指導はしていないかんじじゃないかというのは、もちろん私どもも重要であると感じております。私どものまち以外、武豊も南知多もそうですね。同様な問題を抱えております。私どもとしては、県に対して、美浜町だけでなく、やっぱり統一的、広域的な指導ができるような仕組みをぜひお願いしたいと、要望を上げとるのが今、現状でございます。

そうした中で、もう一点、今、杉浦議員が言われた条例制定というのがございます。1ヘクタール未満の開発を町の条例をもって指導・規制をしていくというものでございますが、今、私も調べたんですがけれども、愛知県の自治体では、太陽光の施設に特化した条例というのはない、ございません。全国では、環境保全に関する条例

というようなものはあるように伺っておりますが、ちょっと私のほうも、そこら辺の先進地の取り組みをしっかりといろんな課とも調整をしながら、今から勉強を進めていきたいと。まずもって、県にはそういうお願いをしておりますし、私どもとしても勉強は続けていきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○5番（杉浦 剛君）

今回は質問しがいがありました。本当にちょっと明るい回答をいただきまして、ぜひそういったまだ1ヘクタール未満の件についても、検討・勉強を続けていただきまして、本当にみんなが私悪いと言っておるわけではありません。誤解を招かないように言いますけれども、本当にこのことからいろんな方に迷惑かからないように、また景観も、本当に美浜町のいい景観を守っていただくように願って、こういった質問をしておりますので、今後ともひとつ職員の皆さんもこの件に関しては、検討・勉強していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。杉浦君は自席に戻ってください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により3月10日から3月13日までの4日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月13日までの4日間を休会することに決しました。

来る3月14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後4時42分 散会〕

平成29年 3 月14日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成29年 3 月 14 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 2 号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 10 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 12 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 13 号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 14 号 平成29年度美浜町一般会計予算
- 議案第 15 号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 17 号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 19 号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第 20 号 平成29年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２７名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	坂 本 順 一 君	経 済 環 境 部 長	竹 内 康 雄 君
建 設 部 長	斎 藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	杉 本 康 寿 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	企 画 政 策 課 長	磯 貝 尚 美 君
秘書広報課長	谷 川 徳 寿 君	住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君
福 祉 課 長	西 田 林 治 君	子 育 て 支 援 課 長	山 下 幸 子 君
健康推進課長	齋 藤 孝 茂 君	産 業 振 興 課 長	天 木 孝 利 君
環境保全課長	岩 本 健 市 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	石 川 喜 次 君	水 道 課 業 務 係 長	中 川 徹 君
学校教育課長	日 比 郁 夫 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君
学 校 給 食 センター所長	夏 目 明 房 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

きょうはホワイトデーということをさっき事務局から聞いて、すっかり忘れていました。

昨日は布土コミュニティ「あう」の開所式が行われまして、多世代の交流の場として整備されたわけでございます。きのうも帰ってから、今地域ではやはりコミュニティというものが大変不足しておりまして、うちの地域は割に若い世帯がおるわけですが、なかなかそういう集まる場所となくて、今、抱えております地域防災、また消防団員不足、いろいろな役員を選出する時期であります、なかなかそういう役員も決まらないというので地域が困っている次第であります。やはりきのうそういう開所式があったわけですが、改めてコミュニティということを考えさせられるそんな 1 日でありました。

それでは、始めさせていただきます。

お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

鈴木水道課長でございますが、病気療養のため欠席させていただき、代理として中川水道課業務係長が出席を

していますので、よろしくお願いいたします。

次に、総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○総務部長（本多孝行君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、1点訂正の報告をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

去る3月7日に行われました提案理由の説明におきまして、議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）の説明中、3款1項民生費「8目福祉医療費」においてと申し上げておりますが、これは「8目臨時福祉給付金支給事業費」においてでございますので、訂正をいたします。

繰り返します。説明におきましては、「8目福祉医療費」においてと申し上げましたが、「8目臨時福祉給付金支給事業費」においてが正しいものでございます。この場で訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ただいま総務部長から3月7日の会議における発言の訂正の申し出については、これを許可します。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町監査委員の選任について

○議長（森川元晴君）

日程第1、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを採決します。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

日程第2 同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森川元晴君）

日程第2、同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決しました。

日程第3 議案第2号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第2号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより議案第2号 町営住宅建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第４ 議案第３号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第４、議案第３号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第５ 議案第４号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第５、議案第４号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第６ 議案第５号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第６、議案第５号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第７ 議案第６号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第７、議案第６号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第7号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第8、議案第7号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

通告してありませんが、確認の意味でちょっとお願いしたいと思います。

中身は課税限度額を上げることだったと思いますけれども、これについて意味するところの確認、いわゆる高額所得者というか、応能負担に合わせて上限を上げるということのように私は理解するんですけれども、それでよかったのかと、知多郡の5町の状況はどうなのか確認したい。

それから、もう一つは、このことが例えば医療分も支援分もですけれども、年収でいくとどのくらいの方が該当するものなのか。率直に上げた場合に、何人ぐらいの方が該当するものなのか教えていただきたいと思います。

○住民課長（茶谷佳宏君）

それでは、ただいまの山本議員の質問にお答えします。

まず最初に、限度額を上げることによりまして、応能の負担、要は所得の多い人の負担をふやすということによって、中間層の負担をふやさずにおくということのために、法律のほうで限度額のほうが上がってきております。そのために、今回1年おくれで美浜町のほうも限度額を引き上げるものでございます。

その次に、5町の状況、知多郡5市5町の中で既にこの限度額に上げているのは、28年度からは常滑市1つです。それから、今度29年度においてこの限度額に上げるのは、美浜町を含めて5つの自治体が上げる予定をしております。

それから、年収について、どのくらいの年収の人が該当するかということですが、医療分、それから支援分、それぞれ税率が異なりますので、異なりはするものの、1,000万円ぐらいの方が該当になってくるかと思っております。

それから、今回の引き上げによりまして、どのくらいの人数が該当するかということですが、医療分のほうで約40世帯、支援分のほうで約60世帯、これはあくまで28年度の所得、予算作成時ですので11月時点になりますけれども、また29年度の所得におきましては、判定が変わってくるかと思っております。それによりまして、それぞれ2万円ずつ引き上げますので、2万円を掛けますと約200万円を超えるぐらいの金額が影響額として出るものと考えております。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

いいですね。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第9、議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第10、議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森川元晴君）

日程第11、議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第12 議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（森川元晴君）

日程第12、議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（森川元晴君）

日程第13、議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第14、議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第15 議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算から

議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（森川元晴君）

日程第15、議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算から議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次、議事を進めます。

平成29年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点に御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については平成29年度一般会計予算を除き、1議題1議員につき3回までを限度としますので、御了承お願いいたします。

最初に、議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつその内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれ区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

29年度の歳入ですけれども、予算化するときに、29年度は財政が今までと違って大分持ち直してきたのか、それともどんなふうに見てとったのかお答えください。

○総務部長（本多孝行君）

例年に比べて持ち直してきたかということでございますけれども、何回かお答えしておりますように、収入のほうは非常に厳しい状態は継続しておるというふうに考えております。特に主たるものである町税につきましては、やはり少子高齢化、特に高齢化です。今まで働き手でどんどん町民税を納めていただいた方が、徐々にリタイアする年になってきております。そういうふうに考えますと、やはり町民税の歳入は、減少になる傾向は続くと思われまふ。

また、法人町民税につきましても、やはり景気動向に大きく左右されるということもございしますので、確実なものは言えないということもございします。

また、固定資産税につきましては、土地の下落がやはりまだ続いているということは大きな減少要因であります。建物のほうにつきましては、ややちょっと落ち着いてきているようには感じますがけれども、土地の落ち込みというのはやはり大きな減少であることには間違いないと思ひます。

また、償却資産につきましては、太陽光発電の新設ラッシュがちょっと一息ついたような感じを受けておりますので、微増ということでございします。

また、国のほうからの交付税につきましても、国の施策でころころ変わらして、数千万円から1億円という台がやはり減るということもございしますので、この辺を全部含めまして、じゃ回復しているかというふうに言われますと、相変わらず厳しい状態であるという言葉になってしまいますので、その点を御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

37ページの児童虐待・DV対策等総合支援事業、つまりドメスティック・バイオレンスですけれども、この事業について、どのようなものを考えて算定しているんですか。

○議長（森川元晴君）

鈴木君、これ歳入でということですよ。

○厚生部長（坂本順一君）

こちらの費用について御説明をさせていただきます。

こちらは国庫補助金でございまして、歳出のほうの家庭児童相談員にかかる賃金の2分の1の分を国が負担していただくものでございします。児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認といったような事務にかかっていたための臨時職員の賃金に充てております。

以上でございします。

○議長（森川元晴君）

鈴木君、3回目ですので。

○3番（鈴木美代子君）

41ページの社会福祉負担金ですけれども、内容をもう少し教えていただきたいんですが。

43ページの南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金277万5,000円、これも具体的に教えてください。

51ページの公共施設整備基金繰入金1億3,500万円、これも具体的に教えてください。

○厚生部長（坂本順一君）

それでは、社会福祉費負担金、4つの項目立てをさせていただいております。行旅死亡人取扱負担金につきま

しては、身元不明の死亡人が出たときに、火葬、埋葬に関する費用は一旦町が負担をして全額払います。その後、愛知県が負担金として町に入れていただく金額をこしは2件計上させていただいたものでございます。

次に、障害者自立支援給付金、それとその下にあります障害児入所給付費等負担金、これは関連がありますので、あわせて説明をさせていただきます。

障害者福祉サービス事業費として、町が障害者に給付したサービス費に対して、国が2分の1負担、県と町が4分の1負担することになっておりまして、この4分の1の負担額を計上したものでございます。上のほうが18歳以上の方を対象に、下の障害児のほうが18歳未満ということでございます。

それから、低所得者保険料軽減負担金でございます。

こちらにつきましては、介護保険の低所得者対策として、65歳以上で所得の第1段階の保険料の一部を減額するものでございます。その減額した分を県の負担分として計上したものでございます。こちらのものにつきましても、国が2分の1、県と町が4分の1になりますので、4分の1の負担額を計上したものでございます。

以上です。

○防災安全課長（石濱克彦君）

続きまして、南海トラフ巨大地震の補助金について説明いたします。

南海トラフ巨大地震等に関する防災対策の確立を図るため、市町村地域防災計画等に基づいて、市町村が早急に対処しなければならない地震防災対策事業に要する経費に対する愛知県からの補助金でございます。主なものといたしましては、浸水津波ハザードマップ1万3,000部の補助金、野間中学校防災倉庫備品の補助金、災害用簡易トイレ、アルミマット、避難ルーム等の補助金、消火栓用器具・ボックス・ホース・管鎗等、消防団活動支援として、消火栓用ホース45本、消防備品として雨がっぱ等が入っておりますので、よろしくお願いします。

○総務課長（杉本康寿君）

公共施設整備基金繰入金についての御説明をいたします。

公共施設整備基金繰入金は、美浜町公共施設整備基金の設置及び管理に関する条例に基づき、「公共施設整備の財源に充てるときに限りこれを処分することができる」とあり、平成29年度当初予算における道路等の公共施設整備に要する財源として繰り入れを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですね。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

通告してありますので、順次よろしくお願いします。

2款の総務管理費の中で防犯対策事業、いわゆる防犯灯の整備があると思いますが、率直に大学のあるまちでありながら、暗いという指摘をされております。控室でよそのまちから、おい、美浜の議員は何やっておるんだと。おらのまちの学生が美浜が暗いと、そういう話題も出たところですよ。防犯灯新設について、昨年から見て引き上げられたのか、また今後そういう計画があるのか。特に奥田地域の暗さを前にも指摘したことがありますの

で、どんな対策をとっているのか確認させてください。

それから、3款児童福祉費の中の美浜町保育所再編計画作成委託というのがあると思いますが、委託先をどのようなところを考えているのか。委託に当たって、町はもちろんだうしたらいいかを相談することだと思いますが、例えば1案、2案、3案みたいな青写真を持っているのか。そういうことを持って当然相談するものだと思いますけれども。それから、もう一つは、この計画作成、委託とは関連してくるわけですが、町民の例えば円卓の会議だとか、町民各位からのワークショップなんかも含めた意見徴収をどういう形で取り組むのか。そういうスケジュールも含めてお願いしたい。これ、後半のほうで、また10款の教育費の中にも学校再編計画がありますが、それと関連するので、そこと同じところというのか、関連したところに委託するのか、委託先についても確認したいと思います。

それから、もう一点、4款の保健衛生費、浄化槽整備事業調査等業務委託というのがあると思います。同じように委託先、委託内容、この報告書を受けて、その後のスケジュールはどういうふうになっているのかお願いしたいと思います。

以上です。

ごめんなさい、もう一点。ちょっとこれ通告していませんが、3款の民生費の中に放課後児童クラブ運営費の中で、臨時職員賃金というのがありますが、29年度に国のほうが放課後児童クラブ・学童保育関係の職員の待遇改善ということで予算化されているようにお聞きしております。通告はしていませんけれども、事前に担当者にお聞きしていますので、5年以下の経験者で月1万円程度のアップ、5年から10年で月2万円ぐらい、10年以上だと月3万円、年間三十何万円、そういうのが出るようになってはいるんですが、これらの分がこの予算の中に反映されているのか。制度の開設も含めて、町として今後どう取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（石濱克彦君）

山本議員の御質問にお答えします。

まず、先ほどの奥田地区が暗いという御指摘でございますけれども、私どもといたしましては、町全体を通して遜色はないものと考えておるところでございます。

それと、奥田地区におきましては、毎年、地域安全環境調査としまして、町、奥田3区長、家主組合、学生、福祉大学教員と合同で調査を行っております。この調査は、通学で利用する道路等を歩き、安全、防犯の観点から現状と改善点を調査する。その調査結果をもとに、美浜町におきましてその後暗い所は街灯をつけたり、危ないところはするようにカーブミラーをつけたりというようなことを随時行っているところでございます。そのことにつきましては、平成28年11月17日に、夜間に調査を行っております。この調査は昭和63年から随時行われておるところでございます。それで、御指摘の街路灯につきましては、順次、町全体を見ながら進めておるところでございます。

それで、先ほどの奥田地区の暗さの指摘でございますが、国道を管理している愛知県及び半田警察署に対しまして、交通安全灯の要望を行っておったところ、そのことを含めまして、奥田地区に新たに県の交通安全灯が新設されたものと私どもとしては考えております。また、奥田区とは町道と国道と接する道路部分の街灯のLED化を今現在、協議して進めておるところでございますので、またそのことにつきましては順次進めていきたいと考えておりますので、一つよろしく願いいたします。

以上です。

○厚生部長（坂本順一君）

保育所の再編計画の策定委託料の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

委託先については、コンサルタントの事業者の予定をさせていただいております。

それから、町の青写真、構想につきまして、どのように位置づけているかにつきましては、今回の研究とか検討の業務によりまして、人口の動向とか施設の状況、少子化、共働き世帯の増加、地域性などあらゆる点を勘案して検討することで、適正規模、適正配置、適正な保育量等が見えてきますので、その見えてきた時点で、青写真とか構想につきましては、当計画を進めることで描かれてくるものと思っております。

それから、来年度より町内の市立幼稚園におきまして、幼保連携認定こども園として開設されます。幼稚園機能と保育所機能が同時に利用可能になるということから、入所施設の選択肢もふえてまいります。そちらの動向も視野に入れながら、検討していかなければならないというふうに考えております。今後、保育所がどのような形態の保育施設として運営できるかということもあわせて検討させていただいて、今後の保育施設の適正化を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

計画策定に当たってのスケジュールにつきましては、今後、事業を検討する中で調整をしてまいりたいというふうに考えておりますので、現段階ではお示しすることはできません。

それから、先ほど学校と同じような計画ということですので、あわせて行う予定をしております。

以上でございます。

○子育て支援課長（山下幸子君）

先ほどの放課後児童クラブ臨時職員の賃金のキャリアアップに対する処遇改善の件で、子ども・子育て支援交付金の中でそういった項目がございますが、先ほどおっしゃられた1年以下ですとか、5年以上ですとか、そういったいろいろ条件がございますが、現在のところ全臨時職員を定まった方に主に入っていただくという形態より、そちらの10人ですとか、そういう人数割りで回しているという状況がございます。その中でほかの仕事と兼務、要するに教職員を兼務しながら入っていただいている方が主なんですけれども、そういった方たちが今4年数カ月がたちました。こちらのほう、5年以下の場合ということでございますけれども、今キャリアアップということで、講習会が県のほうで行われておりますので、そちらで順次皆さんが講習を受けていただいて、キャリアアップ、資質向上研修もございまして、そちらのほうも受講していただいているところでございます。

ですので、そちらについて、まだこちらに該当する方が見えないかなというのは、私たちの考えでございまして、また賃金自体が町全体の臨時職員の職種によって、人事によって定められた賃金を定めておりますので、それ以外との、要するに学校の先生ですとか、看護師さんですとか、そういった専門職の方たちの賃金の均衡を図るというんでしょうか、そういったこともございますので、処遇改善に必ず当たって、こちらの放課後児童クラブだけで責任ある仕事をされているということでもないものですから、ほかの事業所に行っていられっというんでしょうか、そちらとの兼ね合いもございますので、今現在こちらのほうに該当して、処遇改善の交付金がいただけるかどうかというのははっきりしておりませんので、また皆さん全ての方が研修を受けられて、そちらの放課後児童クラブを専門でやっていただいているという方がございましたら、順次、今後検討していく項目かとも思うんですが、そちらにつきましては、やはり人事のほうともほかの職種との兼ね合いもございますので、その後に検討していくことかと思っております。

ですので、29年度につきましては、そちらの交付金を使ったキャリアアップの処遇改善は行っておりません。

○環境保全課長（岩本健市君）

浄化槽の整備事業調査等の業務委託について説明させていただきます。

この業務につきましては、コンサルタント業者を予定しております。委託の内容につきましては、町内の浄化槽整備のため、町の地域の状況を把握、調査し、財政計画、実施体制、条例規則等を踏まえた上で、平成28年度

で行ったアンケート調査の結果を十分に把握し、美浜町に適した浄化槽の整備事業計画を策定するものであります。

また、平成29年度以降のスケジュールでございますが、平成29年度の調査結果・計画等、内容をよく精査した中で、今後の整備内容等を定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

皆さんに、今からもう一回聞くんですけれども、申しわけない、ちょっと風邪気味だったものだから、もう説明したのがありましたら謝らなければいけないと思うんですけれども。

まず、75ページの愛知用水の受益負担金ですけれども、これ質問したことないんですけれども、今まで。ちょっと説明してください、どういう意味かということ。

それから、77ページの婚活支援業務委託。同僚議員が頑張って婚活についてやっていますけれども、具体的には29年度は何を予定しているのかお聞きします。

それから、77ページ、同じ。美浜イルミネーションの実行委員会の負担金220万円ですけれども、イルミネーションにしては額が大きいかなと思うんですけれども、29年度と同じものを想定しているのか。

それから、コミュニティ事業の補助金500万円ですけれども、これは具体的に何を考えているのかお聞きします。

それから、リニア中央新幹線建設促進期成同盟については毎回聞きますので、これは今までと同じ答弁かもしれませんが、民間の企業にこうして行政がお金を出すのはどうかと思うんです。これについては、今までと同じだったら答弁はいいです。

81ページ、基幹業務使用料、これも私はよくわかりませんので、説明してください。

それから、89ページの資産評価システム研究センター負担金、これは何をするとところかお聞きします。

103ページの民生委員の施設視察車借上料、同じ社会福祉施設借上料と2つあるわけなんですけれども、これは2つとも一緒じゃないものですから、もう少し詳しく書いてください。

それから、107ページの保養施設利用助成事業、これについては、私は最初的时候から知っているんですが、老人福祉センターのかわりに谷川町長が保養施設の利用助成をやったと思うんですけれども、これについて1人3枚だったのが、利用券が2枚になったり、いろいろだんだん年齢が上に引き上げられたり縮小されているんですけれども、それについては、今もそういった額を縮めるやり方は、これからも続けていくとして今回やったのかどうかお聞きします。

もう一つは、ダイヤモンド婚ですけれども、金婚式も兼ねて金婚ダイヤモンド婚なのか、それともダイヤモンド婚だけなのか、その辺を教えてください。

それから、111ページの意味疎通支援事業委託金。これは町主催とありますから、意味疎通支援事業で委託料で町主催とないのもあるんですけれども、この2つはどういうことを意味しているのかお聞きします。答えてください。

○総務課長（杉本康寿君）

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、愛知用水受益者負担金について御説明をいたします。

愛知用水受益者負担金につきましては、本町が個人の方より寄附を受けた土地が農地でありますので、その農地に係る愛知用水受益者負担金でございます。この負担金につきましては、個人の方から平成12年12月に美浜町のほうに所有権移転しておりますので、平成13年度から、受益者負担金を予算から愛知用水土地改良区へお支払いしているものでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、婚活支援業務委託料についてでございます。

こちらにつきましては、少子化対策だとか未婚率の増加の解消、またまちが活性化する若い夫婦の定住を目的として、結婚を望む独身者へのイベントや日常的な婚活支援についてより効果を高めるために、婚活業者にセミナーを委託するものでございます。

平成29年度に予定している内容といたしましては、婚活イベントの参加者を対象といたしましたコミュニケーションのとり方ですとか、それから自分の魅力を最大限に発揮できるような婚活パーティーでの攻略法ですとか、そういったものを経験豊富な講師を招きまして、実践セミナーを行っていきたいというふうに考えております。最近、せっかく婚活イベントを実施してはいるんですが、やはり御自分に自信がないとおっしゃいます参加者の方が多いのが気になります。そういったところで、事前にセミナーを受けていただくことによって、自分に自信を獲得して、少しでも多くたくさんの方にこの事業が結ばれていくようにというふうに思っている事業でございます。

また日常的に婚活支援に御協力をいただいております出会いサポーターの方を対象として、日常的にお願いできるようなネットワークづくりのセミナーを予定しているところでございます。

第2点目です。美浜イルミネーション実行委員会負担金220万円についてでございます。

これにつきましては、平成28年度に立ち上げました実行委員会を中心といたしまして、イルミネーションを題材といたしまして、子供から高齢者まで住民の皆様に参画をしていただくということを第1の目標といたしまして、楽しんでいただくイベントとして実施するものでございます。本年度も昨年度のように、冬の夜空を彩るイルミネーションを初め、竹灯籠の会の方や町内の若い女性の方でワークショップマーケットに参加していただきましたが、そういった若い女性の特技を生かしたものですとか、それから保育園の園児、小学生、大学生、それから高齢者サロンに参加している高齢者の方々など、多くの方の得意分野を生かして、参画を得て意義深いものにしていきたいと考えております。

実行委員は全部で16名おりまして、これまで商工会を中心に実施していただいたものだったんですが、それからイルミネーションの電飾関係のものを譲渡いただきましたが、やはり消耗品でございますので、今年度も50万円ほどかけて、消耗品として入れかえを行っております。

ただ、来年度につきましては、さらに場所の見直し、それからもう少し住民の方に参加していただけるような楽しいイベントをぜひ実施していきたいという実行委員の方の思いもありまして、今年度の振り返りを生かしまして、新年度もさらに拡大・充実させて住民の方に1人でも多く参加していただいて、まちのにぎわいを創出していきたいと考えております。

この事業につきましては、イルミネーションということももちろんそうなんですが、この実行委員会の方たちを中心といたしまして、大勢の方に参加していただいて、自分の特技を生かすということと、竹灯籠を初め、町内の資源を最大に活用していただいた形で実施をしていくと考えておりますので、まちづくり事業の一環として

地方創生推進交付金の対象となるように、2分の1補助がいただけるように申請していくものでございます。

それから、第3点目でございますが、コミュニティ事業補助金の500万円でございます。

本事業につきましては、以前よりもあるものでございまして、老朽化の進んだ浦戸区老人憩の家の建てかえ工事に要する経費に対して、本町が補助を行うものでございます。これは美浜町コミュニティ事業補助金交付要綱に基づくもので、公民館などの施設の新築ですとか、また改築に要する費用で、総事業費1,000万円を超えるもので、ほかの建物施設整備補助金の交付を受けないものに限り、当該年度の予算の範囲内において2分の1以内、500万円を限度として補助をするものでございます。

なお、本補助の申請に当たりましては、当該年度につき1補助事業者、1事業として、この補助を受けてから翌年度から起算して5年間を経過しなければ、次の補助は受けられないということも決まっております。申請の採択に当たりましては、内容を審査いたしまして、町長が決定するというふうに必要な事項で定められておりますので、老朽化の進んだ浦戸区の老人憩の家の建てかえ工事に要する経費として、500万円計上しているものでございます。

その次に、リニア中央新幹線建設促進期成同盟負担金の3,000円の方でございますが、これにつきましては、毎回同様の内容で回答させていただきたいと思ひまして、発展のために継続して参加をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○秘書広報課長（谷川徳寿君）

続きまして、基幹業務使用料について御説明いたします。

基幹業務使用料とは、住民サービスに密着したコンピューターシステムでありまして、住民票ですとか、印鑑登録システム、あるいは各種税、各種福祉に関するシステムをここで一括で借り上げをし、使用料をお支払いしているものでありますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（廣澤辰雄君）

それでは、資産評価システム研究センター負担金について御説明させていただきます。

この研究センターについては、地方公共団体の固定資産評価技術向上のための研修会を開催しているほか、最新の土地家屋評価マニュアルの提供、また全国の事例等の提供も行っております。こちらの会には全国の自治体に参加しているところでございます。

本町においても研修会のほうに参加しておりますし、また情報提供も受けるなど、大変参考になっているところでございます。

以上でございます。

○厚生部長（坂本順一君）

それでは、民生委員の施設の借上料について御説明をさせていただきます。こちらは毎年行っているものでございまして、来年度は静岡県掛川市に視察に行きたいということで計上したものでございます。

もう一つの社会福祉施設借上料でございます。こちらは現在美浜町福祉センターとして社会福祉協議会、シルバー人材センター、それから適応指導教室のホープみはまが使用しております旧中部電力美浜営業所跡地の借上料でございます。

保育所施設利用助成事業でございます。こちらにつきましては、70歳以上の方4,650人を見込んでおります。2枚交付をする予定をしておりまして、昨年と同じ形になります。減らすという考えは現在のところございませんので、維持をしていきたいというふうに考えております。

ダイヤモンド婚式の記念品と金婚式とのことでございますが、このダイヤモンド婚式と金婚式は同じ日に社会福祉協議会と協力をして式典を行うものでございます。金婚式の費用につきましては、社会福祉事業の中の委託料の中に含まれております。ダイヤモンド婚式の記念品等だけこちらのほうの予算を計上させていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

意思疎通支援事業委託料でございます。こちらの意思疎通支援事業の委託料につきましては、音声言語機能障害者——耳の聞こえない人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣して実施するものでございます。上のほうは個人に対して行うものでございますので、事前に申し込んでいただくことによってこの筆記者等を派遣するというものでございます。下のほうの町主催事業、主催のものでございますが、こちらは町主催の式典とか各課が実施する各種説明会等におきまして、音声言語機能障害者、耳の聞こえない人から参加意向があるときの対応のための予算として、今年度新たに計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

149ページの負担金、補助及び交付金の中で……

○議長（森川元晴君）

これは次の款だね。

○3番（鈴木美代子君）

じゃ、これは違いますね。はい、わかりました。

107ページの高齢者タクシーの料金助成事業ですけれども、他の市町と比べてこの高齢者タクシーの助成が美浜はどっちかというと少ないほうじゃないかと思うんですけれども、増加する計画なんかはありませんでしたか、予算査定の中で。

○厚生部長（坂本順一君）

高齢者タクシーの料金につきましては、初乗り運賃1.2キロとそれからお迎え代を助成という考え方をしておりますので、それによって金額が上がれば上がるし、下がるようなことがあれば下がるというような考え方をしておりますので、現在につきましては、考え方としては初乗り運賃という考え方でおります。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君、3回目です。

○3番（鈴木美代子君）

この初乗り運賃ですけれども、これについては増額は考えなかったんですか。予算査定の中で、初乗り運賃についてはふやすということはなかったんでしょうか。今までと変わらない額であるのよね。

〔発言する者あり〕

○3番（鈴木美代子君）

ごめんなさいね、金額の話だよ。初乗りの金額の話。予算査定したときに、多少はふやす案はないですか。よその市町と比べると、何か美浜は助成が少ないように思うんですけれども、近隣市町とそんなに変わりはないですか。

○福祉課長（西田林治君）

確かに阿久比町は枚数を12枚より多く発行しているということで美浜町より多いですが、南知多町はこれはないと思います。武豊町につきましても、ちょっと確認不足で申しわけないですが。ですので、近隣の市町と多いか少ないかと言われると、やっているところに対しては少し少ないかもしれませんが、ただ、今申し込み者の利用率が、昨年は59.6%でほぼ60%ぐらい、12枚配っても60%ぐらいの使用、配った方は使用されているということで、ことし、28年度の見込みでは多分57%か58%ぐらい、60%を若干切るだろうということで見込みを持っております。

ですので、枚数については、ふやせば全部使う人もいるでしょうけれども、今のところふやさなければいけないというような動向ではないかなというふうに思っていますので、現状維持。ただし、申し込み者がふえてくれば当然予算額が膨らんでいきますので、申し込み者のほうも27年度は326人だったものが28年度は366人と伸びてきておりますので、申し込み者がだんだん伸びてくるのかなと。また、認知症による免許証の関係、法令改正で変わりましたので、この動向もちょっと気をつけていなければいけないのかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

私は、主に8款のほうになりますけれども、款項目で指摘を、ページ数はありませんけれども資料を出してありますのでよろしくお願いします。

8款4項の港湾費、海岸飛砂対策事業でございますけれども、小野浦とそれから富具崎港の一角の海岸ですね。それから、若松のほうも一定あるのかもしれませんが、この富具崎港の北側の角っこのところの対応ですね。実は、現場を本当に最近また確認させてもらったんですけれども、今までとちょっとやり方を変えたのか、ほとんど対策になっていなくて、あそこは道路ではありませんけれども、管理道路のところからもう住宅地のほうまで上がってきて、すごい状況で、地元の方が危ないからといってもう通行止めになっています。実際に私もはまったんですけれども、車ではまって通れない人が何人か出ているんで。それで、なぜこれまでのやり方を変更したのか。それから、本来これは県の事業だと思いますけれども、この予算を立てるに当たって、昨年も、これまでも対応していると思うんですけれども、愛知県とどんな協議をして、本来愛知県が対策を打たないかんことだと思うんですけれども、せつかく何十万もかけて対応しても、上がった砂を運ぶだとか何かいう二次の費用のほうがかうとかかってくるのかなと思っていますところなんです。

それから、次ですけれども、8款の都市計画費、13節の都市計画基礎調査業務委託ですけれども、どういう内容の調査内容、項目で、どういうところに委託するのか。その検討した結果が今後の事業にどう展開されるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、これまでも何回か出ています次の既成市街地整備調査業務委託。委託先はどういうところを考えているのか。それから、先ほどの別の件でもありましたけれども、委託に当たって建設部として、あるいは町長として、青写真だとか構想をどのように位置づけて発注するのか。何もなくて何かつくってくれということではないと思うんですね。一定、青写真を持って出すと思いますけれども、あわせて先ほども、次の2つの質問も同じ

ですけれども、業者に出して相談を受ける、それから町民からの意見聴取、ワークショップも含めた今後のスケジュールについても確認したいと思います。

それから、次、都市計画費の中の空家等対策推進業務、これも今と同じ中身ですのであえて繰り返しません。どういうところに頼んで、それから青写真を持っているのか、ワークショップ等のスケジュールはどうなっているのかということでございます。

それから、次ですけれども、8款の都市計画費の中の運動公園整備事業業務委託。もう既に新しい奥田の駅前の予算がここに出たわけですが、私たちに示されている、10月末に奥田の公民館の説明会で示された青写真そのもので発注するのか、それとも建設部のほうから変更箇所等があるのか。今度の予算ではどんな、今回の予算でどこまでの作業というか業務内容になるのかお願いしたいと思います。

あわせてもう一点、ここで関連するのは、前も質問しても答えていただけませんでした。ナイター設備について、基本的に含むのか含んでいないのか、お願いしたいと思います。

次に、都市計画費の都市公園整備事業、17節土地購入費。これは総合公園のほうになるのか、奥田の運動公園になるのか、計画のうちの全体の何割ぐらいの土地の購入になるのか、残りの分はどういう扱いになるのか、お願いしたいと思います。

それから、最後です。8款6項住宅費の中の町営住宅取壊工事というのがあると思いますけれども、この第1期工事がこの年度末で終わるわけですが、次の展開に当たって、いわゆるどういう立ち退きをしてもらうのか。今、実はある方からも声がかかって、「私は出て行けないんだけどどうしたものだろう」ということで、現在利用している方の立ち退きの状況、あるいはどういう相談をしているのか、立ち退きを了解してもらえない人にはどういう対策になるのか、2期の工事の全体の日程も含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

○建設部長（斎藤 功君）

それでは、まず初めに海岸飛砂対策事業についてお答えさせていただきます。海岸、堤防等に砂が堆積し、車両の通行に支障を来すと。そういった通報をいただいたその都度、管理者であります愛知県に対してはその旨をお伝えしているところでございます。富具崎港北側の護岸につきましても、砂が堆積し通行の支障となったため昨年度年末に除去していただいたところでございますが、冬場の強い西風により再び砂が堆積してしまい、対応に苦慮しているところでございます。

富具崎港北側の海岸、一色海岸の飛砂対策といたしまして、一昨年、海岸の砂を一部撤去していただきました。作業の際ネットもあわせて撤去しましたが、本年度、海岸部の砂が少なくなった区間を除く箇所に二層に分けてネットを設置したところでございます。また、県は飛砂対策として、小野浦海岸においても大型土のうの設置、砂浜にネットを設置するなどの飛砂対策事業を実施していただいております。町といたしましても、飛砂による町道への悪影響を軽減するため、関係者とも相談の上、若松海岸に簡易ネットを設置し、町道に砂が堆積しないよう試みを行っております。一定の効果を確認したところでございますが、抜本的な解決には至ってはおりません。ネットをどのように設置すれば効果的なのか、現在試行錯誤の上、飛砂対策に取り組んでいるところでございます。

近年、奥田海岸でも砂の堆積が多く感じられるなど、本町西海岸部において飛砂対策が必要と考えております。本格的な観光シーズンを迎えるに当たり、愛知県とも協議しながら飛砂対策について対応等を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、都市計画費の13節の都市計画基礎調査についてでございます。まず初めに、都市計画基礎調査の概要に

つきまして御説明させていただきます。都市計画基礎調査とは、都市計画法の規定によりまして県がおおむね5年ごとに実施することと定められております。

また、県は基礎調査を行うため必要があると認めるときは、町に対し資料の提出その他必要な協力を求めることができると都市計画法に規定されております。この規定に基づきまして、県に提出する資料の作成のため、毎年度委託料を予算計上しているところでございます。

この調査の目的でございますが、1、定期的に調査を行って都市の現況と動向を把握する、2、さまざまな計画策定のための基礎資料とする、3、都市計画以外に防災・福祉などさまざまな計画策定のための基礎資料とするなどとなっております。

調査の方法につきましては、愛知県の都市計画基礎調査要綱で調査のサイクルが定められております。現行の調査は平成28年度から平成38年度までの5年サイクルとなっております、年度別でそれぞれ調査する内容が定められております。平成29年度の調査内容につきましては、5項目の調査になります。

まず1つ目、人口及び世帯規模の調査になります。この調査につきましては、高齢化等の状況を分析するための基礎資料になります。

2、D I D地区の状況調査でございます。この調査は、D I D（人口集中地区）においてその変化の状況を取りまとめ、市街化区域の設定や都市計画の見直しの際の基礎資料として使用されます。

3、住宅の所有者関係別世帯数の調査になります。この調査は、住宅需要の実態の変化を把握し、住環境整備や市街地整備のための基礎調査として使用されます。

4、建物利用の現況の調査になります。この調査は、建物用途別現況を把握し、建築の動向や用途地域との乖離分析を行うための資料として使用されます。

5、新築状況の調査になります。この調査は、市街化の状況を把握しまして、線引きや用途地域の見直し等の検討を行う際の基礎調査として利用されます。

また、委託先につきましては、建設コンサルタントとして国の登録を受けており、本町の入札参加登録名簿に記載されている業者の中から選定をいたします。

次に、同じく都市計画費の既成市街地整備調査業務委託料についてでございますが、業務の委託先につきましては、都市計画基礎調査業務委託と同様に建設コンサルタントを予定してございます。

委託に当たっての町としての青写真、構想をどのように位置づけているかについてでございますが、この整備につきましては、本町の人口、特に若者の減少の一因と捉えている利便性等に欠ける既成市街地の道路拡幅等の整備改善を図り、魅力を高めることが目的となります。

スケジュールにつきましては、これまでの調査で把握しました各地区の現地の状況、課題等の抽出整理を踏まえ、まちの将来像としての基本方針を定めていく予定でございます。あわせて、6地区ごとに道路の配置や広場の選定などを検討した整備構想案を策定しまして、整備の必要性、実現性の高い地区1地区をモデル地区として選定いたします。その後、選定した地区におきまして説明会やまちづくり組織とのワークショップなどを開催し、御意見を伺いながら地区住民の皆様と一緒に整備計画を策定して、できるところから順次進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

次に、空家等対策推進業務委託でございます。委託先につきましては、都市計画基礎調査と同様でございます。この調査は、平成28年度におきまして町内の空き家の現況調査、空き家のデータベースの整備及び空き家所有者のアンケート調査を実施しております。この調査を踏まえ、専門的な知識を有する業者に業務を委託し、空き家等対策計画を作成いたします。この計画につきましては、空き家の現状、課題を抽出し、この課題に対する対策

をまとめるものになりますが、具体的な内容につきましては、空き家の発生抑制の対策、空き家の適正管理の方法、空き家の活用の促進の方策、特定空き家等の対策などに区分されております。あわせて、空き家等対策協議会を設置しまして、8月、10月、12月ごろをめどに3回ほど協議会を開催し、委員の皆様の御意見を伺いながら平成29年度末までに計画書をまとめる予定でございます。住民の皆様の意見聴取につきましては、地区を代表する区長さん、議員の方にも協議会のメンバーとして参加のお願いをする予定をしておりますので、ワークショップ等の開催は現段階では予定しておりません。

なお、今年度、平成28年度にこの計画を策定いたしました東海市さん、武豊町さんにお聞きしたところ、同様の取り扱いでございました。

ほかに、住民の皆様には年明けの1月ごろパブリックコメントを実施し、御意見を募集する予定をしております。

次に、5目公園管理費、運動公園整備事業の委託料についてでございます。平成29年度の委託の内容でございますが、平成28年度に基本構想をもとに意見交換会、住民説明会及びパブリックコメントを通していただきました御意見、御提言のほか、今後精査を行います誘致する大会、利用者数の見込みなどを反映した基本設計を策定いたします。この基本設計において整備の目的、方針、整備する施設や規模を決めることとなりますので、説明会で示した内容とは一部相違するものになると考えております。

その他の業務といたしましては、調整池の予備設計、現況測量、地質調査、クラブハウスの基本設計及び土地鑑定評価などを予定しております。また、ナイター施設につきましては、現時点では必要になると考えておりますが、今後利用者等を考慮した中で検討していきたいと考えております。

次に、同じく17節公有財産購入費についてでございますが、土地購入費1億4,400万円につきましては美浜町運動公園の用地の取得に係るものでございます。平成29年度の運動公園の用地購入につきましては全体の7割程度を予定しており、この一般会計予算のほか、土地取得特別会計予算で3億3,600万円を土地購入費として計上しております。残り3割の土地購入費につきましては、平成30年度を予定しております。また、総合公園グラウンドの拡張用地の購入につきましては平成29年度に予定しており、土地取得特別会計予算にて計上しております。

最後に、6項住宅費、町営住宅施設整備事業の工事請負費の関係でございます。平成29年度に取り壊しを予定している2階建てのC棟に現在入居されている世帯は5世帯でございます。このうち新築住宅への住みかえが1世帯、既設3階建ての町営住宅への住みかえが3世帯でございます。残り1世帯の方につきましては、町営住宅以外に転居を希望しておりまして、現在転居のための住居の片づけを行っているとお聞きしておりますので、退去につきましては全て入居世帯の了解は得ておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○2番（山本辰見君）

一番最後のところで聞いたのが答えがなかったので、住宅の2期の工事の全体のスケジュールを教えてください。そのことが触れられませんでした。

それから、飛砂対策のところでも聞いたんですが、特に富具崎港の北側のところですね。今までと違う形になって、率直に言って、さっき砂も除去したけれどもネットも外したと。ゼロじゃありませんけれども。すごくやっぱり何でとっちゃったんだというのが地元の関係、本当に地元に住んでいる方から、あそこにはお店もあります。海岸にですね。お店もありますから非常に困っているらしいんですけども、そのことをもう一回確認したいと思います。

○都市整備課長（石川喜次君）

住宅整備の２期工事につきましてお答えいたします。当初は２期工事といたしまして、Ｃ棟を取り壊しまして４棟を建築するという考えを持っておりました。その後に新築住宅の募集をいたしました。それで、皆様御存じのとおり、９戸の募集のところ１０人の方が応募されました。そういう状況を見ますと、今本当に４戸建設してもいいかなという考えもございますので、とりあえず来年、２９年度につきましてはＣ棟の取り壊しだけを考えております。それで、現時点におきましてはそういうこともございますので、２期工事は取り壊して終わろうという考えでございますので、お願いいたします。

○建設課長（鈴木 学君）

富具崎港北側の一色海岸のネットの件でございますが、一昨年、２７年度に県のほうでたまりました砂について除去をしていただきました。除去するときに支障となったネットについては撤去したわけでございますが、撤去したことによって砂がかなりたくさんその部分については減りましたものですから、今年度ネットについてはその部分を行わずして、その隣の部分へ二層にわたって今回ネットのほうをさせていただきました。費用的なこともございますが、また、ある程度砂を撤去したという部分もございましたので、今年度においては現在一部ネットがないような状態にはなっておりますが、現状のほうを確認しますとたくさんの砂が堆積しておりまして、年末に撤去したにもかかわらずまたある程度砂がたまっておるというようなことで、私たちもネットをどのような格好ですと一番いいものなのかいろいろと今試行錯誤しておるようなところですので、今後につきましては、海岸管理のほうは当然県のほうでございますので、県のほうともよく協議の上対策のほうをしていきたいかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

２番 山本君。３回目です。

○２番（山本辰見君）

一般質問にならないようにしますが、実はネットは、今のところはこの議場のちょうど倍か３倍に近いぐらいの長さで、今２張したと言ったけれども、その長さはせいぜいこの程度のところに２枚張って、あとはずっとあいておるんです。あけたことが今まで２７年、２６年ずっとやってきた、ネットを張って砂をとめようという、とったということを全く理解できんものですから、しかもネットは、今県が、県がと言うんですけれども、これは、ネットをやっているのは町の予算でセットしていると思いますから、県がとったからいいとかいうことじゃなくて町として、今答弁では町としてどうしたいのか。ことはこうやってみたけれどもだめだったのかよかったのか。もう大体終わるんですけれども、３月いっぱい大体終わるわけなんですけれども、その評価も何もしてなくて、そのことを一番最初に聞いたんです。費用対効果のことでいくと、すごく予算のつけ方がまずいんじゃないか。今度の２９年度の予算でどういう構想を持っているのか、それだけ確認して終わります。

○建設課長（鈴木 学君）

議員のおっしゃるとおりでございます。ネットが全て張ってあればあのような形にならなかったのかなというのも事実でございます。ただ、どのような形でネットをし、一番効率的な形のものができるのかという部分について、一色海岸だけでなくほかのところにおいても、私どものほうで簡易的なネットの設置等を含めた中でいろいろ今試行錯誤しております。一色海岸のほうにおいては、その部分も踏まえた中で、ネットの張り方、これについて、現在特にネットのない部分については今後ネットのほうの設置をどのような形でしていくのかいろいろとまた試行錯誤して、来期は飛砂の対策をきちんとできるような形で県ともまたいろいろと打ち合わせをしてやっていきたいかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

先ほど失敗しました149ページの農林水産業費のところですか。ごめんなさい。農業人材力強化総合支援事業補助金、これは具体的に何を指しているのか。また、地域ブランド化推進事業交付金、これも説明してください。

それから、151ページです。これは少ないかもしれませんが、農業集落家庭排水の処理施設の特別会計繰出金。これが2,578万円とあるんですが、これについて、29年度は何かこの予算で機械を直すとか、何か大きな事業をやるんですかね。とりかえとか。

それと、157ページの放流種苗育成事業補助金、これはアサリの稚貝を放流するんですけれども、ことしで、29年度で3年目になるのかな、4年目になるのかな。結構放流をしているんですが、その効果を把握して29年度はまたお金を出すのか、出す予定にしているのか。その辺はどうですか。

それと、関連すると思うんですけれども、漁場改良事業補助金。これも500万円ですけれども、これも結局漁場を改良するために、アサリなんかをとれるようにするためにお金を出すわけでしょうか。それを答えてください。

○産業振興課長（天木孝利君）

鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、農業人材力強化総合支援事業補助金、これにつきましては、昨年までの新規就農総合支援事業補助金からの名称変更でございます。国のほうが名称を変えましたので、従来の新規就農の補助金ということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、地域ブランド化推進事業交付金、これにつきましては、国の地方創生推進交付金を活用しまして今年度事業を実施しておりますツメタガイプロジェクトですね。地域活性化プロジェクトによって得たノウハウをほかの農林水産品に応用しまして、地域の食材を活用した特産品の開発に取り組もうというものでございます。

今年度はツメタガイ、27年度は生ノリのつくだ煮というふうにやってみりました。これをさらにほかの食材でやってみようというものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、飛びますけれども稚貝放流の補助金300万円、アサリの放流ということでございます。これにつきましては、議員御指摘のとおりもう3年続けておるわけなんです、潮干狩り事業としまして従来、去年も昨年も中止になっておりました。野間漁協のほうも何とか潮干狩りを復活したいということで、稚貝の放流もし、生けすや何かで囲ったりして食害等の対策その他もしてまいりました。今年度の状況もかなり厳しい状況ではございます。また別の件で報告をさせていただきますけれども、西海岸については潮干狩りがまた今年度もちょっと難しいんじゃないかということでございます。そうした中で、新年度につきましても一応野間漁協のほうからその事業について、どうしてもアサリの潮干狩りについては復活したいという強い要望がございます。私どもとしましても、西海岸においての潮干狩り、これをぜひとも復活したいという状況でございます。残念ながら昨年、一昨年の潮と稚貝が育たなかったという実績ではございますが、何とかそれを克服して何とか潮干狩りが復活できるようにという野間漁協並びに町の強い要望でございます。何とかそれについてお応えをしていきたいなという意味での補助金ですので、御理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それから、漁場改良事業の500万円、これにつきましてはブルドーザーによる砂押しの事業でございます。それで御理解をいただけるかと思いますが、ノリ養殖の潮通しをよくすること、一応ノリ養殖対策。それで、これ自身が逆にアサリの養殖にも効果があるんじゃないかということも一部あります。ただ、今年度につきましては、稚貝が育たないという状況において、これを水産試験場のほうでも検証していただいております。

ですが、実績として何ともなっていないというのが実態でございます。何とか復活をしていきたいというふうに考えております。強い漁協の要望を受けまして補助金を交付させていただくという予算でございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○建設部長（斎藤 功君）

予算書151ページの繰出金の関係でございます。来年度、大きな事業が農業集落排水にあるかという御質問だと思います。機能回復工事については既に終了いたしましたので、来年度は一般的な施設整備工事として、来年度予定しているのは水中攪拌機、制御盤の電流計等々の工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

アサリのことについては、担当者の気持ちもすごくよくわかって、私もうまくいくといいなと本当に思っています。それで、やはり300万円の予算を費やすんですから、一応農協さんの強い要望があるという話ですけども、多少は見込みがあるんでしょうか。

○産業振興課長（天木孝利君）

多少は見込みがあるんでしょうかという御質問でございます。見込みがあるという中において事業実施をしていくということでございます。今年度の事業をやるに当たって、漁協さんがやっぱりやめておこうということであれば当然執行はしないつもりではございますが、基本的には潮干狩りの復活ということで、ぜひとも事業実施していただきたいなと考えている事業でございます。お願いします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

以上で5款から8款までの質疑を終わります。

ここで休憩にしたいと思います。再開を10時50分。10時50分をお願いいたします。

〔午前10時32分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9款消防費以降についてこれより質疑に入ります。質疑はありますか。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

191ページです。美浜町学校再編計画策定委託料350万円です。これについては、小中一貫校にするために何かやるような気がしてならないんですが、これは全くの白紙の状態でコンサルタントに委託して調べてもらうわけですか。

次に、207ページです。キャリアスクールプロジェクト事業委託料とあるんですけども、これはどんなことを意味するのか説明してください。

○学校教育課長（日比郁夫君）

それでは、美浜町学校再編計画策定委託料についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、内容等につきまして御説明のほうからさせていただきます。これの委託先につきましては、学校再編の実績を持つコンサルタントを予定しておりまして、今回の委託業務での成果物をもって今後青写真、構想としていく予定でございます。

委託の内容としましては、まず1つ目で、小・中学校の状況把握として児童数・生徒数などの現状と推移及び小・中学校の施設状況の把握、2つ目におきまして、美浜町における適正規模・適正配置の方針を探るために文部科学省における考え方の整理と学校の適正規模・適正配置の整理を予定しておるものでございます。それを踏まえまして、今後のスケジュールや再編のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、お尋ねの白紙の状態かということでございましたので、まず初めから検討していくということでございます。それを踏まえまして、今後のスケジュールや再編のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また進捗状況等お示しできる段階になりましたら、改めてまた御報告をさせていただくということで御了解願いたいと思います。

それと、2つ目のキャリアスクールプロジェクト事業の委託料でございます。これにつきましては、平成18年度から平成28年度に中学校におきまして「あいち・出会いと体験の道場」推進事業というものがございました。体系的な体験活動の推進ということで、中学校2年生を中心として5日間程度の職場体験を実施しておりました。平成28年度よりこの事業名が変更になりまして、キャリアスクールプロジェクト事業と名称を変えたものでございます。県内全公立中学校306校を対象に、生徒が職場の魅力を感じ、望ましい勤労観や職業観を持てるように、職場体験を中心に、このキャリアスクールプロジェクトにおきましては中学校1年生から3年生までの系統的な活動を推進するというものになっております。それで、内容としましては、中学校全ての学年でガイダンスであるとか職場体験、プレゼンテーションなどをして、それぞれの学年で実施するという内容として、県が示すものではなっております。

この委託料につきましては、学校のほうに1校当たり3万円をお支払いいたしまして、その内容としては、使用の内容としましては、講師謝礼等講師にかかわる経費が約半分以上になるようにということでお示しをいただいております。

以上で説明を終わります。

○3番（鈴木美代子君）

美浜町学校再編計画ですけれども、小中一貫校にする、そういう気がないのなら、教育委員会そのものにそういう気がないのなら私は再編計画を別段つくらなくてもいいと思うんですけれども、小中一貫教育にしたいという意思があるのかどうか、あったのかどうか、予算査定のときで。

○教育長（山本 敬君）

一般質問でもはっきりとお答えしましたが、小中一貫校は本町の小・中学校再編の選択肢の一つであるということをもう一度ここで申し上げたいと思います。

○議長（森川元晴君）

ほかに。8番 荒井君。

○8番（荒井勝彦君）

予算の説明のときに伺えばよかったのかもしれませんが、185ページの工事請負費の防火水槽の撤去工事、これはどこの防火水槽をどんな理由でやったのか。そして、なくなるものはもし、来年度というか、その先に新設する予定があるのか、それだけ教えてください。

○防災安全課長（石濱克彦君）

荒井議員の御質問の防火水槽撤去工事のことについてお答えいたします。

今、野間のところで地上型の防火水槽があるわけですが、危ないということもございましてそれを撤去するものでございます。それで、代替施設としては近くに消火栓等があるものですから、新設工事の予定は考えておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですね。これをもって議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですか。質疑なしと認めます。これをもって議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

本予算のほうでもちょっと関連してありましたけれども、購入を予定している奥田、それからもう一つのグラウンド拡張のところの面積と、土地代はどういう単価になるのか。それから、多分こちらの奥田のほうはほとんどが田んぼだと思いますけれども、向こうですと田んぼ、畑、ひょっとしたら雑種地も含めて、平均と、その高い、安いも含めてあるとうれしいですけれども。

○都市整備課長（石川喜次君）

運動公園の面積でございますけれども、全体で8.4ヘクタールでございます。そのうち公共用地等もございますので、今の予定ですと7.数ヘクタールの買収になろうかと思っております。単価につきましては、来年度、29年度で土地鑑定評価を行いまして価格を決定したいと思いますので、現時点におきましては単価は出ておりませんので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

ごめんなさい、今、奥田だけじゃなくて、グラウンド拡張のほうの分はどうなんでしょうか。同じですか。

○都市整備課長（石川喜次君）

済みません。グラウンド拡張の用地につきましては、5.6ヘクタールでございます、全体で。そのうち公共用地もございますので、これも4.数ヘクタールの買収になろうかと思っております。実は、26年度にこの用地につきましては土地鑑定評価を行っております。その単価は、少し見直しをしたいということもございまして、これも29年度に土地鑑定評価の再度見直しをいたしますので、現時点におきましては単価のほうは定めておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

1点だけ確認させてください。体育館から上野間までのところに新しく布設する予定のものが、29年度の予算では全体のどのぐらいになるのか。そして、全体としては2年か3年かでどういう計画になるのでしょうか。

○水道課業務係長（中川 徹君）

議員の質問に答えたいと思います。上野間地区の全体のという意味ですか。

〔発言する者あり〕

○水道課業務係長（中川 徹君）

それは河和線に入る間の全体の幾つかということで……。

○建設部長（斎藤 功君）

済みません、私のほうからお答えさせていただきます。上野間配水池から総合公園まで、全体で約2キロほどございます。総工事費につきましても約2億円。来年度はたしか490メートルの予定をしております。完了につきましては、平成29から平成34年度を現時点では見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

よろしいですか。これをもって議案第20号の質疑を終わります。

以上7件の平成29年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託をします。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月15日から3月21日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、3月15日から3月21日までの7日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る3月22日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時06分 散会〕

平成29年 3 月 22 日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成29年 3 月 22 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開 議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 7 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 9 号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 10 号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第 4 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 11 号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 13 号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 14 号 平成29年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 15 号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 16 号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 17 号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 9 議案第 18 号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 19 号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第 20 号 平成29年度美浜町水道事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 10 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君
 5 番 杉 浦 剛 君
 7 番 横 田 貴 次 君
 9 番 大 岩 靖 君
 11番 野 田 増 男 君
 13番 丸 田 博 雅 君

4 番 石 田 秀 夫 君
 6 番 江 元 梅 彦 君
 8 番 荒 井 勝 彦 君
 10番 横 田 全 博 君
 12番 大 崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２７名）

町 長 神 谷 信 行 君
 教 育 長 山 本 敬 君
 総 務 部 長 本 多 孝 行 君
 厚 生 部 長 坂 本 順 一 君
 建 設 部 長 斎 藤 功 君
 総 務 課 長 杉 本 康 寿 君
 税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君
 秘書広報課長 谷 川 徳 寿 君
 福 祉 課 長 西 田 林 治 君
 健康推進課長 齋 藤 孝 茂 君
 環境保全課長 岩 本 健 市 君
 都市整備課長 石 川 喜 次 君
 学校教育課長 日 比 郁 夫 君
 学 校 給 食
センター所長 夏 目 明 房 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君
 会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君
 企 画 部 長 沼 田 治 義 君
 経 済 環 境 部 長 竹 内 康 雄 君
 教 育 部 長 牧 守 君
 防 災 安 全 課 長 石 濱 克 彦 君
 企 画 政 策 課 長 磯 貝 尚 美 君
 住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
 子 育 て 支 援 課 長 山 下 幸 子 君
 産 業 振 興 課 長 天 木 孝 利 君
 建 設 課 長 鈴 木 学 君
 水 道 課 業 務 係 長 中 川 徹 君
 生 涯 学 習 課 長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

本定例会も最終日を迎え、いよいよ年度末、別れのと看、また出合の季節となりましたが、ここ議場にいる皆様は住民の代表であり、よくても悪くてもこの場で物事が決まていきます。誇りと責任を持ち、最後の最後まで気を緩めずに努めていただきたいと思います。

きょうはWBCが大変気になります、しっかりと努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、始めさせていただきます。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか、電源をお切りいただくようお願ひいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

鈴木水道課長でございますが、病気療養のため欠席させていただき、代理として中川水道課業務係長が出席をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、発言してください。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

私のほうから諸般の報告を1件申し上げますので、よろしくお願いいたします。

教育委員の辞職について、去る2月14日付にて、河和学区選出教育委員の加藤信氏から、一身上の都合により3月末日をもって教育委員を辞職したい旨の届け出がありました。

教育委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条により、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる」と定められていることから、同日に開催された定例教育委員会において協議したところ、承認された旨の報告を受け、後日、私も同意をいたしました。

加藤委員におかれましては、平成24年10月1日より教育委員に御就任され、昨年9月定例会において再任の同意をいただいたところでございます。

委員在職中は、保護者代表教育委員として、積極的に学校行事に参加され、常に本町の子供たちのことを考えて、大所高所より御意見をいただきました。

また、本年度におきましては、5市5町の教育委員会で構成される知多地方教育事務協議会の会長職に就任され、立派にその重責を果たしてくださったことを心より感謝を申し上げるところでございます。

私といたしましても非常に残念でございますが、御本人の意思を尊重することといたしました。

なお、後任人事につきましては、4月に入りましたら関係する区長さんから推薦をいただき、6月定例会において議会の同意を得た上で、7月1日付にて発令したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから
議案第6号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで4件一括

○議長（森川元晴君）

日程第1、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから議

案第 6 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてまで、以上 4 件を一括議題とします。

以上 4 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る 3 月 15 日午前 9 時より、役場 3 階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第 5 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3 議案については、審査、採決の結果、全員賛成により、また、議案第 6 号 美浜町税条例等の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、賛成多数により可決されました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第 6 号において、環境性能割の申告納付制度は従来どおりか、誰がいつ申告するのかとの質疑があり、従来どおりであり、当面の間、県が徴収する、申告は自動車取得時で、従来取得税と同じ扱いであるとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、4 議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第 3 号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第４号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第５号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。２番 山本君。

○２番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第６号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

提案理由の説明会等では、この条例改正案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う

ための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、これらが改正されたことに伴うものとされております。

さらに質疑で内容を確認しましたところ、基本が現行８％となっている消費税を１０％に引き上げることを前提としたものがほとんどでございます。

しかも内容的には、これまで国民の多くの皆さんが物を大切に使い、古い車であってもしっかり手入れをして長く利用してきたもの、これを燃費が悪いとかの理由づけをしながら、新車の購入を促すような仕組みも生まれております。

消費税に関しては、一般会計予算の討論のところでも詳しく指摘したいと思っておりますので、この条例改正について、先ほど指摘したように消費税を１０％に引き上げることを前提にしたものであることから、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第６号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第７号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第８号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで２件一括

○議長（森川元晴君）

日程第２、議案第７ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第８号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上２件を一括議題とします。

以上２件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る３月１７日午前９時より、役場３階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として教育長初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第7号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての2議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第7号において、引き上げ対象世帯数はとの質疑があり、医療分で40世帯、支援金分で60世帯を見込んでいるとの答弁がありました。

また、今回の改正は、課税限度額の引き上げのみでよいかの質疑があり、課税限度額の引き上げのみであり、医療分と支給分がそれぞれ2万円引き上げられ、85万円が89万円となるとの答弁がありました。

なお、議案第8号につきましては質疑はありませんでした。

また、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となりました議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森川元晴君）

日程第４、議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となりました議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第４号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

巡回バス委託料の減額理由はとの質疑があり、３台分を10月から計上していたが、１台分が登録の都合で11月からの委託となったためとの答弁がありました。

また、総合公園借地料減額の理由はとの質疑があり、算定の基礎となる課税標準額の下落に基づく再算定によるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第４号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

コミュニティ拠点整備事業として計上された古布老人憩いの家の整備工事について、地方創生事業として不採択となったが、もうチャンスはないかという質疑があり、地方創生事業としての実施は難しいが、他の交付金があれば実施したい、また、内容は施設修繕、トイレ改修等であり、財政事情により一般財源での整備も検討するとの答弁がありました。

また、多世代交流施設も不採択だったが、同様の考えか、特定教育保育施設給付事業はどうかとの質疑があり、ほかの地方創生メニューで該当する交付金があれば実施したい、特定教育保育施設給付事業は地方創生事業ではなく、知多大和幼稚園の施設型への移行に係る分を負担するものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から

議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第11 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、引き続きまして御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 平成28年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 平成28年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第6、議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となりました議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 平成28年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算

○議長（森川元晴君）

日程第7、議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となりました議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、少し長くなりますが、御報告させていただきます。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、県派遣職員負担金についての内容はその質疑があり、平成29年度より2年間、県市町村課より課長補佐級職員を受け入れる、職務内容は、まちづくり事業、地方創生事業、奥田駅東部開発事業などの実施手法・財源確保等の指導をしてもらうとの答弁がありました。

また、巡回バスの路線決定基準は、地域交通を考えたとき、隣町との広域連携が必要と考えるが、検討したかとの質疑があり、平成14年度野間支所・上野間出張所廃止の代替として開始、路線は大きく変わっていないが、1周2時間を基本に便数の維持を重視して、要望、空白地帯等を考慮し、見直し対応している。

広域連携は一理あり、増車の際に考えたが、広域が必要なのは街がつながっている都市部であり、布土と富貴を考えると、まち境は人口も少なく、需要も少ないと考える、現行の運行体制では無理で、増便のための財源は厳しいとの答弁がありました。

また、防犯カメラの使用料について購入したほうが安くないか、記録したデータはどのように利用しているのかとの質疑があり、河和駅1基、知多奥田駅2基分の使用料で、録画データは必要に応じ利用している、保守管理料込みでリース契約途中である、導入時より機器代も下がっており、更新時には購入も含め検討したいとの答弁がありました。

また、基金管理について、中長期財政計画を考えると、保育所、学校等の建てかえ等のために基金を計画的に

積み立てる必要があのではとの質疑があり、町長も積み立ての必要性を感じているが、現在の財政状況では当初予算から積立金を計上することは難しい、決算余剰金の中から少しずつ積み立てていきたいとの答弁がありました。

また、シティプロモーション事業は平成29年度に何をするのか、地方創生事業はどういった事業があるのかとの質疑があり、平成29年度はみはまデイズ3.4を作成する、冊子形式ではなく、フリーペーパーの新聞タイプを考えており、婚活・子育てをテーマにしたい、ホームページでもみはまデイズを更新しており、平成29年度は移住支援として美浜で暮らす人々、働く人を取り上げたい、その他美浜町の商品開発ブランド化・人材育成・美浜町地域大学・リーダー養成勉強会・イルミネーションナイトツアーなどを計画しているとの答弁がありました。

また、区長報酬、行政協力交付金の基準、内訳はとの質疑があり、区長報酬は、条例により1人当たり年26万6,200円、行政協力金は、各区にお願いしている業務に対するもので、固定割、面積割、人口割、世帯割により算出しているとの答弁がありました。

また、国際交流メモリアル事業交付金の内容はとの質疑があり、ことは、音吉の生誕200年、没後150年を記念して実行委員会を組織し、10月8日にサブアリーナで音吉の生涯についてのミュージカルを地域活性化センターの補助により実施するとの答弁がありました。

また、4款衛生費において、浄化槽整備事業調査等委託料の内容は、密集地域等の設置困難な家屋への大型合併処理浄化槽の設置はとの質疑があり、コンサルタントによる町内各地域の状況把握、平成28年度アンケートの結果に基づく財政計画の作成、条例・規則の検討などである、大型合併処理浄化槽の設置についてもその中で検討するとの答弁がありました。

また、6款農林水産業費において、地域ブランド化推進事業交付金についてのこれまでのノウハウと、今後それをどう生かすか、6次産業化のための販路確保と安定供給はとの質疑があり、本来捨てるものを使い、そこにストーリー性を持たせること、専門家の指導を受け、展示会出展など多くの人の声を聞くマーケティングを行ったこと、平成28年度に商品化はできた、販路については、食と健康の館、つくだ煮街道、観光協会を考えているとの答弁がありました。

また、7款商工費において、ビーチランド年間パスポートの申請場所、対象人数、申請見込みはとの質疑があり、申請用紙を町内各保育所・幼稚園で配布し、申請はビーチランドで行ってもらう、平成29年度の対象者は476人、申請見込みは380人であるとの答弁がありました。

また、食と健康の館事業で、来年度、何か大きな事業はとの質疑があり、工事費としての砂の足洗い場整備を予定、その他マルシェ的なものを毎月開催したいと考えているとの答弁がありました。

また、8款土木費において、準用河川等維持修繕工事について、3月補正で1,100万円減額し、平成29年度に執行とのことだが、400万円しか計上していないのはなぜかとの質疑があり、執行は平成30年度を予定しているとの答弁がありました。

また、運動公園事業は、都市計画税を負担する人と使用する人がマッチしていない、都市計画税でつくる施設ではないのでは、またトレーニングセンターはあるかとの質疑があり、トレーニングセンターは考えていない、利用者と負担者がマッチしていないことは承知しているが、今後、20年、30年を考えたとき、この事業は必要と考えているとの答弁がありました。

また、排水路新設改修工事について、実施場所は決まっているのか、選定方法はとの質疑があり、各区からの要望を精査し、利用頻度、利用者数等により優先順位をつけ、場所については決まっているとの答弁がありました。

また、花壇コンクールと小野浦ドッグランはとの質疑があり、花壇コンクールは平成28年度で中止、老人クラブにかかわらず、住民参加できるような形で平成30年度の再開を目指す、小野浦ドッグランについては平成30年度より廃止する予定であるとの答弁がありました。

また、9款消防費において、防災倉庫の塗りかえについて町にかわってボランティアが実施する場合、ペンキ等の材料支給はできるのかとの質疑があり、予算範囲内で対応するとの答弁がありました。

また、防災トイレ、防災備品の備蓄状況は、何人が何日使えるのかとの質疑があり、防災トイレについては、各避難所となる学校に2基ずつ配備を目指し、現在、2基目を整備中である、防災備品としては、仕切り板ダンボール、ハンマーなど避難所で使用するものを備蓄している。水を使わず自己分解するタイプで、9,000回、およそ30日以上使えるとの答弁がありました。

また、消防団支援経費は計上されているのかとの質疑があり、予算としては特段計上していないが、職員手づくりで募集チラシを作成するなど協力するとの答弁がありました。

次に、歳入全般について、固定資産税、都市計画税を負担する高齢者の実態をどう捉えているのかとの質疑があり、法令に従い課税している、個々の収入状況と比較しないと判断は難しいとの答弁がありました。

なお、予算全般について、少子高齢化、人口減少等、将来を見据えた賢明な予算と評価できる、元気な高齢者をふやし、ひと・まち・健康に輝くまちみはまの成果を期待して賛成するとの賛成討論がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員長の報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

まず、歳出を款ごとに御報告をいたします。

2款総務費において、地方公共団体システム交付金はとの質疑があり、マイナンバー個人番号カードの作成を地方公共団体システム機構に委託している経費であるとの答弁がありました。

また、3款民生費において、高齢者タクシーについて枚数をふやすような検討はしたかとの質疑があり、初乗りの距離を延長する検討はしたが、実務上、困難であり見送った、枚数の増については、利用回数の実績は伸びていないが、利用者数は伸びており、その部分は増となっている、枚数については利用回数実績が伸びてきたときに検討するとの答弁がありました。

また、国保会計への一般会計からの繰出金が2,000万円伸びているが、今後の見込みはとの質疑があり、法定外繰り入れとして福祉医療波及分が1,400万円増となっている、精神関係が伸びている、今後については、被保険者は減ってきているが、1人当たりの医療費がふえている、高額医薬品が保険対象となった影響と思われるとの答弁がありました。

また、保育所再編計画策定委託について、委託結果をどのように統廃合に位置づけるか、その考えを聞かせてほしいとの質疑があり、計画は統廃合を視野に入れているが、乳児保育はふえており、乳児の合同保育、複式学

年保育、知多大和幼稚園での乳児預かり開始など、今後の動向も見ながら検討していくとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブの入所条件は、宿題も見てもらえるのかとの質疑があり、日中、子供の面倒を見る親、祖父母のいない子供たちが対象である、宿題については、自主学習の場を提供しており、教えることもある、対象が高学年までとなり、利用もふえてきたことから、増設することとなったとの答弁がありました。

また、4款衛生費において、知多厚生病院への施設整備補助金について最終年度となるが、30年度以降はとの質疑があり、現時点では未定であるとの答弁がありました。

また、医療廃棄物処理委託料は、また高齢者インフルエンザ予防接種委託は何人を見込んでいるのかとの質疑があり、医療廃棄物処理委託は予防接種で使用した針などの処理委託であり、高齢者インフルエンザ予防は3,500人を見込んでいるとの答弁がありました。

また、10款教育費において、学校ICT機器借上料が1,100万円増となった理由はとの質疑があり、学校校務サーバー、教師用パソコン等を一括したこと、センターサーバーをクラウド化したこと、タブレット端末を導入したことによる増であるとの答弁がありました。

また、学校再編計画策定委託はとの質疑があり、委託の内容は、小・中学校の現状把握、児童・生徒数、施設の状況、適正規模、立地などで、今後の教育委員会で検討資料、住民への説明資料などとする、1年で資料を作成し、その結果を受け、今後のスケジュール・方針等を検討するとの答弁がありました。

また、スクールバスについて対象8人とのことだが、減った場合の対応は、巡回バスの利用はとの質疑があり、スクールバスは専用車で、必ず運転委託をしており、通学に支障がないようにするには、巡回バスでは対応が難しい、対象者が減ってきた場合、タクシーの利用等も検討するとの答弁がありました。

次に、歳入全般につきまして、保育園の歳入はとの質疑があり、保育所運営費負担金、自由契約児保育所使用料、延長保育使用料が運営に係る歳入である、また、知多大和幼稚園の認定こども園分として、国庫負担金と県費の負担金・補助金があるとの答弁がありました。

また、自由契約時の割増料金について近隣でとっていない市町村はないかとの質疑があり、ないと認識しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、反対討論。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論いたします。

まず初めに、指摘したいのは消費税に対する課題であります。

美浜町の財政運営のみならず、住民の生活、また町内の中小の企業の方々の事業にとっても大きな影響を及ぼしている消費税ですが、1989年に3%で導入されて以来、97年には5%に、そして2014年には8%に増税されました。さらには、安倍内閣は2年後の2019年10月に10%への増税を画策しております。

最初に導入されたときも5%、そして8%に引き上げられたときも、政府は消費税の全てを社会保障費に回すと公言しながら、中身は全くのでたらめであります。社会保障費はどんどん削減され、高齢者がふえているにもかかわらず、毎年の自然増分およそ5,000億円近くを削減しております。年金は年々カットされ、また医療費の高齢者負担増、国保の負担でも1割から3割に、後期高齢者医療制度や介護保険制度でも個人負担が年々増加し、導入時の2倍になっております。

一方で、アメリカ軍への思いやり予算だとか、大企業への法人税の減税、高額所得者への優遇税制の温存など、全く逆さまではないでしょうか。

私たち日本共産党は、社会保障の充実や財政危機打開策の道しるべとして、消費税ではない別の道があると提言してきました。具体的には、大もうけしている内部留保金を使い切れないでいる大企業に対しては、もうけにふさわしいそれ相応の応能負担の法人税を、また高額所得者に対してもきちっとした税負担をしていただく。さらには歳出の面では、大企業だけの応援だけではなくて、国の予算は福祉、暮らし優先に使えば十分実現可能であります。

美浜町一般会計にも、また特別会計にも消費税が負担されるわけですがけれども、計算していただきましたところ、一般会計だけでも1億867万円にも上ります。ぜひこの消費税の問題、私たち議員からも発言をしておりますけれども、当局からも国に対して消費税によって地方自治体をいじめるな、この声を大にして訴えていただきたいです。

以降、具体的な内容について課題、問題点を指摘していきます。

知多地方税滞納整理機構の負担金ですが、当初3年の予定が、2回サイクルが繰り返され、31年度までさらに3年間継続することが表明されました。これまでに、既に美浜町職員のスキルアップ、徴収技術の会得は済んでいると思います。それ以前に、町職員が独自で徴収事務に当たっていたときでも、町民に寄り添って、大変な方には分割納入など相談に乗ってきたところですよ。早くこの機構から脱退し、町民目線で心の通った温かい姿勢での徴収事務に努めていただきたいです。

高齢者の福祉の分野ですが、まず、保養施設利用助成です。

かんぼの宿の温泉の利用券でございますけれども、70歳以上の方に2枚ずつ、これを高齢者を応援する立場から少しでも見直していただきたい。例えば年齢を5歳引き下げるとか、枚数を3枚に戻しても予算的にはほんの少しの負担で済むのではないのでしょうか。

もう一点は、先ほど文教の委員長からも質疑報告の中でありました高齢者タクシーの料金助成事業です。

年間12枚の補助枚数をふやすことも含めて、実は申し込みそのものがまだ少ないのではないのでしょうか。高齢者の方や家族の方から手続きが面倒で、二の足を踏んでいるとの声も私たちに寄せられております。また、この事業そのものを知らないでいる方もいるのではないのでしょうか。PRも含めた運用の改善を求めるものであります。

3款児童福祉費の中の美浜町保育所再編計画作成業務、10款の教育費の中の美浜町学校再編計画策定業務、これは関連がありますので、一緒に指摘したいと思います。

この再編計画については、今回は基礎データ資料の整理からということですが、この作成に当たっては全てを業者に委ねるだけではなくて、教育関係者初め地元住民、あるいは保護者の皆さんと事前によく討議を重ねて、先日も別の課題ですがけれども、円卓のテーブルで町民の皆さん、各分野の意見を寄せる取り組みがありましたけ

れども、そういう形で多様な町民の意見を組み入れていただきたいと思います。

さらに保育所も小学校についても、基本的には私たちは自分の足で通えるところというのが基本でなければならないと考えます。行政サイドの上から目線ではなくて、住民を巻き込んだ計画の作成とその後の検討を求めるものであります。

奥田駅東部開発、美浜町運動公園整備事業についてでございますけれども、日本共産党議員団の一般質問や議案質疑の中で課題の説明を求めましたけれども、まともな回答が述べられませんでした。住民説明会についてもたったの2回、奥田地域に限られておりましたが、それでも住民の理解が得られたと予算化されました。

整備計画の全体構想案ができているのに、詳細設計がまだできていないのでとか、また、事業費等についても施設整備になるか確定しないので、確定してからということで町民の皆さんには数字はほとんど示されていませんでした。ところが、議会での私たちの質問や追求に対しては、現時点での試算が次々と示されたのでないでしょうか。

私たちは求めます。全町民に対して、現時点での計画図は変更もあるでしょう。ですけれども、現時点で持っている計画図を示し、利用者の見通しや全体事業費、都市計画税の負担をしていく状況、借金の返済計画などを町民に示して、このまま進めていいのかどうか、住民に判断を求められていると考えます。いかがでしょうか。

これに関連して都市計画税について一言触れさせていただきます。

都市計画税は、固定資産税と並んで住民の皆さんにとって非常に重い負担となっています。特に旧市街地にお住まいで高齢者の皆さん方、とりわけもと農業をやっていた方とか、自分の住まいの周りに畑等を持っている方、面積も広いです。当局のほうは資産があるから払ってもらって当たり前だと言われますけれども、実は現金収入がなくて、子供たちが外に出ていってしまった。そして、今の土地の状況からしますと、土地を売買して税金を納める、こういうこともままなりません。特に国民年金だけの皆さんは、本当に四苦八苦して固定資産税・都市計画税を納めております。

運動公園整備事業では、この都市計画税が財源の中心であります。多くの皆さんからこの税金を誰が払っているのか、そしてこの事業ででき上がる陸上競技場をその方々が利用することはあるのだろうか、どこの人が使うのだろうか、こういうふうに本当に心配されております。都市計画税本来の趣旨というか、目的税であります。今、皆さんが住んでいるところの住環境整備にこそ使っていただきたいというのが多くの町民の皆さんの声ではないでしょうか。

この事業が続けば、神谷町長が公約した都市計画税の見通しについても、平成46年まで全く見直すことができません。町長が46年度以降も町長を続けていれば別の話ですけれども、率直に公約違反ということをお認めになりますでしょうか。

もう一点、今回の予算の中には、地方公会計業務、あるいは町有財産連結作業委託というのがあります。いずれも役場本庁舎初め、町の公共施設、設備の中長期的な管理に係る経費になると思いますけれども、昨年は公共施設の長寿命化計画策定、いわゆる全体の施設の検討もされておりますけれども、皆さん御承知のように、役場本庁舎も各地にあります公民館等、あるいは保育所、小・中学校など、施設の多くは建築後40年を越えてきております。また、町道に係る橋梁なども含めて公共施設、インフラ設備も同様であります。

私たちは、以前の一般質問でも指摘しましたけれども、財政の中長期計画が示されていないことを本当に心配しております。この件に関して、以前、総務部長からは、絶対必要だから前向きに検討する旨が表明されておりますけれども、今、どこまで進んでいるか別に返答を求めるつもりはありませんけれども、早い段階で発表していただきたいと思います。

先ほど指摘しました町の保育所再編計画並びに10款の学校再編計画業務でも、早ければもう10年先にはどこを建て直すのか、統廃合するのかという建てかえの事業が始まってくるわけです。ということは、もう5年ぐらい先にはそういう予算のことも検討に入らなければならないと思いますので、財政の中長期計画を早急に示していただきたいと思います。

原稿書いておってちょっと書き間違っ、消しちゃったので、ちょっと口頭で話しますが、先ほど文教の委員長からありました知多厚生病院施設整備事業補助金2,580万円が今年度で終わります、これ10年間ですね。ぜひ検討していただきたいのは、次のどういう形になるのかわかりませんが、以前、同僚議員何人からも話が出ている病児保育の問題、病児保育というのか、病後児保育というのか、これをぜひ子育て・少子化対策の大きな事業として美浜町が主体となって知多厚生病院に本当に真剣に相談しながら、実現のために準備に入っていただきたい。予算を乗せてということではありませんけれども、関連してそのことをぜひ追加していただきたい。

以上、幾つかの課題を指摘しまして、29年度の一般会計予算の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。13番 丸田君。

○13番（丸田博雅君）

それでは、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算について、チャレンジ美浜を代表し、賛成の立場で討論いたします。

町財政は、地価の下落、景気の低迷、特に働く世代、いわゆる生産者世代の減少、町外への流出による人口減少などにより厳しさを増しております。平成29年度予算編成も大変御苦労されたことと思います。町財政が厳しいのは、公共施設整備基金の取り崩しに見てとることができます。この基金は公共施設の整備のみ充当されるもので、通常の財源不足に対して取り崩される財政調整基金とはその目的を異にしております。

今回、公共施設整備基金を取り崩す一つの要因は、奥田駅東部開発事業に充てるためであると理解しております。もちろん基金を取り崩さず事業を実施することが望ましいことは言うまでもありませんが、そうした財政状況にないことも承知しております。しかし、知多奥田駅東部開発は、この公共施設整備基金を取り崩してでも実施すべき事業であると我々は考えております。

この事業については、住民説明会では事業実施を求める声が多く聞かれたものの、残念ながら、まだ多くの住民に、この日本で少ない大学のある町という特性を生かしたまちづくり、若い世代に夢と希望を与えられる起爆剤となる一方、防災面でも重要な役割を果たすという事業の内容、目的、重要性が理解されておられません。町当局においては、住民全体に対する丁寧な説明と理解を得る努力をされることを切に願っているものであります。

さて、新年度予算に計上された事業は、これだけではありません。合併処理浄化槽による町生活排水処理対策のさらなる推進はもとより、住生活環境の充実と人口減少対策にもつながる市街地再編計画の策定、空き家対策など、今、取り組まなければならない事業はしっかりと予算が計上されております。

また、地方創生交付金を活用して地域ブランド商品の調査・研究・開発や情報発信、各種まちづくり事業など、地域の活性化に力を入れたほか、特別交付税制度を利用して、地域の医療の充実、安定した救急医療体制の確保等を図るため、知多厚生病院に運営費を補助するなど、財源確保のための努力も感じられます。

さらに、昨年度、充実させた巡回バスの継続は、買い物弱者対策としても大変有効であるほか、事業所等に対

する合併処理浄化槽設置補助は、商店等事業所の誘致に役立つ施策であると評価しております。このほか、消防体制の強化を図るため、消防団詰所の新設、奥田放課後児童クラブの増設整備、認定こども園への運営支援、保育所保育室へのエアコンによる保育環境の充実、全小学校への外国語活動指導員の増員など、安心・安全・教育に対する予算も計上されております。

なお、来年度、保育所・小中学校再編計画を策定されるとのことでもあります。少子化が進行する中、避けては通れない問題ではありますが、単なる統廃合ではない、特色ある保育環境や学校教育の整備により、美浜町の子育て環境が魅力あるものとして評価され、子を産み育てるなら美浜町と言われるような計画が策定されることを期待しております。

最後に、奥田駅東部開発事業、市街地再編事業、総合公園拡張事業、合併処理浄化槽整備事業など、大型プロジェクトがめじろ押しであることも十分考慮し、これらの事業全てを行政と議会が団結し、絶対に成功させるのだという気概を持って当たることを肝に銘じ、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。6番 江元君。

賛成討論ですね。

○6番（江元梅彦君）

はい。

議案第14号 平成29年度美浜町一般会計当初予算について、政和会を代表して賛成の立場より討論をさせていただきます。

改めて言うまでもなく、我が国は少子高齢化による人口減少社会に突入しており、本町においても出生児童数は年々減少し、高齢化が加速しております。少子高齢化の影響は、地方交付税、個人住民税の減にとどまらず、空き家の増大、学区単位での小・中学校の存続の危機、ひいては地域コミュニティの崩壊といった問題にもつながる深刻な問題であります。これは遅かれ早かれ全国どの自治体も避けては通れないものであり、いかにこの社会構造の変化に対応し、地域住民の生活を守っていくのか、将来を見据え、判断を誤らず、次世代につなげていくことこそが神谷町長に課せられた使命であります。

さて、神谷町長の判断、かじ取りはいかがでありますでしょうか。

本議会に提出された平成29年度美浜町一般会計予算でございますが、歳入を固く見積もる一方、事業計画を見直し、縮小された総合公園の拡張事業に加え、知多奥田駅東部に新たに運動公園を整備する事業に要する予算も計上されております。この事業に対しては、同僚議員からも、また住民からも懸念の声があることは確かでありましょう。しかし、それ以上に停滞する駅前開発を少しでも進めてほしい、今、この事業をしなければ、このまま日本福祉大学の学部移転が続けば、美浜町はどうなってしまうのか、そういった多くの声が寄せられていることも事実であります。人口減少対策、地域経済の活性化、交流人口の拡大、今、本町が取り組むべき最優先課題とも言えるこれらの問題に応える施策としてこの事業を推進する町長の判断に誤りはないと考えております。

もちろん町の財政を破綻させてまで事業実施することは許されません。そのことは、町長を応援する立場ではありますが、しっかりとくぎを刺ささせていただきます。正しい財政見通しと需要予測に基づく執行に努めていただくことを強く要望するものであります。

また、新年度予算には、町長の選挙公約でもありました既成市街地再編のための予算も計上されておりました。衰退する旧市街地を何とかしなければとの思いは、我々議員だけでなく、全ての住民共有のものであります。来

年は整備計画の策定ということですが、絵に描いた餅とならないよう、実現可能で住民に納得してもらえる計画を策定されることを切に願います。

また、美浜の里構想については、「誰もが生涯にわたり活躍できるまち美浜」の創造、美浜町全体が美浜の里構想の舞台であるとの考えは、美浜町の将来像を思い描くとき、大変共感できるものであります。その構想の実現に向けた組織づくり、拠点づくりなど、着実な取り組みを支持するところであります。

さらに空き家対策、生活排水処理対策を初め水道事業会計ではありますが、町の観光振興とも関連する総合公園から上野間配水池への水道管布設など、政和会として一般質問等で取り上げ、要望してきた事業のほか、先ほど同僚議員が賛成討論にて取り上げました住民福祉に直結する各種事業も盛り込まれており、限られた財源の中、住民の期待に応えるべく努力された予算であると評価をいたします。

ただ、厳しい予算編成であったとはいえ、町の貯金である基金を大きく取り崩し、繰り入れたことは厳しく受けとめております。もちろん町当局は長期的な財政計画に基づく基金運用をされていることは信じております。将来世代に負担を残さず、「住んでよかったまち、住みたくなるまち美浜」の発展・継続のために、公共下水道事業の中止を訴え町長となられた神谷町長の基本理念を貫かれることを信じ、賛成討論といたします。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 平成29年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（森川元晴君）

日程第8、議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3議案につきましては、審査、採決の結果、議案第15号は全員賛成により可決、議案第16号及び議案第17号は賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第15号において、平成28年度末の基金の残高はとの質疑があり、約9,100万円の見込みですとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 平成29年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森川元晴君）

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

議案第16号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

75歳になると、今まで加入していた社会保険や国民健康保険から追い出されて、後期高齢者医療に加入しなくてはならないのは御存じのとおりです。個人加入の保険ですので、御夫婦がそろって75歳になれば、保険料は世帯ではなく、1人ずつ払わなくてはなりません。割高で大変です。年金が1月1万5,000円あれば口座から天引きとなり、1万5,000円ない人は普通徴収となります。

国民年金の平均的受け取り額は全国平均で1月4万9,000円です。この低い年金では、後期高齢者医療の保険料を払うのは大変です。高齢になり、長寿を喜ぶこの時期になぜこんな保険制度をつくったのでしょうか。つま

りは、お年寄りがお金を使わないようにするためだと考えます。しばらく前に、自民党の閣僚の一人が、年寄りにお金を使うのは枯れ木に水をやるようなものだと言ったことがあります。覚えてみえますか。老い先短い年寄りが、現役世代と同様に病気の治療にお金をかけるのはもったいないというのでしょうか。長い間、社会に貢献してきた高齢者です。十分病気の治療をしていただき、人間の尊厳を守るような扱いが大事だと思います。私たち日本共産党は後期高齢者医療制度は撤廃し、お年寄りが安心して医者にかかれる、そして安心して老後を暮らしていける制度を時間をかけてつくるべきだと考えます。

以上で終わります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 平成29年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。3番 鈴木君。

○3番（鈴木美代子君）

議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度が始まって16年がたち、介護の社会化にはほど遠いサービス利用の抑制と利用者の負担増が続いています。

また、2015年4月から、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護の総合法が実施されました。

安倍首相は、新3本の矢で一億総活躍社会を目指すとし、その目標の一つに介護離職ゼロと掲げましたが、本来に家族の介護負担は減り、介護離職はゼロになったのでしょうか。

介護現場の皆さんに、先日、お話をお聞きしました。介護報酬を下げ、施設運営を厳しくしておいて、本人や家人の十分な支援ができない状況をつくっておいて、介護離職ゼロなんて絵に描いた餅だと怒ってみえました。このままでは介護心中、介護殺人、介護離職はなくなりません。

また、保険料についてです。

保険料は、制度がスタートした当初2,500円でしたが、3年ごとに見直されて、第6期分の保険料は5,100円と2倍以上にはね上がりました。町民にとってはこの負担は大変であり、団塊の世代が70歳を超える2025年ごろには保険料は8,000円を超えると厚生労働省は試算しています。

私たちはどんなときでも住民の暮らしが第一に考えています。

最後に、美浜町独自の低所得者対策、つまり保険料や利用料の減免制度をぜひ設けてほしいと求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 平成29年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（森川元晴君）

日程第9、議案第18 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

ただいま議題となりました議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算については、審査、採決の結果、賛成多数により、また、議案第19号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算及び議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算については、審査、採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第18号において、物件補償費の内容はとの質疑があり、従来の土地取得事業で用地取得する際の建物・立ち木等に対する補償であるとの答弁がありました。

また、議案第20号においては、総合公園と上野間を結ぶ水道管布設はどちら側から整備するのか、設置区間は通水するのかとの質疑があり、総合公園側から実施し、通水は条件に応じて行うとの答弁がありました。

また、老朽管は町全体でどれくらいかの質疑があり、平成26年度末で15%であるとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、議案第20号において、防災面からも、観光振興の面からも積極的な予算となっており、賛成するとの賛成討論がありました。

なお、他の議案については討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。2番 山本君。

○2番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の土地取得の内容が、知多奥田駅東部開発事業の美浜町運動公園事業に関係する土地の購入がメインで含まれております。日本共産党議員団の一般質問でも取り上げて、先ほどの一般会計予算の反対討論の中でも指摘しましたので、多くは述べませんが、駅前整備の事業が必要としても、今この時期に陸上競技場が美浜町民にとって本当に緊急を要する要望でしょうか。同僚議員は最優先課題だと言いましたけれども、私はそのことは町民にとってもなかなか理解できない、このことを思います。

そして、この事業の財源を都市計画税からひねり出すわけですが、多くの町民の皆さんが負担している都市計画税が本当に苦しい事情を抱えて納税していること、都市計画税は自分たちが住んでいるところの住環境の整備にこそ使っていただきたいという町民の皆さんのお気持ちから離れて、都市計画税ありきで進められていることに町民の皆さんからは苦情が寄せられております。

この2つの点を特に強調して指摘をし、反対討論とさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 平成29年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 平成29年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 平成29年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを一括議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、閉会に当たり、私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。

今定例会に御提案をいたしました同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを初めとして21件いずれにつきましても慎重審議の上、全議案を御承認いただきましたことに対し、まずもって厚くお礼申し上げます。

さて、暦も春分を過ぎ、桜の便りも届き始めるなど、春の訪れを感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となりました。間もなく始まる新年度においても、よりよいまちをつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすいまちにしたいという思いを遂げられえるよう、新たな気持ちで日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において御理解、御協力を願うことも多々あろうかと思いますが、御高配をいただきますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成29年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時40分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月22日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 鈴 木 美代子

議員 大 崎 卓 夫